議事日程(第1日)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

日程第5 議案第65号 請負契約の締結について

議案第66号 請負契約の締結について

議案第67号 請負契約の締結について

議案第68号 請負契約の締結について

議案第69号 請負契約の締結について

議案第70号 請負契約の締結について

議案第71号 請負契約の締結について

日程第6 議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 議案第53号 平成5年度可児市一般会計補正予算(第1号)

議案第54号 平成5年度可児市平牧財産区特別会計補正予算(第1号)

議案第55号 平成 5 年度可児市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議案第56号 平成5年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第57号 平成 5 年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

議案第58号 平成 5 年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第59号 可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正す る条例の制定について

議案第63号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に ついて

議案第64号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

会議に付した事件

日程第1から日程第7までの各事件

	0047)										
出席議員(26名)										
議席番号		氏		名		議席番号		氏		名	
1番	高	木	利	行	君	2 番	遠	藤	久	夫	君
3 番	亀	谷		光	君	4 番	芦	田		功	君
5 番	太	田		豊	君	6 番	小	池	邦	夫	君
7番	村	上	孝	志	君	8番	渡	辺	佳	彦	君
9 番	大	沢	和	明	君	10番	渡	辺	朝	子	君
11番	近	藤	忠	實	君	12番	続	木	重	数	君
13番	可	児	慶	志	君	14番	今	井	成	美	君
15番	河	村	恭	輔	君	16番	大	江	金	男	君
17番	勝	野	健	範	君	18番	村	瀬	日出	出夫	君
19番	渡	辺	重	造	君	20番	小	池	優え	と助	君
21番	松	本	喜作	と 子	君	22番	奥	田	俊	昭	君
23番	田			進	君	24番	林		則	夫	君

欠席議員 (なし)

25番

林 義 弘 君

説明のため出席した者

市		長	鈴	木	告	也	君	B	力			役	ł	纐	纈	義	昭	君
収	入	役	Щ	田		豊	君	孝	攵	Ĕ	Ì	長	;	渡	邉	春	光	君
総	務 音	『 長	山	П	正	雄	君	E	₹	生	部	長		小	池	勝	雅	君
経	済 部	『 長	可	児	文	_	君	3	ŧ	設	部	長	;	井	藤	實	義	君
水	道部	『 長	大	沢	守	正	君	7	畐袓	上事	務所	f長	į	鈴	木	益	廣	君
教 (約	育物	て 長 務)	可	児	征	治	君	孝	牧 (学	育 2校	次 教育	長	,	吉	田		博	君
秘	書語	₹長	長	瀬	文	保	君	糸	忩	務	課	長		奥	村	雄	司	君
市	民 誃	₹長	青	Щ	嘉	佑	君	見	豊	政	課	長	ı	曽	我	宏	基	君
+	★ 弩	₽Ę	司	ΙÐ	紨	≴ Π	7											

澤野隆司君

26番

出席議会事務局職員

書

議会事務局長林邦夫係長篭橋義朗書記勝野正規ま記脇坂忠志

開会 午前 9 時30分

議長(奥田俊昭君) 皆さん、おはようございます。

記 山田美保

梅雨入り宣言をされまして以来、好天に恵まれておる今日でございますが、本日、平成5年度の第3回可児市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

開会及び開議の宣告

議長(奥田俊昭君) ただいまの出席議員は26名でございます。したがって、定足数に達しております。これより平成5年度第3回可児市議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、市長から特に発言を求められておりますので、これを許します。 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 本日、平成5年第3回可児市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、極めて御多忙のところ定刻に御参集賜り、まことにありがとうございます。

今月に入りまして暑さも本格化してまいりましたが、議員各位におかれましてはますます 御健勝の御様子、まずもってお喜び申し上げます。

市制10周年を経過した新生可児市として、再スタートの年となりました平成5年度も2ヵ月を経過いたしましたが、おかげをもちまして市政も順調に進展いたしております。これもひとえに議員各位を初め、市民皆様の御協力のたまものと厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に御提案申し上げます案件は、承認を求めるもの7件、予算6件、条例6件、工事請負契約の締結7件、人事案件1件の計27件でございます。詳細につきましては後ほど御説明申し上げますが、いずれも市民生活に密着した重要案件ばかりでございますので、何とぞ十分御審議をいただきますようお願い申し上げます。

また、特別養護老人ホーム等用地造成工事の請負契約につきまして、今会期中に追加提案 させていただく予定でございます。何とぞよろしく御理解いただきますよう重ねてお願い申 し上げます。

以上、お願い申し上げまして、今期定例会開会に際しましてのごあいさつといたします。 議長(奥田俊昭君) 次に、諸般の報告を事務局長からいたさせます。

事務局長。

議会事務局長(林 邦夫君) それでは、諸報告を申し上げます。

議長会の件でございますけれども、去る4月22日、第76回東海市議会議長会定期総会が一宮市で開催されました。5月25日、中濃六市議会議長会が各務原市で開催されました。5月27日、第69回全国市議会議長会が東京都において開催されました。6月4日、第21回人口急増過密都市議会協議会定期総会が東京都で開催されました。なお、東海市議会及び全国市議会議長会の席上におきまして、田口議員の10年以上の永年勤続議員としての表彰を受けられましたので、御報告申し上げます。その内容につきましては、お手元に御配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長(奥田俊昭君) 以上をもって諸般の報告は終わりました。

ここで、田口議員から発言を求められておりますので、これを許します。

田口議員。

23番(田口 進君) 議長のお許しをいただきましたので、貴重な時間をいただきまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

ただいま事務局長から御報告がございましたように、東海市議会議長会と、また全国市議会議長会におきまして10年勤続という栄誉ある表彰をいただきました。まことに感激をいたしておるところでございます。

思い起こしますと、私、昭和57年、市制間もなく、お亡くなりになりました林市長の後、 現鈴木市長の誕生の折に市議会の補欠選挙がございまして、当時、現職の先輩議員の方々の 応援をいただきまして、この議会にお世話になって以来、今日こうした栄誉ある賞をいただ きましたのも、市長初め執行部の皆さん方、また先輩議員、そして同僚議員の皆さん方の絶 大なる御指導、御鞭撻のおかげであると衷心より感謝する次第でございます。

これを機にいたしまして、市政発展のために、今まで以上に意を新たにいたしまして全力で頑張ってまいりたいと思いますので、皆さん方におかれましても一層の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたしまして、甚だ簡単でございますけれども、お礼のごあいさつにさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。(拍手)

議長(奥田俊昭君) これより本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長(奥田俊昭君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において11番議員 近藤忠實君、12番議員 続木重数君を指名いたします。

会期の決定について

議長(奥田俊昭君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から6月22日までの16日間といたしたいと思います。これに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 異議がないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 6月22日までの16日間と決定いたしました。

諸般の報告について

議長(奥田俊昭君) 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、専決処分されました事件についてを同条第 2 項の規定により報告、地方自治法施行令第 146条第 2 項の規定による平成 4 年度予算の繰越明許費繰越計算書の報告、及び地方公営企業法第26条第 3 項の規定による平成 4 年度の水道事業会計予算の繰越計算書の報告、並びに地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定による可児市土地開発公社・可児市公共施設振興公社の経営状況を報告する書類が市長から提出されました。それぞれお手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

承認第3号から承認第9号までについて(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(奥田俊昭君) 日程第4、承認第3号から承認第9号までの専決処分の承認を求める ことについての7案件を一括議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長(山口正雄君) では、お手元の平成4年度可児市一般会計・特別会計補正予算書、資料番号2番でございますけれども、最初に承認第3号から7号まで説明をさせていただきます。

承認第3号から承認第7号までは、いずれにつきましても地方自治法の第 179条第1項の 規定によりまして、予算の専決処分をいたしたものでございます。第3項の規定によりまし て、これを報告し、承認を求めるものでございます。

まず初めに、承認第3号の平成4年度可児市一般会計補正予算(第8号) 1ページからお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ 229億 740万 6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

まず歳入でございますけれども、市税につきましては、款におきましてゼロになっております。がしかし、市民税 5,150万増になっておりますが、以降、固定資産税、市たばこ税、特別土地保有税、都市計画税については減額でございます。したがって、市税につきましては、各項以下についての増減で、款についてはゼロとなります。変更はございません。

それから地方譲与税につきましては 4,059万 6,000円の増でございます。消費譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、それぞれ増になっております。

それから利子割交付金につきましても 381万 7,000円の増でございます。

特別地方消費税交付金につきましては、減額の27万 5,000円。

それからゴルフ場利用税交付金につきましても 1,945万 5,000円の増になっております。 また、自動車取得税交付金につきましては 614万 3,000円の減。

地方交付税につきましては 1 億 4,588万 3,000円の増になっております。特別交付税につきましては増がございましたけれども、普通交付税につきましては不交付でございます。

次に、交通安全対策特別交付金につきましては 597万 6,000円の増。

国庫支出金につきましては、国庫負担金につきまして減額の 106万円、これは東可児中学校の校舎新増築事業の補助金単価の増、あるいはその他の増減がございまして、合わせて減になっております。それから委託金につきましては、公共土木災害復旧費及び河川費等で増減がございまして17万 6,000円の減になっております。

県支出金につきましては、県補助金といたしまして社会福祉費、あるいは福祉医療費、児童福祉費、それに小渕ため池の公園化事業等の補助金の増減がございました。それにあわせて、大学誘致事業として名城大学の県の補助金が2億円ございましたので、これら差し引きしまして2億 579万 1,000円の増になっております。

それから寄附金につきましては、社会福祉、あるいは社会教育への一般寄付金でございます。 104万 5,000円の増でございます。

繰入金につきましては、財政調整基金の繰入金の減で4億6,570万円でございます。

諸収入につきましては、市預金利子の 609万 1,000円。

市債につきましては 6,840万円の増でございます。

以上、歳入合計 2,370万円でございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務費につきましては、総務管理費といたしまして 180万円の減、徴税費につきましては 同じく 130万円の減でございます。

民生費につきましては、社会福祉費といたしまして、福祉医療の扶助費の 540万円の減な ど、老人保健特別会計への33万円の増等がございまして、差し引き 108万 2,000円の減でご ざいます。それから生活保護費につきましては、職員手当の減が80万円ございます。

農林水産業費につきましては、職員手当の減 100万円でございます。

それから土木費につきましては、土木管理費といたしまして、人件費、その他の増減がございまして 810万円の増。それから道路橋りょう費につきましては、道路新設改良等によりまして、未着工についての予算の減がございまして 9,854万 2,000円。それから河川費につきましても、河川改良の用地等の関係がございまして 5,017万 2,000円の減でございます。都市計画費につきましては、広見・土田線の土地購入費等の増がございまして 1 億 7,378万 3,000円の増でございます。

教育費につきまして、社会教育費、施設管理費の委託金の差金の増減がございまして、減

の 348万 7,000円。

歳出合計 2,370万円、歳入歳出予算、それぞれ 229億 740万 6,000円でございます。

それから5ページにつきましては、第2表の繰越明許費の補正、追加でございますが、土木費につきまして、西可児区画整理特別会計での繰り越しがございましたので、一般会計からの繰出金についても繰り越しをいたすものでございます。また、変更につきましては、土木費の河川費といたしまして2点変更をいたしております。

それから6ページをお願いいたします。

第3表の地方債の補正でございます。追加が5件ございます。県営ため池整備事業負担金 負担事業債、それらあと4点でございますけれども、5点の変更でございます。それから7 ページの変更につきましては、補助単価の増に伴う起債の増がございましたので、これら変 更をいたしております。2件でございます。以上が一般会計でございます。

35ページをお願いいたします。

承認第4号 平成4年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,577万 7,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億 1,754万 7,000円とするものでございます。

36ページでございます。まず歳入でございますけれども、国庫支出金につきまして、国庫補助金といたしまして、経営努力等、特別事情等による特別調整交付金の追加交付がございましたので 9,577万 7,000円を増額いたしております。したがって、歳入合計、補正額は 9,577万 7,000円。

歳出におきましては、保険給付費でございますけれども、国保財政の基盤安定化を図るために 8,000万円を基金に積み立てし、また一時的な医療費の伸びを予想されますので 1,577万 7,000円を増額いたしております。基金積み立てに 8,000万でございます。合わせて、歳出合計 9,577万 7,000円。歳入歳出それぞれ25億 1,754万 7,000円の予算でございます。

41ページをお願いいたします。

承認第5号でございます。平成4年度可児市平牧財産区特別会計補正予算(第2号)でご ざいます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ346万1,000円とするものでございます。

42ページでございます。まず歳入でございますけれども、財産収入といたしまして財産運用収入、平牧財産区の基金の利子が1万9,000円ございましたので、これを歳入といたしております。

歳出につきましては、総務費といたしまして、総務管理費の利息の積み立てで、同じく1万 9,000円。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 346万 1,000円とするものでございます。 45ページをお願いいたします。 承認第6号 平成4年度可児市大森財産区特別会計補正予算(第3号)でございます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 219 万 4,000円とするものでございます。

次のページの46ページでございます。歳入といたしましては、諸収入といたしまして 3,0 00円でございます。預金利子でございます。歳出につきましては、同じく総務管理費で 3,0 00円予算計上をいたしております。したがって、歳入歳出それぞれ 219万 4,000円の予算となります。

49ページでございます。

承認第7号 平成4年度可児市老人保健特別会計補正予算(第3号)でございます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,951万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ25億9,6 49万円とするものでございます。

50ページでございます。まず歳入につきましては、支払基金交付金といたしまして、医療費の交付金の減がございまして 2,270万 3,000円の減額。国庫支出金の国庫負担金につきましては医療費の負担金、減額の10万 2,000円。同じく補助金につきましては、老人医療費適正化対策事業の補助金でございます。11万 7,000円増になっております。県支出金につきましては、県の負担金として医療費の負担金、減額の2万 7,000円。繰入金につきましては、一般会計の繰入金 331万 8,000円。諸収入といたしまして、第三者行為の賠償金でございますが、11万 3,000円の減額。合わせて 1,951万円の歳入合計でございます。

歳出につきましては、医療諸費といたしまして、医療諸費で 1,932万円減をいたしております。償還金といたしまして、一時借入金の利子の減がございまして 19万円。

歳出合計 1,951万円の歳出予算でございます。合わせて25億9,649万円の歳入歳出予算でございます。

続きまして、承認第8号と9号につきましては議案書の方で御説明をさせていただきます。 資料番号1番でございます。

6ページからお願いいたします。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについてでございます。

これは可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、本文は 7ページにございますけれども、専決処分のとおり、平成5年3月31日付で専決処分をいた したものでございます。その趣旨につきましては、このたびの地方税法の改正に伴いまして、市税条例についてもその一部を改正するものでございまして、市民税の均等割及び所得割の 非課税限度額の引き上げをそれぞれ行ったものでございます。また、電気自動車の軽自動車税の軽減特例措置を平成5年及び平成6年度の2年間延長するものでございます。いずれも 平成5年度から適用するものでございます。

次いで承認第9号でございますが、9ページをお願いいたします。同じく専決処分の承認 を求めることについてでございます。

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、次ページの本文10ペ

ージにございますけれども、専決処分書のとおり、平成5年3月31日をもって同じく専決処分をしたものでございます。これは税条例同様、地方税法の改正に伴いまして本条例も改正するものでございますが、内容は、国民健康保険税額の4割減額の対象となる基準額を従来の「22万5,000円」から「23万円」にそれぞれ引き上げ、平成5年度分の国保税から適用するというものでございます。

以上でございます。

議長(奥田俊昭君) これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております7案件につきましては、委員会の付託 を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 異議がないものと認めます。よって、議題となっております7案件に つきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから承認第3号から承認第9号までの7案件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本7議案をそれぞれ原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 異議がないものと認めます。よって、本7案件については原案のとお り承認することに決しました。

議案第65号から議案第71号までについて(提案説明・質疑・採決)

議長(奥田俊昭君) 日程第5、議案第65号から議案第71号までの請負契約の締結についての7議案を一括議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長(山口正雄君) では、お手元の資料番号1番の28ページから御説明申し上げます

議案第65号、請負契約の締結についてでございます。

これら請負契約につきましては、参考資料がお手元に図面とともに入っております。図面 といたしましては、参考資料5番の図面が入っております。

契約の目的といたしましては、中切川改修(第2工区)工事でございます。これは主に護 岸工事でございますけれども、ブロック積み、あるいはコンクリート護岸等の約90メーター を工事するものでございます。契約の方法といたしまして、10社による指名競争入札を行っ ております。契約の金額は1億3,390万円でございます。契約の相手方は、可児市広見5丁目77番地、小池土木株式会社代表取締役小池誠之介。工期は、議決の日から平成6年3月25日まででございます。

議案第66号、同じく請負契約の締結でございます。

契約の目的といたしまして、土田西汚水幹線・面整備管渠布設その4工区工事でございます。施工延長、約4,762メートルを予定いたしております。14社によります指名競争入札でございます。契約の金額は3億4,505万円でございます。契約の相手方といたしまして、岐阜市金町5丁目12番地前田・小林建設工事共同企業体代表者岐阜市金町5丁目12番地前田建設工業株式会社岐阜営業所所長児島章でございます。構成員といたしまして、可児市土田2060番地、小林工業株式会社取締役社長小林又治でございます。工期につきましては、議決の日から平成6年3月25日までです。

議案第67号でございます。30ページでございます。同じく請負契約の締結でございます。 契約の目的といたしまして、帷子汚水幹線管渠築造(第8・9・10工区)でございますけれども、これの工事でございます。管布設工、その他で、工事延長、約842メートルを行う予定でございます。14社によります指名競争入札で、契約の金額は2億6,883万円でございます。契約の相手方といたしまして、名古屋市北区城見通3丁目5番地、大末建設株式会社名古屋支店、常務取締役支店長南温平。工期につきましては、議決の日から平成6年3月25日といたしております。

31ページをお願いします。議案第68号、請負契約の締結でございます。

契約の目的といたしましては、長坂面整備管渠布設(第10~13工区)でございます。これらの工事でございます。工事延長、約4,243メートルを管布設工、その他で予定をいたしております。契約の金額は3億1,930万円。契約の相手方は、名古屋市東区泉1丁目22番22号戸田・小池建設工事共同企業体 代表者名古屋市東区泉1丁目22番22号戸田建設株式会社名古屋支店常務取締役支店長左合吉忠。構成員は、可児市広見5丁目77番地小池土木株式会社代表取締役 小池誠之介でございます。工期につきましては、議決の日から平成6年3月25日までといたしております。

32ページでございます。議案第69号、請負契約の締結でございます。

契約の目的は、若葉台面整備管渠布設(第1・2工区)の工事でございます。管布設工、その他で、約2,132メートルを予定いたしております。14社によります指名競争入札で、契約の金額は1億7,716万円でございます。契約の相手方といたしまして、岐阜市今小町17番地東急・市原建設工事共同企業体でございます。代表者は、岐阜市今小町17番地東急建設株式会社岐阜営業所所長加藤厚。構成員は、可児市川合2749番地の9市原産業株式会社代表取締役社長市原俊享。工期につきましては、議決の日から平成6年2月25日を予定いたしております。

続いて33ページの議案第70号でございます。請負契約の締結についてでございます。 契約の目的といたしまして、特定環境保全公共下水道事業管渠布設工事でございます。管 布設、その他で、延長 4,077メートルを予定いたしております。14社によります指名競争入札。契約の金額につきましては2億 8,840万円でございます。契約の相手方といたしまして、岐阜市宇佐南1丁目6番8号 大日本土木・大竹工務店建設工事共同企業体でございます。代表者は、岐阜市宇佐南1丁目6番8号 大日本土木株式会社 代表取締役社長 甕 哲司でございます。構成員は、可児市今渡 301番地の12 株式会社大竹工務店 代表取締役大竹勇夫でございます。工期につきましては、議決の日から平成6年3月25日まででございます。

続いて34ページでございます。議案第71号でございます。

契約の目的といたしまして、農業集落排水事業長洞地区管渠布設(その1)工事でございます。管布設工、その他で、工事延長、約2,989メートルを予定いたしております。14社によります指名競争入札。契約の金額といたしまして1億6,274万円でございます。契約の相手方といたしまして、名古屋市中区丸の内3丁目21番25号 佐藤・森内建設工事共同企業体、代表社名古屋市中区丸の内3丁目21番25号 佐藤工業株式会社名古屋支店 支店長 吉田 弘。構成員は、可児市広見2321番地の4 株式会社森内組代表取締役 森内 茂。工期につきましては、議決の日から平成6年3月25日でございます。

以上でございます。

議長(奥田俊昭君) これより質疑を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長(奥田俊昭君) 16番 大江金男君。

16番(大江金男君) 16番 大江でございます。今、御説明がありましたが、今回の請負契約の締結の入札結果を見てみますと、65号の中切川改修工事を除きまして、66号、67号、あるいは68号、69号、70号、71号と、すべて大企業でありますゼンコン単独か、もしくは地元の業者とJV(ジョイントベンチャー)というような形で締結が行われておるようですけれども、特に下水道工事などで、地元の業者だけではできなくてこういう指導をしておるのかどうか、いわゆるジョインベンチャーを組むことについての指導をしておられるのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいというふうに思いますが。

議長(奥田俊昭君) 助役 纐纈義昭君。

助役(纐纈義昭君) ただいまの御質問にお答えいたします。

今、議員のお話にございましたように、地元業者を育成指導するということでジョイントベンチャーを組んで、ジョイントベンチャー方式をもってやっております。将来のメンテとか、いろんなことを考えますと、やはり地元業者をできるだけ育成していかなきゃならんと。がしかし、現実の問題といたしましては、やはり相当量の事業量を消化する工期的な問題ももちろんありますけれども、やはりまだ技術的に完全に独立してやるということについては、私どもの判断としても不安な面がございますので、こうした方式でやっておるということでございます。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長(奥田俊昭君) 16番 大江金男君。

16番(大江金男君) 将来的なメンテナンス、あるいは将来的に、まだこれからも本工事も続くわけですけれども、できるだけ地元業者を育成していただきたいということが一つと、それから特に面整備、幹線管渠につきましては推進工法とかいろいろありまして、技術的な問題が考えられるわけですけれども、少なくとも面整備工事などについては、あえてジョイントベンチャーを組む必要が現在もあるのかどうかというのがちょっと疑問に思うんですけれども、既にいろんなところでのノウハウをお持ちではないかというふうに思うんですね。特に可児市の場合ですと、いろんな住宅団地がございますし、住宅団地内ではありますけれども、一定の面整備のノウハウを既にお持ちではないかというふうに感ずるわけです。その辺でちょっとお尋ねしたいというふうに思いますが。

議長(奥田俊昭君) 助役。

助役(纐纈義昭君) これまでの経験によって、それなりに技術経験の集積もでき上がってはきておると思います。がしかし、内部で担当者等の協議によりましても、あるいは工事検査等の結果におきましても、あるいは工事経過中の現場管理等につきましても、まだやはり不安があるという判断をいたしまして、今回もJV方式をとったということでございますけれども、いずれにしても地元側で独立して完全に施工ができるようになれば、そういう判断に基づいたときにはJV方式を必ずしもとらないと、こういうことにはしております。それからJV方式によりまして万が一にも弊害があってはならないと、このことも十分心して私どもとしては指導いたしておりますので、いましばらくそういうことで御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長(奥田俊昭君) 16番 大江金男君。

16番(大江金男君) 最後になりますので、あえて申し上げたいと思いますが、特にJVなどを組みますと、実際に頭になる方の業者は、現場に実際にはほとんど出ずに、1人か2人派遣されてきて、そこで机上でやっておるだけと。実際にはこの構成員の方の業者が仕事をしておるというのがほとんどだというふうに、いろんなところを見てまいりますと思うわけです。そういう点で、決して形だけにならないような、監視というと非常に語弊がありますけれども、今後、見守っていただきたいというふうにあえて要望申し上げて、質問を終わります。

議長(奥田俊昭君) 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。 お諮りいたします。ただいま議題となっております7案件については、委員会の付託、並 びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 異議がないものと認めます。よって、議題となっております7案件に

ついては、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから議案第65号から議案第71号までの7案件を一括採決いたします。

お諮りいたします。議案第65号から議案第71号までをそれぞれ原案のとおり決することに 御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 異議がないものと認めます。よって、本7案件はそれぞれ原案のとおり決することに決しました。

議案第72号について(提案説明・質疑・採決)

議長(奥田俊昭君) 日程第6、議案第72号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題 といたします。

提出議案の説明を求めます。

市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 議案第72号の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、前委員でありました故林駿三氏の後任として金子正味氏を推薦し、また平成5年8月14日で任期満了となります現委員の渡邉美一氏、並びに野村博彦氏を再び推薦することに際し、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

金子正味氏は、38年間小学校教員として御尽力いただき、可児市立桜ヶ丘小学校教頭を退職の後は、可児市立帷子公民館主事、今渡住吉自治会長を歴任され、各方面にて御活躍いただいており、人格・識見とも高く、人権擁護委員として適任であります。また、渡邉、野村両委員ともに経験豊かで実績もあり、人権擁護委員としての職に適任であると考えまして、再び推薦することにいたしたわけでございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。議長(奥田俊昭君) これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。 お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、委員会の付託、並び に討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 異議がないものと認めます。よって、議題となっております案件については、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 異議がないものと認めます。よって、本案件は原案のとおり同意する ことに決しました。 議案第53号から議案第64号までについて(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(奥田俊昭君) 日程第7、議案第53号から議案第64号までの12議案を一括議題といた します。

提出議案の説明を求めます。

市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 議案第53号 平成5年度可児市一般会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,270万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を203億5,270万円とするものでございます。その主な内容は、主要地方道可児・金山線、広見市街地沿道修景事業600万円、シルバー人材センター作業所設置事業230万円などでございます。

議案第54号 平成5年度可児市平牧財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては、 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,000万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの 合計を3億1,682万9,000円とするものでございます。その主なものは、県道多治見・白川 線用地の代替地の取得であります。

議案第55号 平成5年度可児市老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ371万9,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を29億3,371万9,000円とするものであります。

議案第56号 平成5年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7,910万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を37億1,910万円とするものでございます。その主な内容は、管渠の布設工事であります。

議案第57号 平成5年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,200万円を追加し、歳入歳 出予算それぞれの合計を6億960万円とするものでございます。その主な内容は、広見東地 区の管渠布設工事及び上水道工事負担金であります。

議案第58号 平成5年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,148万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を13億1,028万円とするものでございます。その内容は、長洞及び塩河地区の管渠布設工事、処理場建設工事、上水道負担金であります。

議案第59号 可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正により、議会に付さなければならない契約金額を 9,000万円から 1 億 5,000万円に引き上げるものであります。

議案第60号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部 改正により、住宅用地の固定資産税の課税標準の特例を改正するものなどでございます。

議案第61号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税 法の一部改正により、住宅用地についての課税標準の特例措置を都市計画税にも新設するも のなどでございます。

議案第62号 可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、総合会館4階第2会議室を株式会社ケーブルテレビ可児に使用を許可するため、一般貸し出しとしての会議室の扱いを廃止するものであります。

議案第63号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、補償基礎額、 扶養親族の年齢制限を改正するものであります。

議案第64号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員公務災害補償等、共済基金法施行令の一部改正により、退職報償金の支給額を引き上げるものであります。

詳細につきましては、総務部長より御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長(奥田俊昭君) 続いて、総務部長から詳細な説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長(山口正雄君) では、資料番号3番の平成5年度可児市一般会計・特別会計補正 予算書で説明をさせていただきます。

まず1ページからでございます。

議案第53号の平成5年度可児市一般会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,270万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の 総額をそれぞれ 203億 5,270万円とするものでございます。

2ページの歳入から御説明させていただきます。

分担金及び負担金につきましては、黒岩林道の整備分担金といたしまして 125万円増でございます。

国庫支出金につきましては、高齢者の労働能力活用事業の事業費補助金が参っております。 これは、従来のものよりランクアップによります補助金増がございまして 270万円の増でご ざいます。

それから県支出金におきましては、まず県補助金といたしまして可茂地区の病院群輪番制病院運営費補助金、これは新規の事業でございますけれども、この総事業費の3分の2の補助が参るという制度でございます。本市が本事業の当番市に当たりますので、こちらの方に補助金が参っております。その他の増減で357万9,000円の増でございます。それから委託金につきましては、ふるさと川モデル事業事務費の委託金といたしまして140万円増になっております。

それから寄附金につきましては、川合自治会からの一般寄付といたしまして 2,500万円、 その他でございます。

それから繰入金につきましては、西山林道への帷子地域振興基金繰入金といたしまして 2 55万円。 繰越金といたしまして、前年度繰越金の 4,369万 8,000円。

諸収入といたしまして、受託事業収入ということで、先ほど御説明申し上げました可茂地域病院群輪番制病院運営事業受託収入、これが 122万円参っております。これは可茂地域の10市町村からのそれぞれの収入でございます。雑入といたしまして、消防団員の退職報償金、今回19名退職いたしますけれども、95万円の増でございます。

歳入合計、合わせて 8,270万円でございます。

歳出につきましては、総務費といたしまして文書広報費、連絡所費、合わせまして 128万7.000円の増でございます。

民生費につきましては、社会福祉費といたしまして、高齢者能力活用事業補助金と、それからシルバー人材センターの作業所を今回新たに設置するということで、合わせて 1,141万 9,000円の増でございます。

それから衛生費につきましては、保健衛生費といたしまして、可茂地域の病院群輪番制に伴う補助金、これが 574万 4,000円参っております。その他の増減がございましたので 502 万 2,000円の増でございます。これは、市内では東濃病院と藤掛、濃成がこれの当番の病院になるようでございます。また、可児・加茂地域では全体で 9 病院がこれに該当するようでございます。

続いて農林水産業費におきましては、農集への特別会計への繰出金が 2,750万円、農振地域見直し調査委託料 280万円等がございまして、その他もございます。したがって、合わせて 2,998万 3,000円の増でございます。

それから商工費につきましては、中濃大橋の4車線化がただいま進んでおりますけれども、この中濃大橋の可児市側にモニュメントを設置したいという話が参っております。これの委託料の30万円、その他でございまして、50万円増にいたしております。

それから土木費につきましては、河川費といたしまして、ふるさと川モデル事業の事務費の委託金が 140万円。それから都市計画費といたしまして、市街地整備基本計画、緑のマスタープラン見直し事業の委託金が 550万円計上いたしております。それと、都市景観基本計画策定が 200万円、その他の増減がございまして 431万 3,000円の増をいたしております。

それから消防費につきましては、消防団員の退職報償金、ただいま19名と申しましたが、 これの95万円でございます。

それから教育費につきましては、社会教育費といたしまして、緊急発掘調査のための、これは久々利の酒井地内でございますけれども、西山横穴墓を1基調査する予定になっております。その他がございまして 282万 6,000円。

諸支出金につきましては、4ページに移りますけれども、普通財産取得費といたしまして、川合自治会用の公民館の用地を取得するということで 2,500万円計上いたしております。したがって、歳出合計は 8,270万円。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 203億 5,270万円とするものでございます。

続いて23ページをお願いいたします。

平成5年度可児市平牧財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 9,000万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,682万 9,000円とするものでございます。

24ページでございます。まず歳入でございますけれども、繰入金といたしまして基金繰入金、これは平牧財産区基金の繰り入れでございます。 2 億 9,000万円、歳入合計も 2 億 9,00万円でございます。

歳出につきましては、総務費といたしまして、総務管理費の2億9,000万円計上いたしております。これは先ほども御説明がございましたように、大森の笹洞地内で県道多治見・白川線用地の売却に伴なっての代替地の取得でございます。山林で2万7,119平米ほどでございます。

したがって、歳入歳出をそれぞれ 3 億 1,682万 9,000円の予算とするものでございます。 27ページでございます。

議案第55号 平成5年度可児市老人保健特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,719万円を追加いたしまして、予算の総額を歳 入歳出それぞれ29億 3,371万 9,000円とするものでございます。

28ページでございます。まず歳入でございます。繰入金といたしまして他会計繰入金、これは一般会計の繰り入れで 371万 9,000円。

歳出につきましては、諸支出金の償還金といたしまして、平成4年度の支払基金の精算によります償還金が生じてまいりましたので、国庫金等の精算金といたしまして 371万 9,000円を計上いたしております。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ29億 3,371万 9,000円とするものでございます。 31ページでございます。

議案第56号 平成5年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7,910万円を追加いたしまして、予算の総額 を歳入歳出それぞれ37億1,910万円とするものでございます。あわせて地方債の補正をいた しております。

32ページでございます。まず歳入は、分担金及び負担金といたしまして、受益者負担金の 見直しがございましたので 8,700万円の増でございます。

国庫支出金につきましては、国のこのたびの大型補正予算に伴います事業量がふえております。事業増によりまして 2 億 3,900万円の増でございます。

また、県支出金につきましても、これに伴いまして県の補助金の増になっております。 9 56万円。

繰入金につきましては、これに伴いましての見直し等で6万円の減になっております。受益者負担金等の見直しによりまして6万円減になっております。

市債につきましては、一連の事業の増等に関係がございまして、下水道の市債の増がございまして、5億 4,360万円。

歳入合計 8 億 7,910万円でございます。

歳出につきましては、下水道事業費といたしまして、公共下水道管渠布設工事で7億3,500万、設計委託で2,000万、その他前納報奨金等で1,410万円等々ございます。合わせて8億7,910万円の補正をいたしております。

歳入歳出それぞれの総予算を37億 1,910万円とするものでございます。

41ページをお願いいたします。

議案第57号 平成5年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,200万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億960万円とするものでございます。あわせて地方債の補正をお願いいたしております。

42ページでございます。歳入でございますけれども、国庫支出金といたしまして、国庫補助金、下水道事業の補助金で 5,000万円。同じく県の支出金、県補助金といたしまして 200万円。市債といたしまして、下水道事業債として 6,000万円。

合わせて 1 億 1,200万円の歳入予算でございます。これは、いずれも国庫支出金及び県支出金につきましても国の大型補正予算の関係でございます。

歳出につきましては、広見東地区下水道事業費でございます。下水道施設費といたしまして 1 億 2,300万円、これは管渠布設工事費といたしまして 1 億 1,300万円計上いたしておりますが、その他合わせてでございます。それから予備費といたしまして 1,100万円の減でございます。

歳出合計は1億1,200万円。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億960万円とするものでございます。

44ページの地方債の補正でございます。このたび変更がございまして、広見東地区特定環境保全公共下水道建設事業といたしまして表のような変更をいたしております。起債の方法、利率等は変更がございません。

それから49ページでございます。

議案第58号 平成5年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,148万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,028万円するものでございます。あわせて地方債の補正をお願いいたしております。

50ページをお願いいたします。まず国庫支出金といたしまして、国庫補助金として、塩河及び長洞地区の事業の補助金でございます。 7,474万円。県支出金につきましては、国庫支出金に伴いまして 1,924万円。繰入金につきましては、他会計からの繰入金として一般会計から 2,750万円。市債といたしまして 2 億 1,000万円、それぞれ増になっております。

歳入合計3億3,148万円でございます。これはいずれも農業集落排水事業、このたびの国

の大型補正予算によります対応予算でございます。

歳出につきましては、塩河地区農業集落排水事業、これに 6,963万円。これは処理場建設 工事及び管渠布設工事費として計上いたしております。また、長洞地区の農業集落排水事業 費につきましては、処理場の実施設計委託、あるいは管渠布設工事、上水道工事負担金、そ の他で予算を計上いたしております。

総額3億3,148万円。歳入歳出予算の総額を、それぞれ13億1,028万円とするものでございます。

52ページでは地方債の補正を行っております。変更でございますけれども、塩河、長洞、 それぞれ表のとおり補正をいたしております。起債の方法、利率等については変更はござい ません。

以上が補正予算でございます。

続きまして議案書のお願いをいたします。11ページからよろしくお願いいたします。

議案第59号でございます。可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。本文は12ページにございますけれども、これは地方自治法の一部改正によりまして、議会の議決に付さなければならない契約金額について変更がございました。これまでは、市にございましては 9,000万円以上については議決に付さなければならないと定めておりましたけれども、今回の改正によりまして 1億 5,000万円に引き上げられたものでございます。ちなみに参考まででございますけれども、都道府県はこれまでの 3 億円から 5 億円に、指定都市につきましては 1 億 8,000万円から 3 億円に、町村につきましては 3,000万円から 5,000万円にそれぞれ引き上げが行われております。13ページの議案第60号でございます。可児市税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本文は14ページから16ページにわたってございますけれども、平成5年度の地方税制の改正に伴いまして、市税条例についても改正を行うものでございます。

主な内容につきましては、第1点といたしまして、住宅用地の固定資産税の課税標準の特例を、住宅用地にあっては評価額の「2分の1」から「3分の1」に、そして住宅用地につきましては200平米までの小規模住宅用地にあっては評価額の「4分の1」から「6分の1」に改めるというものでございます。

また、第2点といたしましては、土地の固定資産の負担調整措置を平成6年から平成8年度の3年間延長されたことと、それに伴う条文整備。

そして第3点目といたしましては、評価の上昇割合の高い宅地の固定資産税の課税標準の特例措置が、平成6年度から平成8年度に限り導入されたというものでございます。その他、所要の調整措置等、条文整備がございます。

適用は、いずれも平成6年度からそれぞれ適用になる予定でございます。詳細な運用等に つきましては、後ほど全協で御説明を申し上げる予定でございます。

17ページをお願いいたします。

議案第61号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本文は18から19ページにわたってございますけれども、ただいまの市税条例の改正と同様でございます。地方税法の一部改正に伴いまして、都市計画税条例についても改正をするものでございます。

主なものは、第1点としまして、住宅用地についても課税標準額の特例措置として、一般 住宅用地にあっては価格の3分の2、小規模住宅用地にありましては価格の3分の1を新た に導入いたしております。

それから第2点といたしまして、固定資産税と同様に、都市計画税の負担調整措置を平成6年から平成8年度に延長し、かつ負担調整率の表をここで改めております。

また、第3点といたしまして、評価の上昇割合の高い宅地の都市計画税の課税標準の特例 措置が平成6年度から平成8年度に限り、3年間に限り導入されることになったものでございます。その他、所要な条文の整備でございます。適用は、いずれも平成6年度からでございます。

20ページでございます。

議案第62号 可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例の 制定についてでございます。

本文の21ページにございますけれども、総合会館の4階の一部を、現在、株式会社ケーブルテレビ可児に第3会議室を貸し出しておりますけれども、今回、さらに第2会議室、約84平米でございますが、編集室及びスタジオとして貸し出すため、これまでの一般貸し出しとしての会議室の扱いを廃止するものでございます。

22ページでございます。

議案第63号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてで ございます。

本文は23ページから24ページにわたってございますけれども、このたび非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正がございました。消防団員等の災害補償の補償基礎額の引き上げと、扶養親族の範囲の引き上げがございました。これは、扶養加算と申しますのは、子、孫等に係る扶養親族の要件といたしまして、従来は18歳といたしておりましたけれども、22歳に達する日以後の最初の3月31日と改めたものでございます。

25ページでございます。

議案第64号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本文は26、27ページにわたってございますけれども、消防団員等の公務災害補償等、共済基金法の施行令の一部改正がございました。したがって、可児市非常勤消防団員の退職報償金の支給額についても、階級及び勤続年数に応じましてそれぞれ額の引き上げが行われたというものでございます。

以上でございます。

議長(奥田俊昭君) 以上で提案説明は終わりました。

お諮りいたします。議事の都合により本日の会議はこの程度にとどめ、議案精読のため明日から6月14日までの7日間を休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 異議がないものと認めます。よって、明日から6月14日までの7日間 を休会することに決しました。

散会の宣告

議長(奥田俊昭君) 本日はこれをもちまして散会いたします。

次は6月15日午前9時30分から会議を再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。 本日は長時間にわたり御苦労さまでございました。

散会 午前10時40分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成5年6月7日

可児市議会議長

署名議員

署名議員

議事日程(第2日)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案第53号から議案第64号まで

日程第4 議案第73号 請負契約の締結について

日程第5 議案第74号及び議案第75号

会議に付した事件

日程第1から日程第5までの各事件

議員定数 2	26名
--------	-----

出席議員	(24名)										
議席番号		氏		名		議席番号		氏		名	
1番	高	木	利	行	君	2番	遠	藤	久	夫	君
3 番	亀	谷		光	君	4番	芦	田		功	君
5 番	太	田		豊	君	6番	小	池	邦	夫	君
7番	村	上	孝	志	君	8番	渡	辺	佳	彦	君
10番	渡	辺	朝	子	君	11番	近	藤	忠	實	君
12番	続	木	重	数	君	13番	可	児	慶	志	君
14番	今	井	成	美	君	15番	河	村	恭	輔	君
16番	大	江	金	男	君	17番	勝	野	健	範	君
18番	村	瀬	日出	出夫	君	19番	渡	辺	重	造	君
20番	小	池	優え	と助	君	21番	松	本	喜代	と子	君
23番	田	П		進	君	24番	林		則	夫	君
25番	林		義	弘	君	26番	澤	野	隆	司	君

欠席議員 (2名)

9番 大沢和明君 22番 奥田俊昭君

説明のため出席した者

市			長	i	鈴	木	告	也	君	助			役	纐	纈	義	昭	君
収)	\	役		Щ	田		豊	君	教	Ē	Ì	長	渡	邉	春	光	君
総	務	部	長		Щ		正	雄	君	民	生	部	長	小	池	勝	雅	君
経	済	部	長	-	可	児	文	_	君	建	計	部	長	#	藤	雷	義	君

水 道	部長	大	沢	守	正	君	福祉事務所長 鈴	木	益 廣 君
教 育 (総	次 長 務)	可	児	征	治	君	教 育 次 長 (学校教育) 吉	田	博君
秘書	課長	長	瀬	文	保	君	総務課長 奥	村友	谁 司 君
市民	課長	青	Щ	嘉	佑	君	農政課長曽	我	宏 基 君
土 木	課長	可	児	教	和	君			

出席議会事務局職員

議会事務局長 長 篭 橋 義 朗 林 邦 夫 係 勝 野 正規 記 脇 坂 忠 志 書 記 書 記 溝 口 記 書 晴 美 書 山 田 美 保 副議長(河村恭輔君) おはようございます。

今月の2日に梅雨入り宣言されました。それ以後、梅雨らしい梅雨もなく、朝晩はともすると庭の草花にも水をやってこなければならない。また、可児市におきましては節水制限というようなことでございましたけど、このところになりまして、ようやく梅雨らしい梅雨になってまいりました。

本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位には何かと御多忙の中、御参集を賜りま して、まことにありがとうございます。

なお、本日、奥田議長は都合により欠席の旨、届け出がございましたので、したがって、 私、副議長がその職務に当たりますが、何分にもふなれなため皆さん方に御迷惑をおかけす るかと思いますが、よろしく御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

開議の宣告

副議長(河村恭輔君) ただいまの出席議員は24名でございます。したがって、定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

副議長(河村恭輔君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において13番議員 可児慶志君、14番議員 今井成美君を指名いたします。

一般質問

副議長(河村恭輔君) 日程第2、一般質問を行います。

通告がございますので、順次質問を許します。

18番議員 村瀬日出夫君。

18番(村瀬日出夫君) 18番議員 村瀬日出夫でございます。

許可を得ましたので、一般質問を2点行います。

まず1番に、市民PR紙「広報かに」についてであります。行政運営の市民へのPR、啓蒙、その他諸連絡等を記載する「広報かに」は、市の一般広報紙として親しまれて好評を受けているところであります。昨今は市民の行政施策への関心の高まりなど、新しく広報観も変わりつつあります。行政活動に関する一般知識などの副読本的な性格内容を持ち、チラシを各部署から適時収集し、これを加えたらどうかと思うが、御意見を伺いたい。

次に2番目でございます。社会福祉関係8法の改正関連について。

今回の前記法改正では、(1) 市町村単位での社会福祉サービスが計画的に提供されるよう、 老人福祉計画、老人保健計画の策定が義務づけられて社会福祉行政の時代となりました。

(2) また、その計画は、社会福祉事業法の中で明確に地域住民の理解と協力の必要性を明記されています。(3) そのため国は「高齢者福祉保健推進10ヵ年戦略」(通称ゴールドプラン)を立てて目標達成を明らかにし、その目標達成に向けて社会福祉計画、老人保健福祉計画の策定を義務づけられております。

そこでお尋ねいたします。ゴールドプランについては関係部外者を含めて現在協議中であると聞きますが、その内容を見ると、母子福祉、児童福祉、身障福祉、精薄福祉などはこの 策定に含まれていないように聞いております。いかようなわけか、お伺いいたしたい。

また、このように在宅福祉サービスの整備・充実時代の中で、民生委員等への教育はいかように実施されているのか、あわせて伺います。

次いで、さきの3月期定例議会の一般質問で要望いたしました老人訪問看護制度の開設に ついては計画段階であるところですが、今後の増加する在宅ケアのエースとして期待するも のであります。一層の促進を願っておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。(拍手)

副議長(河村恭輔君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 村瀬議員の福祉計画についてお答えをいたします。

ゴールドプランは急激な高齢化社会に対応するための国の法決定計画であり、確かに高齢福祉以外は盛り込まれておりません。市では総合的な福祉行政を施行するために、平成5年度に地域福祉推進計画の策定をすることにいたしておるわけでございます。この計画は、住みよい福祉のまちづくり事業基本計画として、可児市の総合計画に基づいて詳細かつ中・長期的な展望に立った福祉計画にする予定でございます。平成4年度にその基本構想を作成したところでございます。この計画には縦割り計画として、障害福祉、児童福祉、母子福祉(父子家庭も含む)、そして高齢福祉を盛り込み、さらに総合的な計画部門で、環境整備指針の策定、福祉ボランティア、福祉ネットワーク、福祉医療等を入れた総合的な福祉計画として5年度中に策定しまして、可児市福祉計画全般のグレードアップを図りたいと考えておるわけでございます。

次に民生児童委員の教育でございますが、在宅福祉の叫ばれる中で、名実ともに地域福祉の中核的な担い手である民生児童委員の役割は最も重要となっています。そのために、民生児童福祉の研修を深めたり、母体となる総務会を毎月開催し、地区民協への共通理解を深めるなど、活動の充実を図っておるところでございます。具体的なその目標としまして、一つには、単位民協の定例会の開催と研修。二つ目には、社会部会、高齢部会、児童部会、女性部会と4部会の活動の充実。三つ目に、女性委員会の推進。四つ目に、行政、並びに社協への連携強化を挙げるなどして、その活動が充実したものになるよう努めているところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

副議長(河村恭輔君) 総務部長 山口正雄君。

総務部長(山口正雄君) では、私から「広報かに」についてお答えをさせていただきます。

「広報かに」の発行につきましては、日ごろ議員の皆様方、そして市民の皆さん、特に公 募をいたしました一般市民の10名の方の広報モニターでございますけれども、この方たちに はそれぞれ大変いろいろな面で御助言をいただきまして、より親しまれる広報紙に努めてお るわけですが、おかげをもちまして、うちの広報は全国的にも名を知られるようになりまし て、時々上席でコンクールに入選するまでに育ってまいっております。今回御質問いただき ました、庁内各課におきます各種施策について、わかりやすく紙面に掲載してはどうかとい う御質問だと思います。「広報かに」では、これまで随時、例えば先般には障害者援助につい ての特集、あるいはエイズ問題、それからごみ対策など特別企画を行いまして、わかりやす くお知らせをいたしております。幸いにして大変この件につきましては好評を得て、時々お 手紙をいただいておるようなわけでございます。今後は、御質問の中にありました一般的知 識については、先般も一度シリーズ物でずうっと1年間を通してやった経緯がございますけ れども、そういった場面を使いまして、いろいろそういったものについてはシリーズ物とし て一般市民の方にお知らせをするという方法も考えております。いずれにいたしましても、 従来の広報はお知らせ的なものが多かったんでございますけれども、最近はいろいろな問題 を提起して皆様と一緒に考えるというような広報に、全般的にその流れになっておりますの で、うちとしても今までの線を崩さず、特別企画、あるいはシリーズ物、そういったもので 対応して皆様にお知らせしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

副議長(河村恭輔君) よろしゅうございますか。

〔18番議員「了」の意思表示あり〕

副議長(河村恭輔君) 以上で18番議員 村瀬日出夫君の質問を終わります。

16番議員 大江金男君。

16番(大江金男君) 議長から発言の許可をいただきましたので、私は5点の問題について質問をしたいと思います。

まず第1点でございますが、環境センター建設計画の進捗状況についてお伺いしたいというふうに思います。

可茂一部事務組合の傘下の町村議会で環境センターの建設計画がかなり具体的に示されておられるようなんです。ところが肝心の可児市では、もちろん土地の所有者、もしくは地元への配慮ということもあるでしょうけれども、残念ながら具体的な中身というのがこうした議会の中で話し合われたことがないというふうに思うんですね。そういう点で、よそでは話をしておって、肝心のおひざ元の議員さんは知らないということでは大変調子が悪いんではないかというふうに思うわけです。先般も私どものところによその町村の議員さんがお見えになりまして、一体可児市の方はどういうふうになっておるんやと。自分のところは、いろいろこれだけお金がかかると。建設計画についてある程度話があって、お金がかかるんだけれども、可児市の方はどうなんだというふうなお問い合わせがあるわけですね。ちなみに見

てみますと、「可茂衛生施設利用組合新ごみ処理施設建設工事基本設計仕様書」というのが出 ておったり、これはある町ですけれども、これは御嵩町でしたかね。かなり具体的に、施設 規模だとか焼却炉施設、詳細は避けますが、炉周辺設備、あるいは灰処理設備、余熱利用設 備というふうに5点にわたって、しかも処理施設建設スケジュールまで工程表をつけて説 明があると。また、ほかの ―― これは村ですけれども ―― ところでは、同じく新ごみ処 理施設建設概算年次負担金算出表というので、第1年度から第4年度まで大体幾らかかるの かという試算表をつけて御説明があるというふうになっているわけですね。また同様にして、 建設計画工程表というものまである程度添付されて説明があると。ところが肝心の可児市の 場合は、恐らく僕が知らないだけではないと思うんですけれども、恐らくほかの議員さんも 御存じないんではないかと。当然、他の市町村からお問い合わせがありますし、また市民か らの問い合わせもあるでしょう。そうしたときに、やはり肝心のおひざ元の可児市の議会で、 地元の対策だけで、配慮する余りに実態が隠されておると。恐らく意識して隠されておられ るんではないと思いますが、配慮する余り、知らせるところはこの程度にしておこうという ことになっておると思うんですけれども、実際はやはり議会できちっと詳細を説明され、そ してそれぞれの意見を求めるべきではないかというふうに思うわけです。その辺で、きょう ここで発表できる範囲で発表していただく、あるいは地元との配慮の関係があれば全員協議 会の場で、できるだけ今わかっておる具体的な詳細の中身を御説明願いたいというふうに思 います。

それから二つ目の質問でございます。非核平和都市宣言についてであります。

かつてはアメリカとソ連の二大超大国がありまして、そこで核兵器等を大量に保有しておると。ところがソ連が崩壊をいたしまして、一方の極でありますアメリカが現在は世界の憲兵と。これも核兵器を背景にしてそうした形になってきておるというふうに思うわけです。一方のソ連は崩壊をしたわけですけれども、その核兵器が一体どうなっておるのかというのは実際はベールに包まれたままですね。いろんな情報では、新たな核拡散が進んでおる。要するに他の国へ流出しておるんではないかというふうなうわさもいろいろな形で報道がされておるようです。新たな核拡散の脅威が、実際、私どもの地球上に訪れておるんではないかというふうに思うわけです。

先ごろ、非核の政府を求める岐阜県民の会から市長あてに、非核自治体宣言についての要請があったというふうに聞いております。かつて本議会、これは91年の6月議会だったと思いますけれども、私の質問に際しまして、市長が、非核平和都市宣言はやってもよいと考えているというふうに答弁をされております。現在も同様の考えと解釈してよろしいかどうかお願いをしたい。また、核兵器についての考え方があれば、あわせて、私見で結構でございますのでお述べいただきたいというふうに思います。

次に「花フェスタ '95」についてであります。

花フェスタ '95が2年後に可児公園で開催されるわけでありますが、市としてのかかわり 方がいま一つ明確でないために、実際、腹に落ちないわけであります。先月、総務委員会で 常任委員会の視察ということで、水戸市で開催中の「グリーンフェア '93いばらき」、それと昨年開催されました「グリーンウェーブ・相模原 '92」、このそれぞれの会場、あるいは会場跡地、またそうしたことに取り組んだ市の実態をつぶさに視察する機会を得たわけでありますけれども、両市とも早い段階から準備をされて、それぞれ成功をしておるようでございます。いずれのまちも動員主義ではなくって、市民も県民もみずから訪れたくなるような企画を立てられて、そうして成功しておるというふうに伺っております。今、2年後に迫っております花フェスタ '95について、アウトラインさえつかめないし、市のかかわり方そのものがいまーつ不明確になっている。聞くところによりますと、知事さんが大変忙しいんで、なかなか具体的な企画が立てておれんというふうに伺っております。これはある担当者のお話ですけれども、実際にそんなことで本当に成功するのかどうかお尋ねをしたいというふうに思います。現在の進行状況をあわせてお尋ねをしたいというふうに思います。

四つ目の問題です。公園整備についてであります。

これまで公園整備、これは既設の公園というふうにおとらえいただければ結構ですが、既につくられております公園、児童公園等の整備が毎年計画的に進められてまいりました。昨年は光陽台と清水ヶ丘の公園が整備されたわけであります。しかし、今年度はこの計画がないというふうに聞いております。さらに、来年度以降についても未定だというふうに伺っておるわけであります。市内を見回してみますと、実際に公園にはなっておるんだけれども、非常に荒廃をしておったり、手を入れて整備をしなきゃいけないと思われる公園というのはたくさんあります。こうした未整備の公園についての整備計画、今後の整備計画についてお尋ねをしたいというふうに思います。

最後の五つ目の質問でございますが、名城大学の建設計画についてであります。

名城大学がこちらへ来ていただける。可児市も積極的に誘致活動を行っていただいたわけでありますが、市民の期待は非常に大きいわけであります。しかし、さて一体、現在どうなっておるのかということについてはさっぱりわかりません。したがいまして、現在、市の方でつかんでおられる状況について、いろいろ許認可事項もありますので具体的な中身がつかめないかもわかりませんけれども、現在把握しておる、掌握しておられる範囲で結構でございますので、御説明をいただきたいというふうに思います。

以上、五つの質問でございますが、答弁をお願いしたいと思います。(拍手) 副議長(河村恭輔君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 大江議員の環境センターの建設計画についてお答えをいたします。

環境センターの建設については、まず第1は、用地の取得ということが第1条件でございます。それだけに今までも議員御承知のように塩河地域でいろんな説明会をしてまいりましたし、検討委員会が昨年、一応結論は市に委託するというようなことになりまして、その以後、地元の各班に説明に回りまして対策委員会を設置していただきまして、ことしの3月に第1回の対策委員会を御招集いたしまして、その後、4回の委員会を今までやっておるわけでございます。私たちはとにかく地元の合意が第1条件であるということで、そうした面で

対策委員会、また先日は各班長の皆さん方にも私からお願いをしてまいったところでござい ます。その計画につきましては、ごみの量の多い美濃加茂市、八百津、御嵩、川辺、可児の 5 市町の助役会において検討をされておるわけでございますが、まだ具体的に私もまだ聞い ておりませんけれども、そうしたものがその各市町村で出ておるということになれば、そう した推測のもとに、このくらい金が要るんだから、今のうちから用意してくれということで あろうと思います。私の方としては、とにかく地元の対策が第1でございますので、今のと ころそうした面で、何としてもことしの秋までには結論を出していただくようにということ でお願いをいたしておるところでございます。地元対策につきましては、やはりこれは可児 市でやらなければならないという面が非常にあるわけでございますが、地元の要望事項につ いてはまだまとまっておりません。いろんな意見がございまして、それが集約できておらな いというのが現況でございますので、そうしたものがはっきりすれば、これはやっぱり議会 にお願いしなきゃならんと思っておりますが、その施設については、まだ今のところそうし た5市町とコンサルとで協議をいたしておるというような状況でございます。まだ具体的に、 大体の目安としては 200トンぐらいということになっておろうかと思いますけれども、そう した面についてはまだ明らかになっていないというのが現況でございますので、御理解を賜 りたいと思います。

次に非核平和都市宣言について、この件につきましては昭和60年の6月議会、平成3年の3月議会の2度にわたりまして質問されまして、答弁をいたしたところでございます。東西の冷戦構造が崩壊したとはいえ、局地的には民族間、部族間による激しい内戦状態が続き、我が国も無関心でいられるはずもなく、憂慮にたえないところでございます。このような状況にあって、核軍縮が進められているとはいっても、現存していることは事実でありまして、これを廃絶することは人類共通の願いであることは論をまつものでもございません。非核の政府を求める岐阜県民の会から非核自治体宣言の要請が届いております。さきの議会でもお答えしているように、核兵器の廃絶についての考えは変えておりませんし、平和都市宣言につきましても議会の皆様の御理解を得て実現に向けてまいりたいと願っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

副議長(河村恭輔君) 助役 纐纈義昭君。

助役(纐纈義昭君) 大江議員の「花フェスタ '95」についての質問でございますが、お答えをいたします。

花フェスタ '95につきましては、御存じのとおり平成7年4月26日から6月4日までの40日間、県営の可児公園で開催されます。岐阜県におきましては、本年2月25日に花フェスタ '95準備委員会において、基本計画及び基本構想が決定されました。それに基づきまして、事務局となります財団法人花の都ぎふ推進センターが具体的な実施計画の検討に入っております。7月末の花フェスタ '95実行委員会におきまして、その内容が最終的に決定されると聞いております。議員の御質問について、今現在、当市が把握しておる範囲でお答えをいたします。

花フェスタ '95は、大阪で開催された国際花と緑の博覧会及び岐阜県が推進する花の「都 ぎふ運動」の5周年を記念いたしまして、花の都ぎふ運動の中核施設、花トピアが設置され ている可児公園で開催が決まったことは議員御存じのとおりでございますが、企画内容とし ては、まず第1に徹底した花飾りをするということでございます。既に可児公園では日本一 のバラ園が整備中でありますけれども、このほかにもモニュメント広場の整備、花のオブジ ェ、立体花壇の設置、色とりどりの花壇整備等、花にあふれたイベントとなる予定でありま す。また、会場内のみならず、会場までの花街道、県内各地の花街道、花の名所が花フェス 夕に合わせて整備されることになっております。また、花の都ぎふ運動の中核拠点施設とし て、仮称ではございますが、花のタワーレストラン、フラワーナーサリー、これは花の資料 館でございますけれども、恒久的な施設の建設が予定されております。花フェスタ終了後も、 将来にわたってその利用価値、観光価値が大きく期待できるというふうに私どもとしては考 えております。さらに、さきに成功されました中部未来博の経験が生かされた企画内容が検 討されておりまして、企業出展パビリオン、楽市楽座、バザール広場等を初め、イベントス テージでは花に関する祭りやさまざまなイベントが上演されるほか、花のまちづくりコンク ール、花壇コンクール等、未来博同様、県民総参加のイベントを目指すように考えられてお ります。以上が現在把握しております企画内容での概要でございますけれども、議員御指摘 のとおり、県民、市民、みずから訪れたくなるような企画内容は、開催地である当市として も望むところでございます。花フェスタ'95を成功させることは、可児市のイメージアップ はもちろんでございますけれども、市民の皆様が今以上に花に対する関心と愛着を深め、可 児市が目指す花いっぱいのまちづくりの一つの契機となることを信じております。県に対し ましても、そうした地元の期待を十分理解いただけるよう説明をしているところでございま すが、いずれにしても、本市としても全市的に盛り上げを考えてまいりたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

次に名城大学建設計画についてでございますけれども、これにつきましても、私どもが現 時点で掌握しておる内容に沿ってお答えをいたします。

名城大学都市情報学部の新設につきましては、今年の1月議会で財産処分などで議決をいただいて以来、名城大学において平成7年4月開校に向けて予定どおり着々と作業は進められております。当市としても、そのことを聞き取りまして安心をして見守っておるという状況でございます。新学校予定地は既にこの3月に地質調査及び測量も完了しまして、現在、文部省への都市情報学部認可申請との連携のもとに建築設計に全力が挙げられております。校舎は1号館から4号館までありまして、2号館は5階建ての予定でございます。体育館、サークル棟、その他附帯施設も設計中であります。設計ができ上がれば、事速やかに皆様方にも御紹介をしていかなければならないというふうに考えております。

文部省への都市情報学部認可申請につきましては、既に新聞で御承知のとおりでございますが、4月末に第1次の審査の締め切りがございました。5月14日に新学部の新設について、大学設置学校法人審議会に諮問されたところでございます。今後は、7月に追加書類を提出

しまして、平成6年6月に第2次審査に向けての第2次書類を提出して、9月ごろに実地審査を経て、平成6年12月に内示という段取りになっております。18歳人口の減少期に入って、文部省も新増設の抑制方針にありまして、それだけに非常にこの認可ということには難しい面がございますけれども、現段階では非常に自信を持ってその作業を御当局が進められておるということでございますし、本市といたしましても当然できる限りのバックアップをしなくてはならないということで、過日も市長が直接、文部省にも地域の代表として出向いてお願いをしておる状況でございます。都市情報学部は1学年200名の定員ということも既に御存じいただいておりますけれども、認可申請書によりますと、既設学部入学定員のうち、法学部、商学部、理工学部、農学部及び薬学部から、合わせまして100名を都市情報学部へ振りかえる計画になっております。以上が現段階での承知しておる内容でございます。

なお、つけ加えて申し上げますが、現段階でのスケジュールによれば、校舎建築に入るのは今年の12月ということに予定をされております。完成は平成7年の3月、4月開校に間に合わせると、こういうことになっております。以上でございます。

副議長(河村恭輔君) 建設部長 井藤實義君。

建設部長(井藤實義君) 私からは公園の整備につきましてお答えさせていただきます。

公園の整備につきましては、昭和63年度に作成いたしました可児市公園整備基本計画報告 書に基づきまして、元年度より国庫補助事業等を受け、順次整備を進めておりまして、平成 4年度末までに約22ヵ所の公園整備を終えたところでございます。市議の、市内にはまだま だ未整備の公園が多いという御指摘のとおり、市民1人当たりの都市公園面積は県営の都市 公園である可児公園の供用開始部分を含めても1人当たり4.04平米でありまして、緑のマス タープランの整備目標でございます1人当たり5.0平米というものや、それから第5次都市 公園整備計画5ヵ年というのがございますけれども、それの目標値でございます1人当たり 7.0平米を、今言いました数字からいっても下回っておるわけでございまして、今後とも公 園整備を進めていかなければならんと思っておるわけでございます。今年度につきましては 児童公園の整備はございませんけれども、議員も御承知のように、歴史と文化の森整備事業 を初め、川合公園の整備、可児川下流域公園化事業の推進、また地域の公園、広場等の遊具 の設置や施設の更新等も実施するわけでございまして、今後の公園整備の進め方につきまし ては市民の身近な利用に供される児童公園の整備が不可欠であります。児童公園の設置基準 では、原則的には用途地域内とか標準面積が 2,500平米以上、最低でも 1,000平米以上とい うふうに定められておるわけでございますけれども、本市の既存公園の多くは、先ほどお話 が出ましたように、民間の住宅開発に伴っての用地、施設が市に提供されたものや、地域住 民の負担によって整備されたものであり、必ずしも設置基準には適合しないものです。しか しながら、全市的な公園体系の中では、これらの地域の公園、通称、広場等についても有効 に位置づけていくべきものと考え、公園の設置基準を踏まえつつ、基本的には都市公園化の 対象として市民の負担を軽減するためにも、今後なお一層に整備を進めていく所存でござい ますから、よろしく御理解をお願いいたします。

〔16番議員 挙手〕

副議長(河村恭輔君) 16番議員 大江金男君。

16番(大江金男君) それぞれ御答弁いただきましたが、再質問をさせていただきます。 まず順序不同にしますが、最初に非核平和都市宣言についてです。

市長は明確にお答えいただきましたので、ありがとうございます。敬意を表したいと思います。ちなみに日本国内におきましては、2月1日現在で非核平和都市宣言を行っておる自治体が1,732自治体あります。1,732でございます。全自治体数の52.3%、これが2月1日現時点ですね。ところが岐阜県を見てみますと、99市町村あるうちのわずか8市町村しかこれが行われておりません。極めて低い状況にあるというふうに伺っております。したがいまして、これは市長だけの責任じゃございませんので、議会も含めて、今後この宣言ができるように私どもも頑張ってまいりたいというふうに思います。

次に環境センターの問題であります。

先ほど市長が、地元対策、用地確保が先決であると。まさにそのとおりでありますが、ち ょっとよその町村の例を出して恐縮なんですけれども、自治体名は避けますけれども、かな り具体的な事例を挙げまして試算をされておるようなんですね。それで、例えば一般財源負 担分、事業費補正分、地方債分というふうに三つの大きな項目に分けて、それぞれ土地取得 費、土地造成費、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、ガラス処理施設、最終処分場、管理棟、 これが一般財源分。それから事業費補正分が、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、ガラス処 理施設、最終処分場、管理棟というふうに、地方債分も同じように分かれて、それぞれ試算 額が出ております。その試算額とあわせて、1年度から第4年度まで分けて、それぞれ初年 度を10%、あるいは2年度を、項目によって違いますけれども、30%ないし40%というふう にして金額まで出しながら議会の方へお話があるようでございます。それから償還額につい ての試算、あるいは交付税措置分ということで、当然、交付税に対しての問題までかなり細 かく具体的な数字で、ちょっとそちらからは見えんと思いますけれども、こうした数字がき ちっと書かれたものが出されて説明がなされております。また、ここではちょっと文章に差 しさわりがあるところがありますけれども、そういうところはちょっと地元の関係もありま すので差し控えさせていただきますけれども、地元対策費を除いて各施設等の建設費を試算 したところ、総事業費 224億円となりましたというふうに出ておるんですね。それから、ま た別のまちの資料ですけれども、これは実際は私も地元におりますので、どこまで具体的に 追及していいのかというのは非常に慎重にやらざるを得んわけですけれども、そういう気持 ちを含めてお話をしたいというふうに思います。

ほかのまちの説明書です。基本設計仕様書ということで出されておりますが、80トンのものを3炉と。炉の連続運転時間は24時間で、処理規模は240トンの24時間と。対象ごみについては後ほど述べるということで、炉形式、それから系列、燃焼室、出口温度等々、これは大体今、各自治体、あるいは一部事務組合で設置されておられる最新型のものの試算だというふうに思っております。それから炉周辺設備ということで、計量設備だとか、受け入れ設

備だとか、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、給水設備、排水設備、通風設備、計装設備、発電設備と。灰処理設備については灰バンカー方式とすると。灰処理設備については、焼却灰及び不燃性粗大残渣、ガラス類は灰溶融処理をすると。それから灰が飛ばない安定化設備として、セメント及びキレートによる固定化処理を施し、重金属溶出を防止すると。貯留設備はバンカー方式とすると。余熱利用設備については、施設内余熱利用設備ということで、給湯冷暖房、発電用に利用と。施設外については、地元還元施設の熱源として利用と。こういうふうにかなり具体的に書かれておるわけです。これを見まして、これはこれで結構なんですけれども、いろいろこれは私なりの意見ですが、それぞれ各市町村、非常に慎重かつまた積極的に取り組んでおられるというふうに思うわけです。

その中でこうした説明がなされておるんだろうということで、私は善意に解釈しておるわけですけれども、やはりこの可児市議会におきまして、そうした中身についても、とりあえず土地は確保しなきゃいけませんので、地元対策、地元に対して何とか土地を提供していただけるような方策は一方では最優先課題としてやらなきゃいけません。市長のおっしゃるとおりです、その点については。ところが具体的な中身についての検討が、それは土地取得が終わってからだということにはやっぱりならない。並行的に進めていかなきゃいかん問題だというふうに思うわけです。そういう点では、やはり市議会の中でも、具体的な中身についての検討ができるような機会をつくるべきではないだろうかというふうに思うわけです。

例えば、今御説明しましたのは御嵩町で、先ほどのは東白川村の資料です。御嵩町のものを見まして、実はもっとこういうふうにしてほしいということも実際は腹の中ではたくさんあるんですね。例えばこのプラスチックごみにつきましては、先般、文教民生とおととし安来市へ行ってまいりました。プラスチックがそのまま灯油に還元できるということで、昨今ではかなりマスコミにも取り上げられまして、非常に進んだ技術で、なおかつかなり純度の高い灯油に還元できるということで、プラスチックごみについてもそういったものを当然取り入れてほしいと思いますし、いろんなことで、またそれが逆に言えば、そういったものをつけていく方向が出せれば、やはり地元に対してもまた御理解を求めやすいんではないだろうかと。したがって、地元に配慮する余りに、むしろ本来やらなきゃいけないことをせずに進めていくということになりますと、さて、私らよくわかりませんというふうになってしまうわけです。やはりいろんな意味で、議会がそうした行政も含めて地元民に理解を求めるような論議が必要ではないかと。また、そういった施策も提言できる場所を設定すべきではないかというふうに思うわけであります。

それから3番目の花フェスタ '95につきましてですが、ちょうど視察をいたしました相模原、これは昨年行われたところですし、それから水戸市、これはちょうど開催中に伺うことができました。いずれの市につきましても市の規模は大変違います。私どもは大変小さいまちになります。二つのまちから比べれば大変小さなまちですけれども、共通している点も幾つかございました。可児市と相模原、水戸市の共通点を挙げれば、県と市の公園がそれぞれ隣合わせで、県も市も積極的に公園の整備をこうしたイベントに合わせて行っていくという

状況でございます。それと、もう一つは周辺整備です。周辺整備につきましても、こうしたイベントに合わせて、かなり長期的に、市も県も協議しながら周辺整備を行っておるというふうに思うわけです。今のままでいきますと、イベントが一過性のものになりやすい。あるいは県の公園、現在整備しております可児公園の方はうまくいくかもわからないけれども、周辺整備等を考えればやはり一過性のものになりやすいんではないか。また市の方の可児公園、隣接して運動公園の用地取得もございます。今度駐車場にする予定で若干の整備をするということになっておりますけれども、それをもっと具体的に、長期的な展望に立って、あそこら一帯をどうするのかと、そういったものもきちっと踏まえながら位置づけをして取り組むのであれば、これはわずかな期間のイベントの問題だけではなしに、やはり市民に受け入れられやすい、また県民も非常に参加しやすい状況が整っていくんではないだろうか。そういう点で、今、人を派遣しておりますけれども、それだけにととまらずに、もっと市は市独自の主体性を持ってやはり計画を進行させていく、また県に対しても提言をしていくという姿勢が必要ではないかというふうに思います。

それから都市計画公園整備についてでありますが、63年度に公園整備基本計画がなされて 以来、順次整備を進めていただいて、22ヵ所、昨年までにやっていただきました。非常に感 謝しておるわけですけれども、残念ながら、今、答弁されたように、まだまだ未整備のとこ ろも御存じのとおりでございます。よく見ますと、市はいろいろ地元が公園をつくる場合に、 通常5点セットと言っておりますが、ブランコ、滑り台、鉄棒、遊動ブランコ、上り棒と、 こういったものを5点セットという形で児童公園等に設置をして今まできました。ところが、 なかなか個性がないんですね、その公園ごとの。当然、その地域の個性が反映された親しみ やすい公園にしていくということが非常に大事だと思うんですけれども、これは、以前は社 会教育課の方でセットをそのまま設けると。予算の枠もありますので非常に均一化されたも のですけれども、見てみますと、色はカラフルですけれども、さびてまいりますと非常に汚 くなって、それがあちこちに現在残っておるわけですね。これはこれで、別にこれを悪いと いうふうに言っておるわけじゃないんですけれども、やはりもう少しそれぞれの公園、児童 公園についてはやはり個性を持たせたり、あるいは地域性を持たせたりしながら、やはり本 当に子供たちがそこへ参加しやすい、今、公園というのは子供だけじゃありません。お年寄 りも、また若い人たちも、そこに気楽に来て憩うことができるようなものを設置していただ きたいというふうに思うわけですし、またよく見ますと、樹木の関係もありますでしょうが、 夏なんかですとなかなか暑くて日陰になるところがない、こういうところも結構あるんです ね。児童公園なんかはよくそういうところを見かけます。

それから最近問題になっておりますが、特に砂場等を見ますと、犬・猫のふん尿の問題で、あそこは犬も猫も砂場というのは大変好きなようで、そこでふん尿をするわけですね。そのことで新たな寄生虫被害、寄生虫公害が社会問題に大きくなっております。そうしますと、公園のそういったところで遊んだ場合、家が必ずしも近いところじゃない場合、そのまま子供はいろいろあちこち触りますし、指をしゃぶったりします。したがって、当然、手を洗っ

たり足を洗ったりする設備も必要になってくるんではないかというふうに思うんですね。そういったことを考えあわせれば、やはりまだまだ身近にあります児童公園、既設の公園についての整備が非常に重要になっておるんではないかというふうに思います。たまたま今年度は計画がなかったということだけだというふうに認識をしておりますけれども、もう少し広げてやっていただけるような予算措置も、これは市長さんにお願いせんといかんというふうに思いますが、予算措置も講じていただきながら、いま少し拡大をしていただきたいというふうに思います。

それから、名城大学の建設計画につきましては御説明いただいたとおりだというふうに思います。順次わかり次第、私どもにも、私どもというのは議会の方にも御報告をいただいて、当然、どうなっておりますかと、昨年土地を購入いたしましたのでどうなっておりますかと、地元からも、あるいは地元以外からもいろんな形で質問を受けるわけですが、「さあー」というふうにしか答えられない状況では困りますので、これは当然市がやることじゃございませんので、当然わかっておる範囲についてはできるだけ速やかにお知らせをいただくようにお願いをしたいというふうに思います。じゃあお願いいたします。

副議長(河村恭輔君) 助役 纐纈義昭君。

助役(纐纈義昭君) それでは、まず1点の環境センターの件につきまして、市長が先ほど御答弁申し上げましたように、助役会が中心になってということを申し上げておりますので、私からお答えをしたいと思います。

まず私どもといたしましては、地元対応と、そして一方ではこの施設計画を具体的に、そし てスケジュール的に事速やかに進めなくてはならんと、この両面を負っておるわけです。で、 これは相互に密接につながっておりまして、十分な一方での研究、あるいは方向づけを持たな いままで地元との話し合いというのは結局は行き詰まってしまうということでございますし、 まず基本的には施設そのものをどういう方式でやったらいいのかということによっても地元に 対する説明の仕方というのは変わってまいります。必要な用地面積、特に埋め立て処分、灰の 処分ですね。これについては、方式によっては、議員御存じかもしれませんけれども、かなり 様子が変わってくるということがございます。そういうことで、私どもとしては、市長が申し 上げておりますように、市の責任において、ただいま塩河地域にいろいろお願いをしておりま すが、一方では、そうしたいろんな基準仕様、基本的な事柄を広域の方でまとめてもらわない と困りますよと。その方式についても、こういう要領でやったらどうかということを管理者の 方へ私自身出向きまして御提案申し上げております。その具体的な形は、担当実務者レベルの 研究会、これをプロジェクトチームとして、まずは至急具体的な内容の研究に入ってもらいた いと。それから、そうした研究の過程において担当課長会議を持って、そこでいろいろ主要事 項について、ある段階までの方向づけを協議しながらすべきであろうと。そして最終的には、 その研究結果を助役会に提出をしていただいて、そして助役会で十分研究・検討をして、そし て最終的には助役会で責任を持ってそれぞれの首長に説明をしなきゃならないと。そして最終 的にはその市町村長の会合でもって決定ということに、組合手続上、手順上もしてもらわなき

ゃならんでしょうと、こういうことをお願いしまして、そうした方向で今日まで来ておるわけです。

そこで、先ほどお話のございましたいろんな資料提示については、まだ助役会の段階で、こ れでよろしいと決めたということではございません。その根底にある基本仕様がまだ決まって おりませんので、したがいまして、金額的にも、今後のそうした対応の仕方についても具体的 にまだ決められないという状況でございます。ただ、助役会でもってお互いにこのことは内密 しておこうという申し合わせは一切しておりませんので、それは独自にそれぞれの市町村にお いての御判断をもってそうした書類が流されたかと思いますが、私どもにつきましては、いま 一つ地元対応がございます。地元対応も非常に微妙な問題がございまして、議員も御存じのと おり、これまで環境アセス、そして測量調査、これを何とかお聞き入れをいただいてさせても らっております。がしかし、あくまでもまだ同意決定を見ないままの状態でございます。した がって、現地では、何だかんだと市は言っておるけれども、結局はもう決めてかかっておるで はないかという御非難も一方で受けながら、非常に警戒心も持たれながら何とか御理解いただ いてやってきておると。極端な話、これがほごに、むだになってもそれはいいと。あくまでも 可児市の判断として、それらをさせてくださいということで、ひたすらお願いして今進めてき ておるという状況でございます。なぜかといいますと、そうしたことは十分たたき台として我 々は掌握しないと、地元説得もさることながら、そうした基本的な問題を固めていく諸点でこ れは絶対に立ち行きませんので、したがって特に埋立投棄処分場等については、やはり現地を もってどれくらいのボリュームまでいけるだろうとか、あるいは地元とのいろんな了解、御理 解をいただくいろんな話し合いの過程の中で、地元要望と、あるいはいわゆる地元還元のいろ んな方法を立てるについて、市としてもやはりこれは必要なことでございまして、くどいよう ですが、それまでは進めさせてもらったと。

それで、それらを踏まえながら基本仕様を研究会で一応まとめて、そしてこういう方式でいったらこうなる、こういう方式でいったらこうなるという一つの結果を先般一応は出してきております。ただ、助役会でもってまだそれを決定するに至りませんでした。したがって、今月、助役会で一度そういう施設を実際に目の当たりに見ようではないかと。先般、現地調査も内々にさせてもらっておりますけれども、加えて、そういう施設を、先進地を一度つぶさに見ようということに申し合わせをしておりまして、そうした過程を経て、最終的に助役会の責任でもって、よし、これならばいいだろうと、これでいこうという一応の結論を導こうと、こういうふうに今考えておる段階でございます。したがいまして、費用計算等につきましてはあくまでも試算にすぎません。事務レベル、研究会での試算に過ぎないということでございます。したがって、それは協議・相談をして我々が決めたとか、そういう段階ではございませんので、私としてはまだつぶさに市長にも報告をいたしておりませんし、まして議員の皆様方にもまだ全然御報告、説明をさせていただいていないということでございます。ただ、できるだけ早い機会にそうしてもらわないと私どもとしても困りますし、これは当然多額の経費を伴うと同時に、やはり地元に向けても誠意ある対応をとるためには、私どもとしては当然のことながら、議員

の皆様方に基本的に御了解いただいておるという裏づけがなければ思い切って地元対応ができませんので、これは当然必要なことだと認識しております。ただ段階として、いましばらく、ちょっとまだそういうことについてはいかがなものかという自分なりの判断がございまして、大変失礼な言い方になりますけれども、私どもとしてはそうした資料をつぶさに皆様方にまだ流していない、市長にもまだ見せておりません。そういう状況でございますので、何とぞ御理解いただきたいと思います。しかし、一刻も早くそういう機会を迎えていきたいと、こういうふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

それから花フェスタにつきましては議員御指摘のとおりでございますが、私どもとしては、 県の実行委員会が7月に予定されております。そこで最終的に決定をされてからということは もちろんでございますが、ただ駐車場等、外周周辺の整備、あるいは直接会場内に関係しない 条件整備、そうしたことについては既に4月から、御存じのように専任の係を設置させていた だいておりますので、そこでいろいろやってきておりますし、既に昨年から職員10名で組織し ております検討会で、いろいろ県が諸元を決定されるについて手おくれになってはいけないと いうことで、できる限りの情報を私も直接出向いていただきながら、もちろんこれは口外しま せんよというおことわりの上で情報を得ながら、それをもとに研究・検討をしてきております。 それに対して、本市としていろんな要望事項を既にまとめて県にもお願い提示をしておると。 それをもとに県としてもいろいろ検討がなされてきております。

そして、この検討会に引き続いて、昨年の暮れにはこの花フェスタについての推進委員会というものをつくりまして、これを発足させております。そうして昨年の暮れから今現在に至るまで3回に及んでこの委員会を行っておりまして、推進検討会は、言うなれば推進委員会の下部組織として、いろいろ資料収集なり、あるいは具体的な提案内容の取りまとめ等、あるいは問題点を洗い出すという作業をしておりますが、そうしたことを踏まえまして、これまでに推進委員会で3回にわたっていろいろ検討を加えてきております。これらについて、7月に県の方の実行委員会で決定になってくれば、それらにすぐ私どもとしては乗って具体的に進めるということで考えております。もちろん市民の皆さん方も、もちろんこれは議会の皆さんも含めてでございますけれども、やっぱり全市的な態勢ということは一方で考えなきゃなりませんので、今予定しておりますのは、推進協議会を設置して広く市民の皆様方にそこへ参加してもらって、より具体的に展開しなきゃならんと、こういうふうに思っておりますが、実はスケジュールは御指摘のとおり非常に厳しい状況にございますので、私どもとしては何とか県の方にも早く決めてもらいたいと。

それからもう一つ、周辺の整備については、既に御存じのとおり、土木課の方に3人の用地対策の職員を去年から配置させておりますけれども、これは国・県の仕事もさることながら、今回の花フェスタ絡みの周辺の県道等の整備、この用地取得作業に振り向けるべく、そういう配属をして一生懸命やらさせていただいておると。

それから南部丘陵部につきましては、先般、3月議会で御質問のときにもお答えしておりますように、芝生広場として跡地利用を考えながらおりますけれども、ただ将来にわたってこの

土地をどういう方向で利用すべきかということについては、お答えしておりますように、十分市民の皆さん方の御意見を聞きながら研究をしてやらなきゃならないと、こういうことで、この作業も並行して進めております。したがいまして、将来を全く考えずして当面のことだけでどうこうという、そういう展開はあの南部丘陵部の土地利用については考えていないと、こういう状況でございますので、よろしくお願いいたします。

副議長(河村恭輔君) 建設部長 井藤實義君。

建設部長(井藤實義君) 貴重な御意見をちょうだいいたしまして、まことにどうもありがとうございました。

確かにお話の出ましたように、今までの公園、特に児童公園につきましては、先ほどお話のありましたように5点セットとかいうことになりまして、あれが必ずしも悪いということじゃないというお話でございましたけれども、その地域性とか個性というようなものが織り込まれておらんということは事実でございまして、私自身も、公園につきましては何もそう遊具を隅から隅までセットしなくても、今は大きな木でなくとも、将来的に大きな木になるようなものを植えるとかということで、ごく広っぱ的なものはどうかということを常々言っておるわけでございますけれども、議員の貴重な御意見をいただきましたものですから、今後の公園の、特に児童公園等につきましては参考にさせていただきまして、設計に取り組んでいく機会があれば取り入れていきたいと思うわけでございます。それから事業の促進につきましては、今後ともさらに一層促進できますように努力いたしますから、よろしく御理解願いたいと思うわけでございます。

〔16番議員 挙手〕

副議長(河村恭輔君) 16番 大江金男君。

16番(大江金男君) 最後の質問ですので、二つに絞ってしたいというふうに思います。まず環境センターの問題ですが、各町村がそれぞれ独自に議会等で報告をしたり、あるいは研究をしたりということについては、これはこれで結構なことですし、たまたまそういった資料を提示しただけでありまして、そのことを否定するものでも何でもないわけです。それから助役会等で研究されておられることについても、このことも否定することでありませんし、積極的に進めることだというふうに思っております。ところがいま一つ、肝心の可児市の中にあって、議会の果たす役割、それが不明確になっておるということなんですわ。本来ですと、当然、受け入れる市ですので、そこの中で十分な論議がなされるべきだと。かねてより特別委員会を設置すべきだとか、いろんな意見が議員諸氏の中からも出ておりますし、そうしたことからいっても、最も重要である可児市の中での論議が非常に不十分ではないかと、こうことを申し上げたいわけであります。当然、地元対策については用地取得を先行させなきゃいかんということで、地元対策については当然のことでありますが、そういった問題も含めながら、当然、論議する場所が必要ではないかというふうに考えるわけです。これは、できればほかの議員諸氏の関連質問があればぜひお伺いしたいというふうに、これは個人的には思っておりますけれども、言わんとすることは御理解いただけるかと思います。要

するに、環境センターを設置する肝心の市の議会がそれに積極的に加わることができないと。 加わることができないというか、論議の場所が十分に提供されないままで来ておるんではな いかというふうに感じております。

それから花フェスタ '95についてですが、13日の日曜日に、これは東海ラジオだったとい うふうに思っておりますが、三重県の祝祭博というのが今度ございますね。これについて永 六輔さんが講演をされたようであります。ちょうど私、車を運転しているときにその講演が なされておりましたので、しばらく運転をやめて聞いておりましたけれども、彼が言ってお りましたのは、いろんなイベントがあるけれども、どうも企業に頼り過ぎている。どこのイ ベントへ行きましても企業名がでかでかと出ておると。やはり本当のイベントというのは、 市民や県民が本当に自分たちの力でどうやってつくり上げるのかと。むしろスポンサーはな くてもいいんではないかと。やはり自分たちでつくり上げるからこそ、自分たちのまちや、 あるいはそういった施設を大切にしよう、みんなで行こうじゃないかと、こういうふうにな るんではないかと。私の質問の中に、動員主義ではなく、市民も県民もみずからがそうした 参加しやすくなるような、したくなるようなイベント、イベントは一過性ですけれども、そ の土地、場所を引き続いて親しみやすいものにしていくためにも、もっともっと市民、県民 の下からの声、あるいはそういった問題について、行政の県がアウトラインをつくって、こ うですよというふうに示すのではなしに、もっと下から、いろんな周辺の問題も含めて、企 画の問題から周辺の整備の問題から、当然、市民の意見を反映させるような御努力がなされ てしかるべきではないだろうかというふうに思うわけです。

例えば、一番心配するのは、企画そのものはその期間中のものですけれども、そこに来ら れる人たちのことをいかに大切にするのかと。来られた方についていかに大切にするのか。 要するに、ごみ一つ落ちてないような、ごみはすぐ処理できるような、大体どこのイベント へ行きましても、結構ごみであふれておるわけですね。いろんな店舗がつくられるわけです けれども、その裏へ行きますとごみの山ですわ。そういったものがすぐ処理できるようなも の、あるいはごみを落とさないと。ディズニーランドが最も大事にしておるのは、いかに清 潔にするか、ごみ一つ落とさないというのがあのディズニーランド、東京もアメリカもそう ですけれども、つくるときの一番のポイントだったというふうに伺っております。ほかの何 より一番大切にすることは清潔だということ。当然、花がきれいですけれども、一方でごみ があふれておれば決して気分のいいものではありません。それからし尿の問題ですね。当然、 大勢の方がお見えになりますから、一時的にしろ大変な量を処理しなきゃいかんわけです。 その処理方法、あるいは下水道計画が当然あるわけですから、そういったものを、そういっ たイベントに合わせながら、周辺の、逆に言えば計画を少し変更するとかしながら、そうい った施設を前もってやっぱり検討すると。今伺っていますと、自家施設、自家処理でやって いくというふうに聞いておりますが、自家処理になればなるほど、今度はその自家処理した 排水の問題がまた出てまいりますね。注水活用で、また花に散布するというようなこともあ るでしょうけれども、やはりそういったことも周辺の住民の皆さんの声がそういったところ

に反映されて、いろんな論議の中で行っていければ幸いではないかというふうに思うんです。 したがって、この花フェスタの問題につきましては、いわゆる本当に親しみやすい、市民が 参加できる、県民が参加できる企画に早くすべきではないかと、こういうことで意見を申し 上げたいというふうに思います。以上です。

副議長(河村恭輔君) 市長。

市長(鈴木告也君) 環境センターの問題につきましては、議員御指摘のように、これから議会にも十分相談していきたいというふうに考えております。ただ、今までなかなかできなかったのは、地元でいろんな意見がございまして、議員も御承知のように、市長は来るなとか、そういう意見もあったことは御承知のとおりでございますので、そうしたことで若干神経質になっておった面もあるわけでございます。何としても地元の同意を得るということが第一義でございますので、そうした意味で、これからもまた議員の皆さん方に御相談申し上げながら進めてまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから花フェスタの関連につきましては、これが地域にとってプラスになるように、将来的にもプラスになるようにということで、私も実行委員の1人に選ばれておりますので、そうした面を強調してまいりたいというふうに考えておりますし、し尿、ごみ処理の問題についても、今、担当者が打合会で検討いたしておるところでございます。で、よりよい方法、なかなか難しい問題もございますけれども、いかにしてそれをスムーズに行うかということについて県とも十分協議をいたしておるところでございますので、そうした面についても地元に、これから将来にわたって可児市が本当にやってよかったと言われる花フェスタにしたいというふうに考えておりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

副議長(河村恭輔君) 以上で16番議員 大江金男君の質問を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

副議長(河村恭輔君) 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

25番議員 林 義弘君。

25番(林 義弘君) ちょっとうっとうしい日が続きますけれども、梅雨明けのようなさわやかな御答弁をお願いいたします。

最近の市民の方々の要望と御意見を参考にさせていただきまして、3点の質問にまとめて みましたので、よろしくお願いします。

第1点は、在宅の寝たきり老人と、あわせて重度身障者に対する在宅療養サービスとして、 訪問歯科診療についてでございます。

急速な高齢化に歩調を合わせるかのように、今、寝たきりのお年寄りというものがどんど

んふえ続けております。しかし、この寝たきり老人というのは、ほとんど病院に入れませんので自宅で療養するという、いわゆる医療福祉の谷間にあるわけであります。かつて私自身も、風邪と痛風の併発で2日間寝たきりという生の体験をいたしましたけれども、わずか2日間でも大変な苦痛でございました。2日でございますので、女房は至れり尽くせりに介抱してくれましたけれども、これが2ヵ月、半年、1年となりますとどういうふうになるか定かじゃございません。実に寝たきりになりますと、自分で自分のことが何もできませんので、もうすべて他人の世話になるわけですから、家族全体が実に大変なようであります。現在、市内にもこうした寝たきりのお年寄りが4月1日現在で、65歳以上で156人、若年でも29名いらっしゃいます。また、重度身障者の1級の方が284人いらっしゃいます。当事者でしかわからない想像以上の大きな負担を強いられておるわけであります。そこで質問でありますけれども、この在宅の寝たきりの老人に対する療養サービスとして、訪問歯科診療というものができないかという問題であります。

食べる欲望、つまり食欲というのは人間の三大本能の一つとして人間に欠かせない楽しみであります。もしも歯が悪くなって、食べたいものを食べられないということになりますと、人生の大きな楽しみも奪われることになるわけであります。中でも寝たきりのお年寄りや重度の身障者というものは、歯が悪くなっても自分で歯医者へ行けませんので、このお年寄りや重度身障者の皆さんの食べるという唯一の楽しみを守ってあげるために、歯医者さんが自宅を訪問して歯の診療に当たるという訪問歯科診療ができないかと考えるわけでございます。この制度を実施するといたしますと、当然、歯科医師会の御理解と御協力が不可欠であります。この点よくコンセンサスを持っていただき、この制度が実施されることを念願いたします。また、実施に先立ち、こうした人たちを対象に聞き取りのアンケートをまず実施されたらと思います。例えば内容を大きく分けて、歯磨きをされているかどうかを調べる口腔内清掃状態、虫歯、入れ歯を調べる口腔内状況を、また歯科治療希望と、この程度の聞き取り調査をしていただき、早期に実施されますことを希望いたします。

第2点、在宅介護の「宅」の改造についてでございます。

ひたひたと迫り来る高齢化社会を前に、各種の福祉メニューが出そろった観があります。しかし、その内容はというと、実態の伴わないものも少なくありません。例えば在宅介護を取り上げてみましょう。特養老人ホームや軽費老人ホームなどの施設とともに、在宅の必要性が叫ばれております。ですが、在宅ケアの中から「宅」が抜け落ちていないでしょうか。現在、在宅で寝たきりとなったお年寄りなどを世話する人に対しては、多くの自治体が介護費を支給するようになりました。当市も例外ではありません。しかし、このお年寄りや身障者がみずからの足で立ち上がって回復を期すための支援は甚だ不十分であると思います。退院して家に帰ると、たちまち病床の人になってしまう。なぜか。在宅介護という言葉はあっても、「宅」が抜け落ちているからだと思います。

それで「宅」とは何か。足腰が弱り、どこか障害のできたお年寄りが自分の力で立ち居振る舞いのできる家のつくり、例えば手すりのついたトイレやおふろ、滑らない廊下、スロー

プのある玄関などがそれに相当すると思います。ちなみに、在宅の概念を大きく変えた東京江戸川区の「すこやか住まい制度」を紹介してみますと、この制度では、まずお年寄りが区役所に改造の申し入れをする。すると、福祉課在宅サービス係の人がノウハウをたくさん持った業者とともに本人宅を訪れ、トイレやおふろ、廊下などについて、どこをどう直すか話し合うと。そして改造費は区が業者に直接支払うと。どうです。どこか遠い国の、おとぎの国か夢の国のような感じがいたします。そういう自治体もあるということでございます。そこまでせよとは申しませんが、どうでしょうか、こうした宅の改造に、せめて何%かの助成費の支給をできないものか、仮称住宅リフォーム助成制度に踏み出せないものか、お尋ねをするものでございます。これは福祉所長ですから、オールマイティーじゃないとお答えにならないでください。

第3点、ごみ袋の透明化についてであります。

ごみの問題は、今までごみの山ほど意見が出尽くしておりますので、前略でまいります。 現在使用されているごみ袋は、不透明で中身が見えず、可燃物と不燃物がまざっていてもわからず、せっかくの分別収集が徹底されていないのが現状であり、何をまぜようと集積場へ出してしまえばそれまでと、そういう不心得な人もごく一部いらっしゃるわけでございます。 外から見えないからいいだろうと不燃物を混入される方がいらっしゃるとしたら、意識・概念を変えるためにも、ごみ袋をすけすけの透明にしたらと思うわけでございます。この透明袋導入により、ある程度分別収集の徹底が図られ、回収作業の安全化、これは袋の中に包丁のたぐいが入っておりまして実際にけがをした事例もございます。 さらに、真の意識改革にもつながるのではないかと、このように思うわけでございますが、民生部長はどのようにお考えでしょうか。

以上、3点よろしくお願いいたします。(拍手)

副議長(河村恭輔君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 林議員の訪問歯科診療についてお答えをいたします。

寝たきり老人、身体障害者の方々については議員仰せのとおりでありまして、現在、岐阜県においては巡回歯科診療車を、歯科診療所のない山間地を対象に巡回をしておるようでございます。それで当市においてはどうかということでございますが、現在、老人福祉法及び老人保健法の規定に基づきまして、市内の各種団体、役職者の方を老人保健福祉計画の作成委員にお願いして可児市老人保健福祉計画を策定中であります。訪問歯科診療制度の導入については、どの程度の需要があるのか、口腔保健に関する調査等を実施するとともに、可児歯科医師会、可児歯科医の理解と協力がいただけるよう十分協議し、取り組んでまいりたいと考えておりますし、その計画の中に反映させてまいりたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

なお、過去においても、そういう話を歯科医師会にしたこともございますが、携帯用の歯 科診療器具を市で購入してくれというようなお話もございましたし、歯科医師会の中でまだ そこまでまとまらなかったという経緯がございますが、できるだけ早い機会にそれができる ように、この老人福祉計画の中に盛り込んでまいりたいというふうに考えておりますので、 よろしくお願いいたします。

副議長(河村恭輔君) 民生部長 小池勝雅君。

民生部長(小池勝雅君) それでは私から、3点目のごみ袋の透明化についてお答えいたしたいと思います。

まず、現段階のごみ袋についてちょっと申し上げてみたいと思います。現在のごみ袋は、 御承知のようにすりガラス状のものを使用しておるわけでございますが、この袋につきまし ては炭酸カルシウムというものが20%入ったもので、発熱量、燃える熱量でございますが、 これが少ないということで、炭酸カルシウムをまぜたものを採用しておるというところでご ざいます。こうしたことによりまして、炭酸カルシウムを入れることによって、発熱量が今 申し上げましたように少ないということで、議員御指摘の透明のものにしたらどうなるかと いうことになりますと、家なんかで燃やしていただきますと、ビニール製品が、ぽてぽてと 火がつきますと落ちます。そうしたことが避けられるということで、この炭酸カルシウムの 20%入りのものを管内では採用しているという現状でございます。そこで、議員より大変あ りがたい御指摘をちょうだいいたしましたが、まさにそういうことがあれば、そのとおりだ というふうに思いますけれども、何と申しましても、透明であるということになると個人の プライバシーという問題が生じてまいります。そういうことと、それから焼却をする際の、 今申し上げましたように、透明のものでありますと発熱量が大変高いということで、大変御 心配を常々いただいております施設の老化ということにつながるということを考えますとき に、炉の延命化も考えてまいりますと、そうしたところがままならぬところでございまして、 現在のところ今の袋で進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

議員御指摘の透明の問題につきまして、近隣のところをちょっと参考に申し上げますと、 多治見市が昨年まで透明のを使って自前の焼却施設でやっておみえになったようでございますが、今回からそうしたカルシウム入りのものをお使いになるということで、4月から実施されているというようなことを聞いておりますが、そうした状況でごみの量がどんどんふえてまいりますので、少しでも延命化ということも考えなきゃならんということでございまして、御指摘は本当にありがたいんですが、私自身も、そうしたことがあれば皆さんの認識もまたさらに高まるだろうということは思いますが、現状がそういうことですので、何とぞ御理解をちょうだいしたいと思います。以上でございます。

副議長(河村恭輔君) 福祉事務所長 鈴木益廣君。

福祉事務所長(鈴木益廣君) 住宅の改造につきましてお答えを申し上げたいと思いますが、福祉も随分さま変わりをしておりまして、施設福祉とか施し福祉といったものから、御承知のように在宅福祉とか地域福祉というような形になってきております。先ほど村瀬議員さんもおっしゃいましたように、ゴールドプランは、ある程度年を重ねますとどうしても身体機能の低下を招くということは避けられないことでありますし、また中途で障害者になられる方もおありだと思います。そういった方を補完する意味で、今、ヘルパー制度というもの

ができておりまして、実は今年度から住宅改造ヘルパー制度というものが発足することになりました。こういった制度を私たちも取り入れていきたいというふうに思っておりますが、この住宅改造ヘルパー制度というものは、介護を要する家庭を訪問して、その障害に合ったいろんな改良を御相談したりするというような制度でございまして、ぜひこれを、私どもが今つくっております可児市老人保健福祉計画の中、それから住みよい福祉のまちづくり事業の中で、先ほど市長からもお話ししましたように、地域福祉推進計画、これは仮称でございますけれども、そういったものをつくって、その中で盛り込んでいきたいというふうに思っております。

ただ、おっしゃいました江戸川区の例でございますが、これは特別養護老人ホームをつくるよりも、こういった補助制度、これは全額補助でございますけれども、補助した方が安いんじゃないかというような、そういう発想で補助制度を設けておられますが、名古屋市とか横浜市、本当にごく一部の市で、しかも限度額を設けて助成制度を実施しておられるところもあるようでございます。岐阜県下ではどっこもありませんけれども、一度検討していきたいというふうに思っておりますし、ただ、県と、それから県の社会福祉協議会の方で、改造に要する費用とか増改築の関係、そういった貸付制度がありまして、年間五、六名の方が今利用しておられるようでございます。高齢の人だけではなくて、身体障害者の方も含めてでございますが、利用しておられます。ただ、身体障害者の方が去年よりも約6%、それから寝たきりの方が32%もふえておりますので、こういったこともある程度考えていきたいというふうに思っております。

いい御提言をいただきまして、本当にありがとうございました。以上でございます。

〔25番議員 挙手〕

副議長(河村恭輔君) 25番 林 義弘君。

25番(林 義弘君) 若いころの市長は積極的な御答弁をよくいただいたものですけれども、最近ちょっと御答弁が慎重になってきて、慎重なことは自民党の政治改革も慎重に任せておけばよろしいですけれども、きょうは本当に積極的な、やや前向きな御答弁をいただき、ありがとうございました。計画の中でというとなかなか時間がかかりますので、私、この計画計画と言われるといろんなのがありますけれども、特に福祉のゴールドプランなんていうのは、言い方がおかしいですが、なんかブラックホールのような感じがするんですよ。何でも計画法に基づいてやればいいやればいいと、そちらへ送ってしまいますと。計画はあくまで計画でございますので、やはりあまり計画ということにこだわらないで、それは計画も大事でございますけれども、いいことはやっていくと、こういう積極姿勢でひとつお願いをしたいと、このように思います。

福祉事務所長は本当にいい答弁かと思うと、原稿にしてみると、どうもさっぱり断ったような御答弁でございますけれども、ひとつよろしくお願いします。

民生部長、小池さんのおっしゃるとおりかもしれません。ちょっと調べましたら、仙台市 で平成4年の4月1日から実施をしたそうです。そうすると、やはり透明にしますとプライ ベートな面ということでかなりの抵抗もあったようでございますけれども、どんどん踏み切ったと。そうしたら、当初は本当にごみが減量ですばらしい成果が得られたと、そういうふうに課長がおっしゃっていましたですけれども、これもひとつ研究課題として腹づもりしておいてください。よろしくお願いします。

結構です。ありがとうございました。

副議長(河村恭輔君) 以上で25番議員 林 義弘君の質問を終わります。

4番議員 芦田 功君。

4番(芦田 功君) 4番議員の芦田 功でございます。

通告によります次の3点についてお尋ねをいたします。

まず第1点は、国道バイパスとか県道改良の場合の用地買収等の交渉についての件でございますが、本市にかかわる道路の新設、あるいは改良事業において、今も昔も全く変わりないのがこの用地交渉の難しさだと思うわけでございますが、本市においても職員の方々、各課担当別に昼夜を問わず御努力をいただいております。一方では、国道バイパスや県道改良事業の用地交渉について、国や県にかわって市の職員が行っているのが実情であります。例えば近隣のある市では、国道は建設省、県道は県の職員が直接交渉に当たっている例もありまして、本市の場合、職員の配置、事務経費、公社の立てかえ等の金利などをもってしても余りあると思うわけでございます。市道改良等、市政の行政おくれを心配する一人でございます。県の仕事をお手伝いしながら県とのパイプを持つ、あるいは地元の利を生かした面、そういう面から考えてもメリットがあるとおっしゃるかもしれませんが、他市で永年分離してやっておられるわけでございますので、この際、旧態依然としたそういう体制の改革に値はしないか。今の体制でメリットはありますか、デメリットも含めてお尋ねするところでございます。

次に「花フェスタ'95」についてお伺いをいたします。

この花フェスタ関連は、昨年の12月議会でも渡辺議員も随分内容を濃く質問もされました し、先ほど来、大江議員も質問をされまして、多々お話は出ておりますので、一部重複する かもしれませんが、今後のこの可児市とのかかわりについてお伺いするものであります。

このイベントは全く近年にない、可児市としては大きなイベントと。可児公園を中心とした開催は平成7年の4月26日からの40日間はもう決定しておるところでございまして、この100万人とも予定をされておりますこの開催地、当市はもとより、近隣市町村に対しても大変な相乗効果のある事業として私は認識をいたしております。オリンピックにしても、国体にしても、開催に向けてのあらゆる整備等が後々の地域活性化につながっていることは周知のとおりでございます。このイベントの県の方針の中に、地元からの盛り上がりに配慮し、県の一方的な計画をしないとうたってあります。あるいは可児市を初めとする周辺市町村の要望を十分取り入れること等々ございまして、その中に、県民、市民参加のイベントとして位置づけておられます。まだ、先ほど来の答弁のように、県の方針が7月の末に出るというような部分もあろうかと思いますが、所内での推進委員会、また今後行われると思います各

種団体会議など、今後進めていかれる中で、例えば20ヘクタールというような、ああいう大きな駐車場に大きな予算をかけてこの40日間のためにやるのではなく、この跡地を将来、可児市としてどう考えていくかということについて、日にちがありませんけれども、今後の課題を、方向を誤ることなく市の方針を考えていただきたい。跡地利用については十分な知恵が必要ではなかろうかと思うわけでございます。また市民参加とは、市民がどのようにしてかかわっていく場があるのか。いわゆる地元の盛り上がり策についての、現状での市の考え方についてお伺いするところでございます。

このイベントが一過性で終わらないように、計画が盛りだくさんあるようでございますが、バラの5万本計画とか、いずれにしても花をキーワードとしたイベントでございますので、ひとつ提案でございますが、ローズミュージアム、これは花の博物館という意味でございます。こういった施設といいますか、花の博物館なるものを県へ提案をされてはいかがでございましょうか。

それからもう1点の提案でございますが、きょうでたしか花フェスタの期日までは 678日 だったと思いますが、こういったことも市でやれること、市民参加ということになれば、今から訴えかけを、まちのあちこちに看板を立てて、あと何日で花フェスタだ、あと何日で花フェスタということを、やれることから取り組んでいったらどうでしょうか。この2点について、先ほどの質問と提案をさせていただきます。

3点目でございますが、国際姉妹都市提携についてお尋ねをいたします。

可児市の第二次総合計画の中に、本市においても産業分野における海外活動、外国人就労 者の受け入れ、また各種団体や個人による国際化が進んでいる等々ございまして、その役割 を果たせるまちづくりに努めると、こう書いてあります。当市の人口増で、各方面からの第 2のふるさととして定着されました市民の中にも国際感覚豊かな方々が大変ふえてまいりま した。一般的には、姉妹都市提携はお互いのまちに共通の話題があったり、そのきっかけで 両市が結んでいるケースが多いように見受けられますけれども、これからは外郭団体、各種 団体、市民レベル主導による提携で、市が支援をしていくというような幅広い発展が望まし いと思うわけでございます。市内でも個人のお骨折りで中国の常州市の産業界との交流を図 られまして、その成果を上げられておられる実例もございますし、またライオンズクラブ、 ロータリークラブなどのホームステイの交流を実践されておる実例もございます。また、3 Cと言っております青年会議所のように、国際交流委員会が地域の若者を毎年七、八名から 10名、青年の船に乗せまして、2週間にわたって洋上セミナー、そして台湾、香港、シンガ ポール、中国などの東南アジアでございますけれども、交流を毎年図っておられて、そうい う貢献をしておられる団体もございます。可児市にはこれはといった特産物がありませんし、 国際化を結ぶその点と線が見当たりませんけれども、大きくは地球市民として、また異文化 交流こそ望まれるところでありますので、国際的な視野を持った市民性をはぐくむ機会づく りに、市として、今後、国際姉妹提携についてのお考えをお伺いするところでございます。

以上、3点につきまして私の質問を終わります。(拍手)

副議長(河村恭輔君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 芦田議員の国・県事業の用地交渉を市が代行する問題でございますが、国・県道、そうしたものにつきまして、私どもは一日も早い改良促進ができるように陳情をいたしておるところでございます。しかし、この用地の問題が解決しないと、この事業は進捗しないわけでございます。それだけに、私どもは、国道は国でやり、県道は県でやるということで傍観しておってはやっぱり仕事が進まない。どうしても早く仕事を進めるためには協力しなければならないというふうに考えておるわけでございます。これがひいては市民の利益になるわけでございますので、当然これはやらなければ、国・県でその地方の事情がわからない者が用地交渉に行ってもなかなか難しいという面がございますので、今後とも私どもはそうした問題については十分協力していきたいというふうに考えておるわけでございます。それが市民にとっても大きなメリットであるというふうに私どもは考えておりますので、今後ともそうした問題は進めてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

次に国際姉妹都市提携でございますが、議員御指摘のとおり、市内におきましては直接の国際交流の場はなく、民間レベルにおいては交換留学生、研修生の派遣等、活発な活動が行われている現状であります。また、市内における外国人も多数数えるに至りまして、市民の国際感覚も豊かになってまいりました。市におきましても市民の外国語講座等の実施、職員の海外派遣研修を実施して、国際感覚豊かな市民、職員の養成を図り、国際感覚を高める機会づくりに努めておるところでございます。御質問の国際姉妹都市提携につきましては、先進地の調査研究を進めてまいりますが、行政指導型ばかりでなく、民間レベルでの自発的な盛り上がりが必要不可欠でございまして、市民各位の御意見を聞きながら検討してまいります。重要なことは、姉妹都市提携を通じて、実質的な意味で双方都市のまちづくりにプラスにならなければならないと存じておるわけでございますので、今後ともそうした意味で、市民レベルの交流については積極的に支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長(河村恭輔君) 助役 纐纈義昭君。

助役(纐纈義昭君) 芦田議員の花フェスタの御質問に関してお答えをいたします。

先ほどの質問にもお答えをいたしておりますけれども、今後の対応策、取り組み方につきましてまず申し上げたいと思いますが、まずは県の7月上旬と予定されております実行委員会の実施計画の決定に基づいて、その内容に基づいて作業を進めなきゃならない部分がございますが、その部分も実はいろんな角度からもう既に検討してきておりまして、この発表後、速やかに市民に広く御意見をちょうだいしてまいりたいと思いますし、その前段階では、当然、議会の方にもつぶさに状況報告、説明をさせていただいて御意見をいただくつもりでございます。それから、市民の皆様方を中心に、いかなる方法で盛り上げていくかということでございますけれども、まずはやはり議員御指摘のように、市内諸団体には当然、機会あるごとにこの花フェスタのPRを兼ねて御理解を賜らなきゃならない。そしてまた、そうした諸団体の方法論としては、代表者の方になろうかと思いますけれども、それぞれの組織団体

単位での考え方をできるだけ反映をさせていただくような働きかけも必要だろうと思います。 それから、これも先般の議会で御質問があってお答えしておりますけれども、市内にはい ろんな方がいらっしゃると。幅広くそういう人材を見つけて、いつも決まったパターンで同じ顔ぶれで、協議会とか、そうした組織立てをするんじゃなくして、そういう方こそ本当に 組織の中で生かすべきだという御指摘をいただいております。私どもも全くそのとおりだと 思っておりまして、今回、具体的にそういう方法をとっていきたいと、こんなふうに考えております。

それから職員の中におきましては、既にいろんな問題事項の洗い出しとあわせまして、どういうふうの方向づけが望ましいか、あるいは市民ニーズに沿ってこういうふうにすべきではないかとか、そういうことはいろいろこれまでの検討過程におきまして拾い出し、ある程度のまとめをしております。その結果をもって推進委員会でもいろいろ研究しておりますが、これまでに二十数項目にわたって3回にわたる推進委員会でも協議を重ねておりまして、いよいよこれを7月の実行委員会での内容決定後、速やかに皆様方にも御意見を求めていきたい、その内容を御報告していきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思いますし、組織づくり等の具体的な中身については、その段階で具体的に御提案申し上げて御意見をいただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、先ほど申し上げたように、このフェスタの基本方針は徹底した花飾りということになっておりますが、これはやはり本市としても考えなくてはならない。そういうことに立って、これも具体的な手法を幾つか立てつつあります。これも追って具体的に報告、説明をさせていただいて、御意見をいただき、決定して市内全体に呼びかけをしていきたいし、さらにもう一つは、広域行政圏内においても、やはり開催元である本市がかなり積極性を持っていかないとだめだろうと。他市町村にしてみれば、やはりいま一つ日和見と言っては失礼な言い方になりますけれども、何となくわき役ということにおいてはいま一つ迫力も欠くおそれがございますので、その辺も十分本市としてはわきまえて働きかけをお願いしていかなきゃならない。

その一つとして、昨年、実はまだこれは方針が決まっていなかった時点でございますけれども、県事務所の方へ私ども出向きまして、やはり広域行政全体、地域での全体的取り組みと支援、盛り上げということになりますと、やはり県事務所の方でその部分は主体性を持ってやっていただかないとだめだというお願いをしました。そうしたことに基づいて、まだ何もわかっておらんけれども、話も何も聞いておらんけれども、土木事務所とも相談をして、必要によっては県からも来てもらって何とか早急に勉強をして、そういうことにも努力していきたいということをお約束いただいて、2回ほどそんな相談をしておりますが、今度4月から体制が入れかわりました。メンバーチェンジがございました。が、しかし、基本的な方向は土木部内でおやりになるということには変わりありませんので、それだけにやはり一般行政部門との連携プレーをきちっとしなきゃならんということで考えておりまして、かねが

ねお願いをしております。近々に可児、加茂の町村長会がございますので、その場で県事務 所の音頭で改めて近況説明、報告が県からなされ、私どもも出てこいと、同席せよと言われ ておりますので出てまいりまして、可児市としても十分そうした機会をとらえてお願いしな きゃならんと思いますし、それから助役会においても、この件を具体的にある程度方向を決 めた段階で、できるだけ早く速やかに呼びかけをお願いしていきたいなあというふうに思っ て思います。

それから経費の問題でございますけれども、今、私どもとして予定しておりますのは幾つかございますが、できる限り費用は縮小していかなきゃならんというふうに思っております。少なくして大きい効果を上げるというのが理想でございますので、それに少しでも近い状態に持っていきたいと思っておりますが、ただ、ある程度この開催地として費用負担は免れないということで、県の実行委員会に対しての一定の負担、それから計画内容が明らかにまだなりませんけれども、およそ我々としてキャッチしておりますのは、可児市にパビリオンを一つ会場内にというようなお話もございますので、そうしたメニューも一応我々の段階では立てております。こうしたものに対する経費は、もちろん可児市が 100%、何らかの方法で調達をして出展ということになりますので、またいずれにしても早い段階で具体的に御相談、お知恵を拝借していきたいなあというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔4番議員 挙手〕

副議長(河村恭輔君) 4番 芦田 功君。

4番(芦田 功君) それぞれ御答弁をいただきましたが、先ほど提案を申し上げましたローズミュージアム(花の博物館)について、突然申し上げましたのでなにかと思いますが、これは市の予算云々じゃなくて、県へそういう提案をすればこういう計画の中に入れていただけるんじゃないかという提案でございますので、一度よく勉強をしていただきまして、こういう問題も検討に値すれば、そういう場で上へ上げていただけないかと、こういうことでございます。

それから、これは御返事いただきたいわけでございますが、看板は、あと何日というのは そんなにお金のかかることではございませんので、これは御答弁いただきたいと思います。

それから余談でございますが、国際姉妹都市提携の中で、私、「kani」という横文字、地図を見ていますと横文字しか書いてございませんが、世界地図をずうっと見ておりましたら、kaniというのが可児市も入れて3ヵ所ございます。1ヵ所はアフリカのコートジボアールという国にkaniというところがございました。それからもう1ヵ所はビルマに、インパール作戦の近くのようですが、ビルマに1ヵ所ございまして、kaniという名前は本当に少ないんだなあということを思ったわけでございますけど、これはこのまちとどうこうというつもりはございませんが、何かこういうきっかけということについては問題意識を持つ必要があるんではなかろうかということと、やはり国際交流についてはホームステイの受け入れ、その他、それからもう1点は、この中小企業、弱小企業との交流というのができるだけ続かないと、

あと提携だけしてしりすぼみということになりかねませんので、できるだけ先進国との共通 点を見いだした、そんなことで、またいずれ先ほどの市長のお話のように、今後の課題とし ていただいてお進めをいただきたいと思います。

先ほどの看板のことにつきましては御答弁をお願いしたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

副議長(河村恭輔君) 助役 纐纈義昭君。

助役(纐纈義昭君) 御提案をいただきました看板の件でございますけれども、かつて未来博のときに庁舎入り口にボードを設置しまして、開催日まであと幾日という、日にちを繰っていくものを設置したことがございますが、また県内もそうしたひとつの盛り上げをねらって行われました。私ども、実は先ほど申し上げた二十数項目の検討事項の中にこのことも含めておりまして、何らかの形でPRをしていきたいと、こういうふうに思っております。なるほどおっしゃるように、そんなことは県の内容決定にかかわらず早急にできるではないかという御指摘でございますけれども、そのことは県の計画との調整がございましたので、若干私どもも予期しながらも日にちがずれてきておるということは否めない状況、事実でございます。一刻も早く具体的にそういう方法はとりたいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それからミュージアムにつきまして、先ほどちょっとお答えを漏らしまして失礼しましたけれども、これも既に検討事項の中に入れておりまして、いかなるミュージアム、どういう方法をとるかということもいろいろこれまで話し合ってきております。ただいまのローズミュージアムということについては貴重な御提案ということでお聞きおきいたしておきまして、今後、検討の中で、またいろいろ御意見をいただきながら方向づけの中で十分生かしてまいりたいと、こういうふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

〔4番議員 挙手〕

副議長(河村恭輔君) 4番 芦田 功君、いいですか。

〔「以上で終わります」と4番議員の声あり〕

副議長(河村恭輔君) 以上で4番議員 芦田 功君の質問を終わります。

ここで昼食を 1 時間とりたいと思いますので、昼からは12時45分に再開をいたしますので、 御参集賜りますようお願いいたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 0 時45分

副議長(河村恭輔君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を行います。

7番議員 村上孝志君。

7番(村上孝志君) 7番議員 村上孝志でございます。

大きく2点に分けて御質問させていただきます。

まず第1点目に、花いっぱい運動についてお伺いいたします。

心豊かな活力と潤いのあるまち・可児、人に優しく住みよい可児を合言葉に、本年も春の花いっぱい運動が5月9日日曜日に、市民約3万5,000人の参加のもと、盛況裏に行われました。この運動は可児市花いっぱい運動実行市民会議主催のもとに、自治連絡協議会、連合婦人会、老人クラブ連合会、農業大学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、教育協議会、保育協会、PTA連合会、子ども会育成協議会、体育連盟、可児農業協同組合、商工会、観光協会、造園業協会、建設業協会、可児ロータリークラブ、ライオンズクラブ、青年会議所、農業支会、可児市消防団の協賛を得て、可児市議会、可茂保健所、可茂農業改良普及所の後援で春と秋の2回、緑豊かな自然を一時期お借りしております我々が協力し合い、子や孫にと受け継ぐべくふるさとづくりをしていきたいと願って続けられている事業でございます。お年寄りから子供まで一緒になって、昔で言う道の日、または道づくり、道直しを、市内の道路、公園、川、公共施設などを一斉に清掃した後、市から配布されます花の種をまき、ともに汗を流し、助け合い、隣近所、家族との触れ合いを深め、市民相互の親睦の輪を広げていく。可児市の多彩な行事の中で、これほど市民参加の多い事業はほかにはないのではないでしょうか。

そこで第1点の質問をさせていただきます。よく市民の間から、市からもらった花の種で今まで一度も花が咲いたことがない、一体市はどんな種を配布しているのだろうかというような声をたびたび耳にしておりました。そういえば私自身、毎年種は作業の後まいているのですけれども、今まで実際、花が咲いたことはないなあ。多分、植え方、また管理が悪いのだろうと思っておりました。そこで、果たしてほかの家庭ではどうなんだろうと思い、無作為に何の説明も加えないまま、各家庭のポストへの投げ込みによるアンケートを調査を行ってみました。その結果は以下のとおりでございますので、御報告させていただきます。執行部側の方へ行っていますでしょうか。一部行っているらしいですので、御参照いただければありがたいと思います。

アンケート実施日が6月6日で、回収が翌6月7日でございます。先ほども申し上げましたように、そのような感覚、観念のもとでのアンケートを実施するのではなくて、全く生の声をお聞きしたいというようなことで、何の説明をせずに各家庭のポストへ投げ込んだ次第でございます。 134戸に投函し、回収率が68戸、回収率50.7%でございます。その調査結果と問題点を御報告させていただきたいと思いますが、1.種についてお伺いいたしますについては、「ことしも可児市より花の種が各戸に配布されましたが、今回もまかれましたか」という設問に対しまして、まいたという方が35戸で57.3%、まかなかった15戸、24.6%、ここ数年まいていない11戸で、計61戸の中で18.0%でございます。以上から、42.6%の方がまかなかった、あるいはここ数年まいていないということがわかりました。

次に、「まいた方で、これまでその成果はいかがでしたでしょうか」という設問に対しまして、花が咲いたという方が15戸、39.5%、翌年も自然に発芽し、花が咲いたという方が5戸で10.4%、全然芽も出なかったという方が18戸で37.5%、芽は出たが花が咲かなかったとい

う方が6戸で12.5%です。花が咲いた、あるいは翌年も自然に発芽し花が咲いたと答えていただいた方が50%。一方、全然発芽しなかった、あるいは芽は出たが花が咲かなかったというのが50%、ちょうど半分半分となっております。

次に、「まかなかった方の理由を教えてください」という設問に対しましては、全部で21戸の回答がございましたが、まき、育てる場所がないという方が12戸、57.1%、土がないと答えていただいた方が4戸で19.1%、種をまいてもこれまで咲いたことがないからという方が5戸で23.8%となっております。そのほかといたしまして、好みの花でない、この意見が2件、好きな花が少ない1件、どこの家でも同じ花となる1件、まいても芽が出ないことが続いたのでという答えが1件、忘れていた2件、仕事のためまけなかった1件。変わったところでは、種の購入費用で業者に草引きをというのもございました。

次に、「花の種配布は今後も続けた方がいいでしょうか」という設問に対しまして、55戸の方から回答をいただきましたが、続けた方がよいという方が33戸、60%。税金のむだ遣いであり、やめた方がよいと答えた方が22戸で40%となっております。なお、続けた方がよいとの回答の中に、希望者のみに配布との方が2件、毎年同じものでおもしろくないが1件、その他、秋は種でないというのが1件ございました。

次に、「配布するならば、今後どのようなものがよいでしょうか」という設問に対しまして、今までどおりの種配布でいいという方が61戸中13戸で21.3%。この中には、希望者のみ配布が1件、種の質のよいものを必要な人のみに配布するが1件でございます。次に、咲かない花の種より確実性の高いものを配布した方がよいと答えていただいた方が48戸で78.7%。その内訳といたしまして、球根がよいと答えていただいた方が24件、花の苗24件となっております。秋にはクロッカス、アイリス、アネモネなど球根等が配布され、今後も同種のものを希望すると答えていただいた意見のほかに、ベゴニア、ペチュニアは1株で大きくなるとの意見もございました。

次に、花いっぱい運動は、花づくりの楽しさ、花飾りの喜びを、子供からお年寄りまで感じられる行事として定着している企画でございますが、今後どのように推進したらよいでしょうかという設問に対しましては、まず1点目の質問といたしまして、「種などの配布は非常に手間暇がかかりますが、どのような方法がよいでしょうか」という設問に対しましては、面倒でも各戸へ配布してほしい、58戸中35戸、60%。集会所、公民館、市役所、農協などへそれぞれ取りに行く、23戸で40%となっております。また場所別では、集会所が24件、公民館2件、市役所ゼロ、農協1となっております。ただし、各戸への配布は必要な人のみに限り、苗などの場合、集会所へ取りに行くとの意見も多数ございました。

次に、「実施に当たってはどのような方法がよいでしょうか」の設問については、従来どおりでよい、57戸中27戸、46%。各家庭で行うより、花いっぱい運動時に、子ども会、老人会、丁目、組ごとなどで、それぞれ公共用地、空き地、道路端に花の苗を植えるようにする、30戸、54%となっております。このうち実施単位といたしまして、子ども会が8件、老人会が4件、丁目ごと9件、また組ごと8件でございます。丁目ごと9件、組ごと8件、これを足

して17件、これは同じ組同士でというふうに解釈してもいいと思います。また場所別では、 公共用地12件、空き地が6件、道路端12件となっておりました。

以上から、市民の57%が種をまき、その半分で花が咲き、そして翌年も楽しんでいるとい うことがわかります。しかし、全世帯の4分の1しか効果があらわれていないという結果も 出ております。次に、まかなかった方の理由といたしまして、場所、土がない、またこれま で咲いたことがないとの回答が21戸あり、市の方で土を用意しているにもかかわらず、その PRが行き届いていないというようなことと、種の発芽率が低いのが原因と思われます。ま た花の好みも多様化、個性化が進んでおり、検討の必要があるのではないでしょうか。種な どの配布については6割の方が今後も配布を希望しており、その中でも品質のよい種、ある いは球根、苗を望んでいる。特に秋配布の球根は管理が楽で、翌年も楽しめるというように 好評でございました。種などの配布方法については、各戸への配布を希望するのが6割を超 えておりますが、球根、苗については、欲しいものであれば自分から取りに行くと答えてお ります。今後の推進方法につきましては、この運動もほぼ定着してきており、それぞれ家族 ごとで行うよりも、隣近所で近くの公共用地、空き地、道路端に、みんなで育て、潤いと安 らぎを求めていくことがうかがえ、家庭から地域づくりへと関心が高まり、転換の時期が来 ているのではないかと思われます。また、市内全戸の半分以上が、家族そろって参加するよ うな行事はこのほかにはないのではないかと思います。これがアンケート結果でございます が、そこで執行部側も同じような調査をこれまで行ってみえると思いますが、これまで市民 の反応と、この運動の成果、並びに問題はいかがなものでしょうか。また、全家庭の57%が 種をまき、その中で芽は出たが花が咲かなかったり、発芽しなかったりの家庭が50%あるわ けでございます。種などのよしあしの選定方法、並びに種類の選定方法と購入先はどうなっ ているのでしょうか。

3番目に、花壇を公共用地、道路端、空き地に設けたいとの意見もたくさんありますが、 この地への設置の可否はいかがでしょうか。そして今後の課題と推進方はいかがでしょう。 以上、花いっぱい運動について4点ほどお伺いいたします。

次に 2 点目といたしまして、都市景観に基づく屋外広告看板等についての御質問をさせていただきます。

都市景観は視覚的な都市の表情ばかりでなく、すぐれた歴史的遺産や文化に恵まれた当市の言う心の財産、環境と美しい心によって形成されるものであり、市民の心の表情でもある。人間性あふれる真に豊かで住みよい社会と郷土の形成を目指し、独創的で親しみのある可児らしい都市景観の形成を目標に、6月5日に可児市都市景観シンポジウムが開催されました。平成4年第6回定例会12月議会において、「都市景観保護条例の制定について」と題して一般質問をさせていただきましたが、そのときに景観行政の展開を5段階に分けて推進していく。まず第1段階といたしまして準備・検討期間、2段階といたしまして位置づけ期間、3段階目が体制づくり、4段階目が駆動期、5段階目、最終が総合展開期の5段階でございます。その第1段階が平成2年度より始まった庁内での都市づくり研究会による勉強、研究などの

準備検討期間であり、第2段階として、現在でありますが、位置づけ期として景観行政を推進するに当たり、行政内部で認識を深め、市民にも認知してもらうとともに、理解と協力を得るために今回このシンポジウムを開催されましたことは感謝にたえません。特に自治会関係者、市職員の参加が多かったことに感激した次第でございます。ただ、諸先生方の可児市の印象、提言はまことにシビアでございました。四方を緑に囲まれ、山、自然が豊かであるのほかに、特に夜は8万人規模のまちとしては暗い。田園都市と言うにはほこりっぽい。都市としては中途半端で、眠っているのか、市街地としてはめり張りがない。特徴を見ることのできないまちである等々が披瀝されました。当市は躍進都市、また若いまちであり、活気あふれ、将来が楽しみであると自負していた一市民として、悔しさよりも寂しさを覚えたのは私一人ではなかったと思います。

そこで第1点といたしまして、都市景観シンポを聴講して、通告書の中では回答を建設部長となっておりますが、これはぜひ市長の感想をお伺いいたしたいと思います。都市景観シンポを聴講しての感想、よろしくお願いいたしたいと思います。

次に2点目といたしまして、まちの景観を損ねている屋外広告看板についても、まず公共施設周辺から整理していくように。また屋外看板などの規制は、やるのかやらないのか、行政の姿勢次第だと喝破されました。屋外広告物については、岐阜県屋外広告物条例により必要な規制が制定されているものの、都市の景観形成上、この野放し状態の屋外広告、看板等の対策なくしては不可欠だと信じるものであります。立派な道路、歩道橋のデザイン、あるいは跨線橋のインターロッキング舗装、また立派な建物をつくり、公園やモールに草木を植えたところで、屋外広告看板をそのままでは、まさに画竜点睛を欠くといいますか、いわゆる全体は立派にできではいるが、大事な1点が不十分であるということでございますが、画竜点睛を欠くものではないでしょうか。ただ、皆様に誤解されると困りますが、申し添えますと、私は屋外広告看板、これをすべて撤廃せよと申しているのではありません。ある地域の広告、看板の色を、形を、大きさを、また高さを変えたら景観を損なわずに済むか、どのようなものが景観になじむのか、自然にマッチした自然を生かした看板とはを、スポンサー、看板業者、地域住民、行政を交えて、討論、研究する場を設けてほしいのでございます。

そこで質問させていただきますが、シンポでも指摘された市役所敷地内にございます大型看板と申しますか、この東側、道路沿いに5本立っております。まず1本目が可児市を明るくする選挙推進委員会、豊かな心を育てる施策推進協議会、人権モデル地域推進協議会、そのほか、事故防止、交通安全などの警察関係、それと税務署関係の5件の大型広告、また皆様方もきょうもお通りになって感じられたかと思いますが、市役所正面の入り口から入ってきますとセンターの部分にすばらしい花が植えてございます。プランターの外側を木枠でつくったすばらしいものです。サルビア、ニチニチソウ、その場所には植わっております。全部で44個ございます。ところが残念なことに、その1鉢1鉢に「花いっぱい運動」というプレートがつけてあるんです。せっかく潤いのある、また安らぎを与えるような、そのような景観を考慮した木組みによる入れ物の中にあって、なぜ一つひとつにそういう看板をつけな

ければならないんでしょうか、疑問に思うわけです。また、車どめの部分にもございます。 玄関正面の車どめの部分にマリーゴールドが20鉢ございます。あそこにも同じように「花いっぱい運動」と書いたプレートが全部についているわけです。 4 個ほどは抜けておりましたが、ほぼ全部ついているわけです。何も、再度繰り返しますが、そのようなプレートを全鉢につけなければならないのでしょう。入り口正面の44個に対しまして、私個人の考えでございますが、「花いっぱい運動」という看板は一つで十分ではないかと思うんです。それに加えて、ニチニチソウ、またはサルビアというような花の名前を一つ目立たないぐらいにそっと添えておく、それがひとつの都市景観、美観ではないかなというふうに思うわけでございます。

そのような市行政の方から、やはり足元から見直していく必要があるのではないかなというふうに思うわけです。これは市で立てております、そのような看板類の提飾、設置、これからもずうっと続けていくのでしょうか。先ほど芦田議員が、花フェスタ '95に備えて市内の随所に、わかるようなというような、そういう看板です。そういうものでしたら、掲出しておりましてもほんの1年か2年です。ところが、先ほど申しました大きな看板、五つもずうっとやっていたって市民の目が行かないんじゃないんでしょうか。

最後に、コメンテーターとして助役さんの方から、シンポの席上、第二次総合計画はアクションプログラムの時期に至ったと申されていました。郷土性あふれる都市づくりは、大胆に、かつきめ細かく推し進めていただきたいとお願いする次第です。これは参考でございますけれども、都市景観づくりは全国的に進行中とか聞いております。その中で、古くなったり腐っているものの処分とか更新に補助金制度を設けている市町村もあるやに聞いております。そこでお伺いでございますが、条例の制定化は第3段階でございますけれども、その進捗状態はいかがでしょうか、お伺いいたします。とにかく都市シンポにおきまして非常に悔しい思いをしました。10年後、20年後にいま一度、先回のあの5名の先生方をお招きし、可児市の変遷を見ていただき、その成果をお聞きしたい。これが私の夢でございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

副議長(河村恭輔君) 総務部長 山口正雄君。

総務部長(山口正雄君) 私からは花いっぱい運動についてお答えをさせていただきます。 ただいまの質問、4点に分かれて御質問をいただいておりますので、それに合わせて、今までの経過等を踏まえて回答させていただきたいと思います。

まず第1点は、市民の反応と成果、または問題点についてどうなっているかということでございます。御案内のとおり、花いっぱい運動は昭和59年の春を皮切りに、60年度以降は毎年、春と秋の年2回、花いっぱい運動の実行市民会議、自治連合会の方々が中心になって各種団体が御参加いただいておりますけれども、これらの方々が中心に実施いただいております。この運動は、先ほどの御質問の中にございましたように、広く子供からお年寄りまでそれぞれに呼びかけて、地域全体で参加していただき、市内の一斉清掃、あるいは花を育てる運動等をしていただいておるわけでございます。例えば一つの例でございますが、今年の5

月9日に花いっぱい運動を行ったわけですが、先ほども話がありました約3万5,000人ほどの人たちが御参加いただいたという報告を受けております。こうした面から見ますと、当運動の意義を市民の皆様に十分御理解をいただきつつあるということで、成果があったと考えております。中にはいろいろな御意見もあろうかと思いますが、全体的にはそういった成果があったということも考えております。

また、同時に行っておりますごみの収集につきましては、可燃物で 6.5トン、金物で10トン、ガラスで 2.5トン、アルミ缶で 250キロ、これだけが当日収集されたようでございます。収集された市内の道路・公園等の美化という点でも、またその他いろいろな面でも大きな成果であったということを考えております。問題といたしましては、御意見がございましたように、花いっぱい運動での花壇の清掃をし、種をまいても、種の発芽が悪かったという等の話が多々ございましたが、種まきについては花いっぱい運動のたびに一応印刷をして配布してはおりますけれども、これも全体に目が届かない部分があるかと思います。どうしても当日袋から出して直接まくということになりがちでございますけれども、本当は前日から多少水にひたしていただいてまくとか、あと水をからさないように水をまくとか、なかなかそういった準備等が無理なようでございます。また、昨年度から一つの事業として、各自治連合会1ヵ所を選定いただきまして、自治会に 510本の花の苗を配っております。そして秋には花壇のコンクールを実施しておるような一つの方策をとっております。

それから 2 点目の種等の選定方法と購入先はどうなっておるんだというお話でございます。種の選定につきましては、現在、マリーゴールドとサルビア、それからニチニチソウの花の種類を選定いたしておりますけれども、この選定につきましては、いわゆる黄色、赤、白、ピンクなどそれぞれの持つ色合いを第 1 に考えまして、そして花の種をまく時期と、次に花の夏場の管理等、これらをいろいろ勘案いたしますと、この花が適当ではないかということで実行委員会で決められた経緯がございます。

種は種苗法、法律があるようでございますが、そういったものの施行規則の第3条という、ちょっと難しくなりますけれども、その規定に基づいて定められている標準発芽率というのがあるようでございますけれども、普通、サルビアについては50%、マリーゴールドについては同じく50%が発芽率の基準になっておるようでございます。ニチニチソウについてはこの指定から漏れておるようでございますけれども、大体50%程度ということで取り扱われておるようでございます。なお、購入しておる種の発芽率については、サルビア、ニチニチソウは60%を目標にしておりますし、マリーゴールドについては約80%の発芽率を求めております。そういったような比較的品質のいい種を購入しておるはずなんでございますけれども、この発芽率の違いはその花の持つ特性でございまして、差があるのはやむを得ないんではないかという考えを持っております。では購入先はということでございますが、この種の納入につきましては、以前は、市内業者も若干ございますので入札を行って、できれば広くということを考えておりましたけれども、数量の問題等から市内業者の方々ではとても納入できないというような問題から辞退されたという経緯がございます。現在では大手の1社から、

随意契約によりまして購入をいたしておる状況でございます。

それから3点目の、公共用地と傾斜地、あるいは道路端への花壇の設置はどうかということでございます。いわゆるこうしたところへの花壇の設置については、特に傾斜地、道路端は見た風景としては非常に美しい場所でございますので大変結構だと思いますけれども、こうした反面、場所としてもケース・バイ・ケースで、可能なところもあれば不可能なところもございます。こういったことにつきましては、具体的に例えばどこどこでどういうふうだというような御指摘をいただければ、その場所が適当かどうかということ、これは道路上の問題もございますし、いろいろな面がございますので、その場所によって検討をいたしたいと、また御相談を申し上げたいということでございます。できる限りそういったものを御利用いただけることについてはやぶさかではございません。

それから第4点の今後の課題と推進方法でございますけれども、御案内のとおり、平成7年に行われます花フェスタ '95、この花いっぱい運動の集大成といたしまして、今後、この花いっぱいともに花フェスタの方もいかにして盛り上げていくかが当面の我々の課題だと考えております。その推進方法につきましては、今後とも花いっぱい運動実行市民会議で皆様とともに協議して進めてまいりたいと思っておりますし、いずれにしましても、これまでの各家庭の花づくりは、私たちが見ますところかなり盛んになってまいっております。そうした意味も含めて、昨年から、先ほども申しましたように、自治会独自の花壇づくりを推進するというようなために連合会1ヵ所を選定したような経緯もございます。こうしたことが起爆剤になりまして、各自治会、あるいは各家庭の花づくりに、こうしたいろいろな催し物が寄与すれば幸いだと思っております。基本的には、花いっぱい運動は家庭から、そして地域に広がっていくということを願っております。また、その方向でこれからも盛り上げていきたいと思っております。以上でございます。

副議長(河村恭輔君) 建設部長 井藤實義君。

建設部長(井藤實義君) 私は2番目の屋外広告看板についてお答えさせていただきます。 過日開催いたしました都市景観シンポジウムには、市議会議員さんを初め自治会長さん、 市民の方々、また市の職員、各方面から三百余名の御参加をいただきまして、この件に対し てまして御理解、御協力をいただいたことを、まずもって厚くお礼申し上げます。

皆様方のまちづくり、特に景観に対する関心の高まりをうれしく感じたわけでございますし、また基調講演者やパネラーのお話からも、これからのまちづくりにとって景観への取り組みがいかに重要で不可欠なことであるかと再認識したような次第でございます。以前にも市議さんから御質問がございまして、ただいま御質問の中でもお話が出たわけでございますけれども、本市の都市景観への取り組みにつきましては、さきにも御答弁させていただいたわけでございますけれども、都市景観の行政推進に関する政策の提言に基づいて、御質問の中にも出ておったわけでございますけれども、5段階に分けて作業を進めさせていただいておるということは議員も御承知のとおりでございます。その中で、まず景観というものを庁内で学習、研究することから始め、市民に対しての啓発、都市景観条例の制定、基本計画、

景観マニュアルの策定等々の各段階において、最終的には景観行政をさらに発展させ、市民、 事業者、行政が一体となったまちづくりを展開できることを目標として……ということをお 答えしたわけでございますけれども、その節にも少し辛口の御指摘をいただいたようなわけ でございますけれども、その際にも御説明申しましたように、現在では、先ほどもお話に出 ましたように第2段階でございまして、位置づけ期と私どもは思っておるわけでございまし て、具体的には、都市景観を庁内で認知し、体系化をすることにより、限られた予算の中で 有効的かつ多面的に景観行政を推進するために、平成 5 年以降の施策の事業を把握するため に各課のヒアリングを行い、都市景観実施計画を策定し、実施計画の実効性を確保するため に毎年度ローリングを実施するほか、景観に関する情報提供と意見交換の場といたしまして 景観ニュース等を発行しておるわけでございます。今回の都市景観のシンポジウムの開催に つきましても、これも議員お話のとおり、第2段階の取り組みの一つとして行ったわけでご ざいます。その中で、パネルディスカッションの際にパネリストの方からも御指摘のござい ました、市議御質問にもあったわけでございますけれども、庁舎内に設置されている行政 P R看板につきましては、広告看板同様に情報提供の手段としては不可欠なものでありますが、 あまり無秩序な状態で景観を損ねるようなことになり、市民に対して景観に関する御理解を お願いする以前に、まず行政サイドが取り組む意味においても、景観にマッチした設置形態 を研究していかないかんなあと考えておるわけでございます。これは非常に厳しい御意見が あったと思って、私どもこの会を主催した者としても痛切に感じておるわけでございます。

それからまた、3番目になるわけですけれども、条例の制定につきましても、これも以前の議会のときに御答弁させていただいたものでございますけれども、第3段階のメニューのところに入ってくるわけでございますけれども、条例の制定については、私権の権利等、非常に難しい点もございますので、まず条例とか要綱を先行して制定して進めていくのか、あるいはそのようなものを制定しないで、行政サイドの事業展開の中で、まず行政ができることから進めていくことにより市民からの御理解、御協力をいただき、先ほどお話のございました事業者、行政が一体となった、まちづくりのための景観に対する取り組みを進めていく方がよいのか、多面的に研究してまいりたいと思っておりますから、御理解を願いたいと思うわけでございます。

副議長(河村恭輔君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 村上議員の都市景観シンポについての感想でございますが、確かに先生方からは辛口の意見もございました。当然、それは私どもも想像しておったとおりでございますし、もちろん完全にできておるわけではございませんので、そうした辛口の意見があることがこれからのまちづくりにプラスになるというふうに私は考えておるわけでございます。もちろん、そうしたものが全部が全部すぐ直るというわけでもございませんし、必ずしも 100%それを取り入れるというわけにはまいらないと思います。しかし、そうした意見を参考にしながらまちづくりを進めていく。特に都市景観については、そうした先生方のむしる辛口の意見が私はよかったと思うわけでございます。そうした意見を参考にしながら、こ

れからのまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ああしたシンポ においては、やっぱりそうした辛口の意見を私はむしろよかったと思っておるわけでござい ます。

〔7番議員 挙手〕

副議長(河村恭輔君) 7番 村上孝志君。

7番(村上孝志君) はい、ありがとうございました。

何か最後で明快な答えをいただいたような気がしまして、うれしく思います。先ほど質問の中でも申し上げましたように、本当にあそこに出席していました一市民として寂しかったです。そうした意見を本当に取り入れながら、自信を持って再度感想をいただく、そのような機会を何が何でもつくっていきたい。それについてはやはり前向きな、またいろんな、これからでも講演会などあるかと思いますが、そういう意見をどんどん取り入れて市政の方に反映していただきたいなと、このように思います。

今、花いっぱい運動の方からまず再質問させていただくわけでございますが、私はいつものとおりで条文だけと申しますか、もう簡潔にしか質問事項を提出していないものですから、答えていただく方も非常に難しいというふうに感じておりますけれども、まず私自身で思っておりますのがこのアンケート、確かに私自身でもこの結果を見てびっくりした。がっかりしたというのが実情でございます。今申し上げましたような結果が出てきておりますので、これをやはり今後とも生かしていただきたいなというふうに思うわけでございます。

それで、まず市民の反応、並びに今後の成果、課題ということでございますが、もう私の質問の中でも申し上げておりましたように、市民の中には十分浸透していると、またみんな協力してくれている。だけども発芽率が悪いというようなこと。それに加えて、これから再度、新たな局面の方へ展開していくべきじゃないのかなあというふうに思うわけです。それの一番いいのが、先ほど来出ておりますように、花フェスタ'95へどのような形で結びつけていくかということだと思うわけです。例えば各家庭で行うよりは、地域ぐるみ、学校ぐるみのというようなことを申し上げたいと思うんです。先ほど長々と、主催のもとに協賛という形で23団体をあえてあの場で長々と発言させていただきました。実はこういうこれだけの協賛者をいただいているわけでございますので、このような感じの方々を、これから先、この運動に真の意味で協力していただくような施策というものが必要じゃないかなと思うわけです。

特に身近なところで申しますと、市道14号線、鳴子近隣公園から西の方へ約 200メーターないし 300メーター、あれは地元の方が植えていただいたかと思うんですけれども、今、花の苗がいっぱい咲いております。草一本生えておりません。それに比較して近隣公園からこの市役所の方、本屋さんをよく御存じだと思います。もう申し上げるまでもなく草ぼうぼうですね。ケヤキの下、あれ緑地帯というんですか、植樹帯というんですか、その土の部分、そのまんまなんですね。あのような部分、例えば先ほどの質問の中で申し上げましたように、道路端への花壇設置というようなことを申し上げましたが、例えばあそこは通学路になって

いるわけなんですね。中学生がよく通っています。中学生、そういう方々にも協力してもらう。また小学生もあります。そういう方々に協力してもらうという方法だってあるんじゃないかと思うんです。ただし、その法律上、また車が通るから危ないというようなこともありますので、道路端へのそういう花壇の設置の可否はどうだということでお尋ねしたわけでございますが、難しい部分はありますけれども、子供たちの場合ですと自分たちのブロックで、大体ブロックで通学していますので、だれかリーダーがおります。その方と一緒に植えてもらって、かんかん照りのときには、行きには自分でそれぞれ水筒に麦茶や水などを持っていくわけなんですけれども、帰りには空っぽになった水筒、それで水をまいていくんじゃないだろうか。草でも生えていたら、草も抜いてくれるんじゃないだろうか。それこそ自分たちで守っていく、植えた、そして結果が出たと申しますか、すばらしい花壇となった、そのような喜びもまた教えていく必要があるんじゃないだろうかなというふうに思うわけでございます。花フェスタ '95への花街道づくりの一環というふうにもまた結びつけていただきたいと思いますし、それに加えて、それぞれの家庭からではなくって、みんなで盛り上げていっていただきたいなと思うわけです。何か同じようなことを言っておりますが。

それと、また種子の選定方法ですね。これでもサルビア50%、マリーゴールド50%、二チニソウ、このニチニチソウなんですけれども、ことし配布されたのはニチニチソですね。私の家庭に来たのはニチニチソウの種でした。5月9日にまく。ニチニチソウをまくには遅いんじゃないですか、5月は。たしか3月下旬ぐらいにまくのじゃないかなあというふうに思います。ですから、そこらの辺のところでも少し気遣いいただきたいなというふうに思うわけなんです。もちろん、花の種類、好みもいろいろありますので非常に難しい部分があるかと思いますけれども、再度検討いただきたいなと思っております。

それに花の種の購入先でございますが、大手 1 社に絞ったということでございますけれども、協賛の中で農業大学校、また農協、そのほかに造園業協会というのもございますね。協賛ですので、そういうところのやっぱり御協力というんですか、利用するということも必要じゃないかなと思います。ちなみに年間の予算 1,300万、今春まかれました花の値段が28円というふうに聞いておりますが、安いのか高いのか、私個人から考えますと非常にまだ安いなあという気がします。28円のところを、市民の中で約半分以上がまいていただけるんですからね。この花の選定方法について、今の大手 1 社じゃなくて、ほかのところでも求めるべきじゃないのかということを再度お尋ねいたしたいと思います。

それに花壇の選定場所といいますか、これは傾斜地、並びに場所によって決定していきたいということでございますが、公共用地、また空き地、これなどでも空き地にほとんどの方々が自分のうちだけじゃなくって、最近では道路端にそれぞれの家庭で協力し合って植えていただいている方が多いんじゃないかと思うんですね。このような場所にそれこそ1年ぽっきりの花、種をまくというのも、考えてみればちょっと不経済な部分もあるような気がするんです。ただし、マリーゴールドですが、私の場合ですと、去年、自分で苗を買ってきて植えたやつが、ことしもまた新たな芽を出してくるというようなこともありますので、1年こ

っきりしか使えないという種というんじゃなくて、翌年も自然に、草だけ引いておけば出てくるというような種はあるんじゃないでしょうか。それに加えて多年草ですね。私のよく通るところでございますけれども、そこなどでもある個人の方がずうっとベゴニアですけれども、それを植えていただいています。それなどでもやっぱり毎年草だけ取る、そうしたら肥料だけまいていれば翌年もまたずうっとずうっと出てくると、そのようなものもこれから先、種の選定の中に入れていただきたいなと思うわけでございます。

次に都市景観についてでございますけれども、12月議会の中で質問し、何が何でも早急に、 やはりできてしまってからではなくって、現時点でまだできない前の条例化が必要じゃない かというようなことを申し上げたばっかしで、ちょっと申しわけないんですけれども、同じ ような回答をいただいておりますが、ただ、今の回答の中にもございましたように、この市 役所敷地内の看板、並びにさっきの花いっぱい運動の現実にある看板、どのようにされるの かお伺いいたしたいと思います。

以上で2次質問を終わります。

副議長(河村恭輔君) 総務部長 山口正雄君。

総務部長(山口正雄君) 花いっぱい運動ですので、地域ぐるみで、そして今までは各自治連合会 1 ヵ所ということを限定いたしましたけれども、これからはそういったものを順番に広げていくのが一つの方策かと考えております。また学校につきましては、学校花壇ということで、それぞれ花壇を P T A の方にそれぞれ御理解をいただいて、御協力いただいて各学校とも大きな花壇づくりに励んでおります。そういったものも、我々の方からも花づくりの方からも協力をしていきたいというふうに考えております。

それから道路の花づくりにつきましては、既に御案内のとおり、花フェスタに関連して花街道づくりと、そういったものをこれから強力に進めていかなければならないということで検討をしております。まだ具体的にどの線をどのようにということまでは至っておりませんけれども、いずれにしても我々の希望、あるいは県の希望、知事の希望になりますと、その花を育てていければ花フェスタまで行けるという一つの希望を持っていらっしゃるようですし、我々もそのようにひとつ仕事をしていきたいということを考えております。

それから種の配布時期につきましては、若干、ただいま御指摘の部分があろうかと思います。果たして種の準備等でできるかどうかわかりませんけれども、考えておりますところは、今の5月ではなくて、もっとさきに種だけ配って、そしてその時期に合わせてまいていただくと。本当は苗を配るんではなくて、早い時期に種を配って、種から育てていただいて花を咲かせていただくと。これが一番よろしいかと思いますけれども、若干時期的なもので、これは検討させていただきたいと思っております。

それから他の業者の種も広く使用したらどうかということでございますけれども、これは 先ほどもちょっと触れておりますけれども、市内の業者の方、そして市外の業者の方、いろ いろ話を持ちかけたんでございますけれども、花を各袋に分けるそういった手間と、そして そういった作業と、そういったものがなかなか、いわゆる個別に分けるという方法がなかな かできないということで御辞退をされたということでございます。もっとも苗の問題については、今、花木センターを通じて取り寄せておりますけれども、そういった特別な事情がありまして、やむを得ず大きな業者にひとつお願いをしたという経緯でございます。

それから空き地に花を植えたらどうかということ、これはもちろんできる限り、そういった空き地で使用しないところにはそういったもので御利用いただくことについては大変結構なことでございますし、また1期だけの花、そのときに済んでしまうという、まあ花の選定のことですけれども、これはまた別の機会にしっかり検討させていただいて、今ここでどうこうということはなかなかできませんけれども、やりたいと思います。

それからさっき方ちょっと話が出ておりました、議員のところは二チニチソウだったそうですが、大体3種類各配っておりまして、そのうちの1袋がどこかに当てはまるということになっておりますので、マリーゴールド、それから二チニチソウ、そういった3種類がどこかへ行っているということです。うちはマリーゴールドが参りまして、そのほかのやつをちょっと買ってきまして三つまいてみたんですが、やっぱりマリーゴールドが一番発芽率がよかったみたいです。そういう経緯でございますけれども、先ほどの率でいきますとそれに符合するかと思います。そんなことで、花につきましてはまた検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

副議長(河村恭輔君) 建設部長 井藤實義君。

建設部長(井藤實義君) 庁舎内の看板をどうするかという御質問でございますけれども、 先ほど私お答えさせていただいたわけでございますけれども、まず役所のところからできる ことということになりますと、御指摘のありました庁舎内の看板ということでございますけ れども、それにつきましても行政のPRを主体としたものでございますから、景観を損ねな い程度に、お答えさせていただいたように、設置の形態等を研究していくということに先ほ どさせていただいたわけでございますけど、今ここで即座にどうこうするということはちょ っと言いかねますもんですから、この問題につきましても今後勉強させていただきまして、 またどのような方法がいいかということも十分研究して取り組んでいきたい。ただ、景観と いうものだけでは済まされない問題もございますもんですから、行政のPR看板ということ でございますから、そういう意味も兼ねまして、どのような方法がいいかということは今後 研究させていただくということで御理解願いたいと思うわけでございます。

〔7番議員 挙手〕

副議長(河村恭輔君) 7番 村上孝志君。

7番(村上孝志君) ありがとうございました。結構でございます。

副議長(河村恭輔君) 以上で7番議員 村上孝志君の質問を終わります。

10番議員 渡辺朝子君。

10番(渡辺朝子君) お許しをいただきましたので、質問させていただきます。渡辺朝子と申します。よろしくお願いいたします。

市内の不動産(土地)提供者に感謝状を出してはどうかということで少しお話をさせてい

ただきたいと思います。

今や可児市はゆとりあるまちとしてますます発展し、道路、または建築物等、拡張、整備しつつありますが、市の計画により自分の土地がその計画の中に入り、そのため市内に自分の不動産(土地)を持っている方が、可児市のため、これは公共に限りますが、貴重な土地を提供しなければならなくなっております。そうした方に対し、感謝の思いを込めて感謝状を贈ってはいかがでしょうか。唯一の土地、その土地を提供するためその土地を離れていかなければいけない人、このような方はどんなにかつらい思いでその土地を手放されるか、それを思えば感謝状を出して感謝をあらわしてもよいではないかと思います。例えばふるさと川の場合、今、川のそばで川と親しんで生活をしておられた方が、川がよくなるためにそこで生活できなくなり、せっかくきれいになった川を見て暮らすことができくなってしまうと嘆いている方々を思うとき、何とかしなければならないと私は痛切に思っております。出すからにはきちっとした基準をつくり、それに基づいて感謝状を出すようにしたらよいと思いますが、いかがでしょうか。ぜひ実現して感謝の気持ちをあらわしていただきたく、これを提唱いたします。ちなみに建設業者に感謝状を出されることを思えば、もっと早く出すべきだったと思います。表彰式は文化の日等に、他の表彰される方と一緒に出したら大変有意義だと思います。

それから関連したことですが、少し質問は違いますが、よろしくお願いいたします。

それは、現在、あるひとり住まいの老人の方が、今のところを離れるのはいやだ。だから、まだ残地があるのでそこにいよう、建てて住みたいと言ってみえますが、仲が悪くて別に住んでみえる息子さんとお金のことでいざこざができ、大変困ってみえる方があります。市はこういったことには立ち入ることはできないものでしょうか。先日も市の方へ何とかしてほしいと泣いてみえたそうですので、何とかこの御返事をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

副議長(河村恭輔君) 助役 纐纈義昭君。

助役(纐纈義昭君) 御質問の御趣旨については私も十分それなりに理解できますし、それだけにお答えの仕方に非常にこれは難しい面があるなあということを実感として持ちました。 ひとまず型どおりのお答えになりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

御存じのとおり、現在までのところ、その地権者の方々には事業完了後の竣工式、開通式等で感謝の意をあらわしておるというのが一般的な状況です。売買によって協力いただいている地権者には感謝状は出しておりません。仰せのとおりでございます。確かに事業の進捗には地権者の方々の協力が最も大切であるということは言うまでもありませんが、市民の事業に対する理解と協力、さらには行政に対する信頼がもとになければ何事もできないと。そしてまた、事業完了に対する感謝の気持ちというのは、口幅ったい言い方ですけれども、感謝状で果たされるものでもないと。市民の総意を反映したまちづくりを市民の皆さんとともに、行政との共同作業ということにおいてやはりやるのが本旨であろうと。これが最も大事なことであろうと。そこには双方にそれなりの理解と感謝、思いやりがなくてはならんと、

こういうふうに思います。特に必要と考えられる個別の場合を除きまして、今後においても 一般的な売買における場合には、現在のところそのような感謝状贈呈ということは考えては おりませんので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

副議長(河村恭輔君) 10番 渡辺朝子君、いいですか。

10番(渡辺朝子君) ちょっと言い忘れましたが、やはりそういう何とかして、いろんな方がございますけど、中には非常に協力しておみえになる方もございますので、そういうことを出すからには基準をきちっとつくりまして、そういう基準のもとに出していただけたらいいんじゃないかということを思っております。ぜひそういうことを実現していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから後から申しましたこと、こういうことはどんなもんでしょうか。

副議長(河村恭輔君) 助役 纐纈義昭君。

助役(纐纈義昭君) 大変失礼しました。

まず感謝状の件でございますけれども、通常、建物等の建設、竣工式には、おっしゃると おり事業者に対して感謝状というのが通常出されます。これは社会的、慣例的になっており まして、どちらかと言えばセレモニー的要素もそこにあり、そして同時に、竣工に際して、 事業者側もこの仕事をさせていただいたという気持ちの上で、何がしかの物品等の、あるい は備品等の寄附というのが伴っておるのが通例でございます。そんなことで感謝状というの が通常出されておりますし、これは言うなれば一つは事業者側の経歴書にもなるというのが、 これまでずうっとそういう慣例としてなされてきておることではないかと私なりに理解して おるわけでございます。用地については、買収補償ということによって御理解を得て御協力 をいただいておるという現況でございますが、これも言うなれば金銭精算だけで事がすべて 済んだというふうには、もちろん先ほど申し上げたとおりで思いませんけれども、加えて言 うならば、それは受益者にとっても別の意味で利便性とか、あるいはそれなりの、時には資 産価値を高めると、こういうこともございまして、なかなか一律一様にいかないという問題 がございます。他の一般的な寄附とのバランスの問題もございますので、十分この点は心し ていかなきゃならんというふうには思っておりますが、今後において御意見は御意見として、 もしそういうことを本当に考慮しなければならないというときにはそれなりの対応も、また 皆さん方の御了解も得ながら行っていくべきじゃないかなあと、こんなふうに思っておりま す。

それから先ほどの御老人の居宅の移転問題に絡んででございますが、基本的にはやはり民事にかかわることでございますから、私ども行政側がそこに入ってどうこうということは、これは控えなきゃならんと思います。ただし、原因が公共事業等であれば、それに伴って大変な苦痛と御心痛を煩わしておるということについては、私どもも行政相談、心配事相談、そういう窓口がございますので、そうした面を活用しながら最大限の配慮はしなくちゃならんと、こういうふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

[10番議員 挙手]

副議長(河村恭輔君) 10番議員 渡辺朝子君。

10番(渡辺朝子君) ただいまの老人の方はもう80歳になられまして、ここを移転しなくてもよければ、このままこの土地で、この家で往生できるのに、こういう移転をしなければならないためにほかへ行かなければならない。非常に悲しがってみえまして、何とかここの土地に住みたいと、可児市にいたいということで非常にあれしてみえますので、私たちもちょっと中へ入っておりますけど、やはり市の方がこういうふうにしていただけるということに対して、御親族の方たちはある程度了承されるというような時点がございまして、個人の者が入るより多少はどうにかならないかと。全部で相当の金、億という金が入るらしいですので、そこの家には。それで、非常に親族の方がそれのことについて困ってみえますので、その本人が困ってみえますので、その一部残地として残っておる土地に家を建てて、自分はそこに住みたいということを言ってみえますけど、息子さんたちが全部その残地も売ってしまって、この可児市に見えない方ですけれども、そっちへ連れていってしまうということで、非常に毎日泣いて暮らしてみえまして、先ほども言いましたように、市の方へもそれを何とかしてほしいということを言ってみえたそうですので、そういうことについて今度の移転の問題に絡んでおりますので、ぜひ何かと善処していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

副議長(河村恭輔君) 以上で10番議員 渡辺朝子君の質問を終わります。

21番議員 松本喜代子君。

2 1番(松本喜代子君) 21番 松本喜代子でございます。

通告に基づきまして質問をいたします。

第1点ですが、皇太子の結婚儀式についてでございます。

6月9日、皇太子結婚の儀式が行われました。結婚はだれの場合でもめでたいものです。でも、あくまでもプライベートなことです。政府は皇太子の結婚に関する儀式を、天皇の国事行為、国の行事として行いました。しかも天皇が国民の上に君臨した戦前のやり方で行われました。国の儀式、天皇の国事行為とされた結婚の儀は、戦前の皇室、親族礼のフシキノ、ヒシジグウの儀と賢所大前の儀を一つにしたもので、賢所大前の儀は、天皇の祖先神、天照大神を祭る賢所で皇太子が告文を読み上げ、杯をもらって神に誓いを立てる明確な神道の宗教儀式です。皇霊殿、朝見の儀、供膳の儀、三箇夜餅の儀という、テレビの報道で耳なれいたしましたが、これらは神道に基づいた儀式が戦前のとおり行われました。この日の前後ですが、テレビ、新聞は皇室一色で、筆頭はテレビは14時間特別番組を組むところがあり、また新聞は別刷り大特集を組むなど、マスコミは無批判に大騒ぎをいたしました。皇太子の結婚に関する儀式を天皇の国事行為として行い、戦前の神道儀式を実質的に復活させながら、国民はこぞって祝うべきなどと国民に祝意を強制いたしました。このようなことは、主権在民と天皇の国政不関与、政教分離を定めた憲法に反することです。憲法第7条では、天皇の国事行為について、天皇は内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行うとしてこの10項目を上げています。しかし、皇太子結婚は国民のためでもなく、あく

まで天皇家の私ごとです。憲法にも皇室典範にも何の規定もありません。憲法7条の10項には儀式を行うという項目があります。これについて、憲法学者の立正大学名誉教授の星野さんという方ですが、国事行為は内閣の助言と承認によって行うと定めています。皇太子の結婚は2人の間の問題で、内閣の助言と承認になじまないことははっきりしています。結婚儀式を国事行為にはできないのですと指摘をしています。また、憲法で定める信教の自由については、第20条、信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。そして2で、何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。20条の3では、国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならないとしています。

6月9日を休日にして国民に祝意をあらわせということは、天皇家を国民の上に置き、祝意を強制するもので、主権在民や思想信条の自由に反するものです。この皇太子の結婚儀式について文部省からは、当日における祝意、奉表等についての祝意をあらわせという通知が出されて、岐阜県教育委員会はこれを受けて県内の市町村に通知を出したというふうに報道されておりましたが、これに対して、岐阜県の教職員組合から県教委に対して、祝意表明の押しつけをやめることなどを求めた緊急の要請をしたという報道を見ました。この通知に対して可児市教育委員会は、祝意の押しつけは、主権在民、政教分離を明記した憲法の原則に反するからということで、この通知を受け取らないで、県教育委員会、また文部省へ返すことはできなかったでしょうか。

次の質問です。営農を守る積極策についてお尋ねいたします。

今、我が国の農業と農村は深刻な危機に直面させられ、国民の健康や環境が脅かされてい ます。食糧自給率はカロリーベースで46%にまで落ち込んでおります。穀物自給率は29%に なっております。先進国の中でも例を見ない状況となっています。食糧の自給率を向上させ ることは、日本農業の発展と、国民に安全で安定的に食糧を供給する上で最も基本的なこと です。ところが、農水省は昨年6月に新しい食糧、農業、農村政策、「新政策」というふうに 略しますけれども、この政策を発表いたしました。アメリカと大企業の利益を最優先し、米 の輸入自由化を前提に、ごく一部の大規模経営体に農地を集めて生産の大部分を担わせると いうような内容です。認定農家など大規模経営が、それを実現する計画を持った農家だけに 政策を集中して強引に規模拡大を推し進め、これまで農地法などで規制していた株式会社の 農地取得、農業への進出に道を開くなどを主な内容にしています。この新政策は農業の再建 はおろか、多くの農家を切り捨て、国内生産を一層縮小させるものとなります。この新政策、 新しい食糧、農業、農村政策(新政策)の実施法案が6月8日の参議院本会議で採決をされ ました。これに日本共産党は、企業参入、そして中小農家切り捨てということで反対をいた しましたが、賛成多数で可決をされています。日本の農業、農村は、農家世帯を中心に集落、 地域と密接にかかわって、水や土地の管理、住民生活などが維持されています。日本の自然 的、社会的条件を生かして農民経営を発展させることが大切であると思います。

この可児市においても当然のことです。ところが最近、年々農業に従事する人たちが高齢

になって、農作業を委託するということがふえてきています。その逆に、委託される人は少なくなっています。可児市の農家は兼業農家が61年度の資料で見て94%です。国内で売られる米の92%が5へクタール未満の稲作農家がつくっているということを思えば、当市の兼業農家の営農を守ることは国の自立のために、食糧の自給率を向上させることにつながるものです。兼業農家が消費者の食べる米の9割をつくっているのですから、兼業農家もれっきとした農家です。そして、その後継者もれっきとした農業後継者です。田を荒らしてしまっては、もとに戻すことは困難です。兼業農家の後継者をつくって水田の耕作を続けなければなりません。営農・生活に困難を生じている老人だけの世帯に対して、自治体、農協、集落による援助を強め、それに助成する国の制度を創設する、このようなことも必要だと思います。当市の平成5年度転作目標面積は194ヘクタールと、昨年より大幅に緩和されました。転作実施面積はクリアしたけど、復田されなかった部分があると聞いております。荒れて手のつけられなくなった田もあると思います。減反政策を進めてきた国の責任で田を起こすべきだとも思います。

このような現状を踏まえてお尋ねをいたします。

新政策は米輸入自由化を大前提にして農業保護政策を完全に撤廃し、ほとんどの農家を切り捨て、家族農業経営を否定して大資本が農地を買えるようにし、食管制度を解体し、国土、環境の保全は言葉だけというもので、日本農業、国民の食糧と健康を外国と財界に売り渡すものです。この新政策は納得のいくものではありません。市長はどのように受けとめておられるでしょうか。

小さい質問ですが、転作目標面積に対し、実施面積は目標面積をクリアしたが、水田にならなかった部分があると聞きました。復田への手だてはどのようにされたでしょうか。

次ですが、老人世帯への援助の体制は考えられないでしょうか。

次の質問です。児童センターでの学童保育について。

夏休みはあと40日足らずで休みを迎えます。共働き家庭の子供たちの生活が健康で安全に楽しく過ごせるよう、子供の生活の実態に即した指導が行われるよう望むものです。実施の計画についてお尋ねします。

次の質問ですが、余裕教室の学童保育への開放について。

5月30日の赤旗報道によりますと、名古屋市の党市議団と文部省の交渉の中で、余裕教室の学童保育への開放についての申し入れに対し、文部省は学童保育への転用も積極的に行う方針であると明言されております。両親が働いている家庭の子供、また自営業でも一日じゅう狭い仕事場で働いていて子供の遊べるような場所がない、そしてまた仕事場と自宅が離れている、さまざまな事情の子供たちがいます。長期間の休みが続くときはもちろんのこと、日常的にも困っている人がいます。この岐阜県の職員の方で3人の子供さんを持っている方なんですが、3人のお産の間は長時間保育などで子供さんを育てながら勤めてきたお母さんが、ことしの春、長男、一番上の方なんですが、小学校の入学時になりまして、学童保育がなくてはとても勤められないと、とうとう退職をされました。母親が子供を安心して生み育

てることのできる条件の一つに学童保育があるわけです。文部省が明言された方針を研究し てほしいと思います。いかがでしょうか。

以上の質問でございます。終わります。(拍手)

副議長(河村恭輔君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 松本議員の農業の新政策についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、農業の新政策というのが6月8日に参議院を通過したようでございます。その内容は、まだ細かいことはわかりませんけれども、概略でございますけれども、一部修正の上、可決されまして、そうした中で附帯決議というのが出ておったようでございます。それは、構造経営法案については価格政策の適正な運用と高齢専業農家など農地の出し手への配慮、それから農業生産方針の要件緩和に伴う企業の経営支配の防止対策と、それから中山間地域法案については直接所得補償の検討と、それから農業機械化促進法案については機械のリース、レンタル方式の推進と、大型トラクターの車検期間の延長と、そうした附帯決議のもとに6月8日に参議院本会議が可決成立したというふうに聞いておるわけでございますが、細部についてはまだ詳しいことはわかっておりませんですが、農業のいろんな政策というのは農水省から出されております。今までも何回も出されております。

特に日本の農業というものが非常に零細農家が主体であるということは議員御指摘のとおりでございますし、食糧自給を何とかして維持したいというのが農水省の考え方のようでございますし、米の自由化阻止というような問題からいろんな政策が今までも打ち出されてきております。しかし、どの政策についてもこれはという政策はできておりません。この政策も果たしてどうなるか。農地の集約といっても、簡単に可児市の農業の現況では提供する人が少ないんではなかろうかというふうに考えておりますので、例えば大企業で支配されるというようなことはちょっと私は考えられんのではなかろかと。附帯決議もそういうことを防止せよということが出ておるようでございますので、農業委員会等でそうした問題については十分対処できるんではなかろうかというふうに考えておりますし、この政策が必ずしも日本の農業を救うもとになると断言するわけにはいかないんではなかろうかという危惧を抱いておる者の一人でございます。もちろん農水省の政策に反対というわけではございませんけれども、なかなか実行に移してまいるには問題があろうかというふうに考えておるわけでございます。

特に可児市は、御承知のように94%が兼業農家でございます。しかも5反未満の、いわゆる飯米農家が非常に多いわけでございます。こうした方々はほとんどがサラリーマンで、日曜農業というようなことで、大部分が農協、あるいは近所の機械を持っておられるオペレーターに委託してやっておるというような現況であるわけでございます。ただ、農地はそのまま持っておりたいというのは、ほとんどの方が、定年後はやっぱりそれだけの農地は持っておって、自分の定年後は農業をやりたいという方が非常に多いというふうに考えておるわけでございますが、現在はそうでございますけれども、将来、20年、30年先に今の若い人たちが果たしてこの農業をやっていくかどうかということになりますと、若干危惧をいたしてお

るところでございますが、なかなかこれに対する、それじゃあいい抜本的な対策というのが 正直言ってなかなかないわけでございます。そうしたいい案がございましたら、また御教授 いただきたいと思いますけれども、とりあえず、まずことし市で実施いたしましたのは、今 までの減反の中で他用途利用米についてはその枠外ということで、減反政策の枠内と切り離 されたということがございましたので、今年度はそうした他用途利用米について 2,000円の 市の補助金をつけたということでございます。まことにささやかでございますけれども、そ うしたことで何とか農業を守っていきたいなあということを考えておるわけでございます。

これは農業そのものについての、それじゃあこうした零細農家が必ずしも経営的に成り立つものではございませんけれども、やはり農業が滅びるということは村そのものがなくなるということでございます。それと、この水田というのは非常に災害防除にも大きな役割を果たしておると思うわけでございます。洪水のときの湛水をしてくれるという面があるわけでございますので、何としてもこれは守っていきたいなと思っておるわけでございます。

なお、復田ができないという農地でございますけれども、そうしたことのないようにということで、説明のときにでも説明をいたしておりますけれども、休耕田については3年を限度として、同じところを3年以上をやる場合は補助金を出さないという方法でやってきておるわけでございます。だから、できるだけ復田できるような態勢にしていただきたいということで、今までの減反の割り当てのときの組合の説明会においても農地改良組合にそうした説明をいたして、できるだけ草は刈っていただくということをいたしておりますし、3年以上では補助金は出ませんということを話しておるわけでございます。ただ、山合いの奥の方の田については、どうしてももうやれないという農地はあるようでございます。こうしたものについては、農振地域から外さざるを得ないというふうに考えておるわけでございます。

とりあえずはそんなことで、私も抜本的な、これなら絶対守れるというような方法は持ち合わせておりません。もちろん農水省、あるいはいろんな評論家の方も農水省の批判はできますけれども、それじゃあどうかということになりますと、なかなかいい案が出てきておりません。その中で私どもは少しでも守っていくように、今年度はそうした政策をとったわけでございます。これからもできるだけ農民の皆さん方の意見を聞きながら、なるたけ守っていくような方法、本当は守りでなくて攻めの農業政策というのが必要であろうかと思いますけれども、現況は何とかして守りたいというのが精いっぱいでございます。

それから老人世帯についての援助ということでございますが、これはなかなか農家だけというわけにはまいらないと思いますが、これからその地域でもって助け合っていけるような方法は考えていかなければならないだろうというふうに考えておりますが、今後ともまた皆さん方の御意見を聞きながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。副議長(河村恭輔君) 教育長 渡邉春光君。

教育長(渡邉春光君) お答えを申し上げます。

まず第1点の皇太子結婚の儀についてでありますが、6月9日は皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀の行われる日を休日とする法律によりまして、国民の祝日に関する法律に規定する日

となったわけでございます。国民の祝日になったわけでございますので、その趣旨を児童・ 生徒に理解させることは当然であると考えております。また、この祝日の趣旨に基づきまし て、祝意をあらわすことの意義を知らせることも適当であると判断いたしまして、文部省、 並びに県教育委員会の通知の趣旨を各学校に通知いたしましたところであります。

続きまして第3点目の児童センターの学童保育について、並びに4点目の余裕教室の学童 保育への開放についてお答えを申し上げます。

まず児童センターの学童保育についてでございますが、広見、帷子及び桜ヶ丘児童センターは夏休み期間中、特に両親が共働きで留守になる家庭の子供たちを対象に児童保育を行う予定であります。期間は、7月の21日から8月31日までのうち、日曜日と第1、第3の月曜日を除きまして、毎日9時から16時30分まで開設する予定になっております。なお、内容等についてお尋ねがありますれば、担当部局からお答えをしてもらいます。

第4点の余裕教室の活用についてでございますが、本年4月に文部省から余裕教室活用指針が示されております。それによりますと、学習スペースの整備充実を第1に、第2に管理スペース等、第3に生涯学習のためのスペース等に転用する等、優先順位が示され、その内容も具体的に示されておるところであります。学童保育への活用はこれらについて含まれておりませんけれども、今後、上部機関、関連部局と協議した上で、余裕教室活用の指針に沿って研究をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔21番議員 挙手〕

副議長(河村恭輔君) 21番議員 松本喜代子君。

21番(松本喜代子君) 21番 松本です。

農業問題についてでございますが、この農業の問題は国との関係が大きくありますので、市長があまり期待をされていないということを聞きましてちょっとほっといたしましたけれども、大変難しい問題であると思います。この新政策の中で昨年から心配をされておりまして、農民運動全国連合会、こういうところが冊子を出したりして農水省の、政府の考え方をいるいると検討をし、そして農民の立場をこういう冊子の中で述べてきております。どうも新政策の中では大きいことはいいことだみたいなところがありますけれども、市長さんも十分御承知だと思いますが、田んぼは大きければいいかといいますと、大きかったらとても農業がやりにくいというようなこともあったりして大変難しい問題であると思います。そしてこの農業、特に稲作の問題は家族経営、これが日本の農業として続けていける一番可能な農業である、家族経営こそ可能なものであるというふうに私も思いますが、やっぱり農民連の方でもそのような見解を出しております。やっぱり兼業となりますと、後を継ぐ人たちを十分養成していかないと農業をやることがわからなくなる、そういう世代も出てくるかと思いますので、そういう点で心配をするわけです。そういう点では、ぜひ兼業農家の後継者が十分できて、稲作農業がこの可児市でも継続していかれるような市政や農政、そういうことをしていただきたいというふうに、この点については要望をさせていただきます。

次に皇太子の結婚儀式の問題ですが、法律に基づいて祝日というふうに決まったから、そ

れを学校に流したというようなことですけれども、通告の質問の中で申し上げました憲法上 の問題、そういう点について教育長自身はどのような見解を持っておられますか、このこと をお尋ねします。

それから学童保育の点ですが、夏休みの学童保育の計画はことしもあるということで、毎年のように行われますことを喜んでおります。ただ、この学童保育、本当は日常的に行ってほしいんですが、夏休みだけ行われております部分で、施設が十分であるかどうか。子供たち、人数はそう多くないんですが、そこで児童センターを利用しているわけですが、児童センターのあのスペースが、子供が遊び、そして夏休みの宿題をやり、休息も必要ですが、そういう施設の面で十分かどうか、この点をどのように思っておられるかお尋ねします。

副議長(河村恭輔君) 教育長 渡邉春光君。

教育長(渡邉春光君) それでは皇太子結婚の儀につきましての再質問についてお答えを申 し上げます。

日本国憲法では、第1章第1条において、天皇は日本国民の象徴であり、日本国民統合の 象徴であってというようなことが明記されておりますこと、並びに第2条で、その皇位継承 権についての定めがあることは御承知のことと思います。以上のような点から、皇太子殿下 の結婚の儀は国民の統合の象徴である天皇の行われる儀式として実施されたものであります。 したがいまして、それに国民こぞって祝意をあらわすための祝日として決められたものであ るというふうに考えております。

なお、学童保育につきましては、児童センターの施設につきましては福祉事務所長の方で お答えください。

副議長(河村恭輔君) 福祉事務所長 鈴木益廣君。

福祉事務所長(鈴木益廣君) 今までずうっと夏休みじゅうは児童保育をさせていただいて おるんですけれども、今まで狭かったとか何とか問題が生じたことはありません。

〔21番議員 挙手〕

副議長(河村恭輔君) 21番議員 松本喜代子君。

2 1番(松本喜代子君) 皇太子の結婚の儀式についてですが、天皇についてはここにありますが、皇太子についてはそういう憲法の条文は載っておりません。教育長のお答えは天皇について言われましたので、それはちょっと御答弁にならないと思いますが、お願いします。

それから福祉事務所長さんに、今、何も聞いていないということでしたけれども、ぜひ構成員の方たちの意見をことしの夏はぜひ聞いていただいて、今からというとちょっと施設の問題なんかはなかなか手が出せないかもしれません。早く、今から聞いていただいて対応していただけると子供たちも夏休みを楽しくできると思いますので、ぜひ現場の構成員の方の意見、現状はどうだろうかということも聞いていただきたいと思います。お願いします。

副議長(河村恭輔君) 教育長 渡邉春光君。

教育長(渡邉春光君) 先ほども申しましたように、この結婚の儀は天皇の国事行為として 行われたわけでありますが、それは日本国憲法に規定された天皇としての祝い事であります。 したがいまして、国民がそれに祝意をあらわす祝日として規定されたというふうに思っております。それから天皇の国事行為について、結婚の儀が憲法に反するかどうかという質問でございましたが、その点につきましては私は判断する立場にはありませんので、お答えは差し控えさせていただきます。以上です。

〔21番議員 挙手〕

副議長(河村恭輔君) 会期規則第60条の規定によりまして.....。

〔発言する者あり〕

副議長(河村恭輔君) 21番議員 松本喜代子君。

2 1番(松本喜代子君) まず天皇の問題ですが、この憲法の天皇の地位と国民主権の第1 条で、天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存す る日本国民の総意に基づくというふうになっております。日本国憲法の前文、後先になりま すけれども、この中で、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする ことを決意し」というところがあるんですが、この後です、「ここに主権が国民に存すること を宣言し、この憲法を確定する」ということで、これを受けて第1章の天皇のところに、「こ の地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」というふうになっております。ですから 天皇と皇太子と全然違うわけですけれども、教育長さんは一緒くたに答弁しておられますの で、先に天皇のことを言われましたので、そのところを憲法のこの条文で引き合いに出して 申し上げたわけですが、皇太子の結婚の儀式についての憲法での規定は、戦前の皇室典範じ ゃなくて、この新しい憲法の中での皇室典範があるわけですが、そこに全然規定されていな いということです。このようなことで国民の祝日を設けたこと自体、私は憲法違反だという ふうに思います。通告いたしまして1週間もございましたので、ぜひ憲法の内容をよく検討 していただいて答弁をしていただきたかったと思います。それで、教育委員会は児童・生徒 に対して憲法の精神、憲法の立場を十分教えていかれる立場のところでございますので、ぜ ひ正しく憲法を学習していただきたい。子供たちにも憲法の立場で教育をしていただきたい ということを要望して終わります。

副議長(河村恭輔君) 以上で21番議員 松本喜代子君の質問を終わります。

ここで10分間、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時42分

副議長(河村恭輔君) 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番議員 太田 豊君。

5番(太田 豊君) 5番議員 太田豊。

通告に基づきまして一般質問をいたします。

1番としまして、建築物の総点検を行いリフレッシュされるのか。2番目としまして、学校の窓ガラス清掃の実態と外注化を考えたらどうか。3番目で、市職員でビルクリーニング

技能士の資格者を置くことができないか。4番目で、先行取得の土地の除草について。5番目で東西線沿線の除草についてということで、以上の一般質問をいたしますので、関係御当局の前向きの御回答をお願いいたします。

昨年は可児市制10周年記念でヒューマントピア(人に優しいまち・可児)のイメージアップを図る数々のイベント、6月の「都市づくりシンポジウム」から11月の「産業フェスタ'92」まで、全部で16回もの多きにわたり盛大に行われました。8万市民がこれによって燃えました。そして成功のうちに完遂できたことを心から喜ぶものであります。私は立場を変えて、建築物10周年リフレッシュ対策について質問をいたします。

県は環境月間の6月中に、市町村や関係団体とも協力し、環境に配慮した事業や地域での 環境美化活動を展開すると新聞に報じております。我が可児市もまちづくり月間のパンフレットが配布されました。建築物における衛生的環境の確保に関する法律に定める建築物で、 10年以上経過しているものがあると思います。例えば市庁舎、総合会館、学校であります。 これらについて総点検を行い、リフレッシュをされるかどうかを、建物の所有権者である市長にお伺いしたい。

一つとしまして、玄関ホールは建物の中で最初に足を踏み入れる場所であります。その建 物の持つ雰囲気やグレードを印象づける重要なところでもあります。市庁舎の玄関ホールの 天井を見てください。白い点が模様のようにびっしり孔食、穴々の状態ですが、発生してい ます。リフレッシュができるかどうか心配であります。それほど傷みが激しくなっておりま す。市庁舎の玄関ホールの天井はカラーアルミニウムが使用されていますが、天井板に触れ てみないので判然としないが、建築材料としてアルミニウムを使用する場合、合金素材のま ま使用されることは少なく、表面処理を施し使用されております。表面処理の一般的な方法 としまして、陽極酸化皮膜を施し、その後、用途によって必要な塗膜を施します。塗膜には ウレタン系樹脂やアクリル系樹脂などが使用されます。陽極酸化皮膜を施されたアルミニウ ムは、溶剤類(石油類)には耐性がありますが、アルカリや酸性には非常に弱い。アルミは 点々とした孔食状の腐食を起こしますが、一般腐食の原因には大気汚染物質と雨水によるの が大であります。また屋外は、特に排気ガスに含まれる亜硫酸ガス等によって孔食を生じる と言われます。市庁舎の玄関ホールの天井を見ると、入り口側から奥に従って腐食が減少し ております。ドアがありまして、その中が風除室になっていますけど、風除室の天井のカラ ーアルミニウムは腐食程度はごくわずかになっております。一方、総合会館の玄関ホールの 天井を見ますと、市庁舎の玄関ホール天井よりも腐食が多いかと思われます。ゆとりピアの 玄関ホールの天井もカラーアルミニウムを使用していますが、少し点食があるかなと思われ ます。ゆとりピア程度のときに清掃していけば作業時間もかからないし、いつまでも美しく 衛生的環境を持続されるので、利用される市民に不愉快を与えないと思います。玄関ホール の天井同様、窓ガラスについてもサッシが腐食現象を生じているものがあります。これらに ついてもリフレッシュを行い、美化とともに、財産である建物を末永く使用することをお願 いしたい。

2番目としまして、学校について環境整備をして、生徒が喜んで勉強できる場所を提供することである思います。Pタイルの床材が大半を占めている現在は、床維持用のワックスや樹脂が次から次へ塗布されて厚い皮膜となって、黒ずんだかさ高固着物となっているところがあります。これらは剥離しなければもとの姿には戻りません。総点検されたら、それらに合わせまして検討していただきたい。

学校の窓ガラスの清掃についてお伺いします。現在の学校校舎は3階建築であります。2 階以上で、外側に足場のない外側の窓ガラスの清掃は今どのように実施されているかお伺い したい。

労働災害を防止するための措置としまして、高さ2メーター以上の箇所で作業を行うときは、安全帯、命綱を使用することと労働安全衛生規則520条にこれは決まっております。安全対策を考えず、転落事故が発生したらと考えただけでも身の毛がよだちます。このような危険箇所の清掃は外注化を考えたらどうか、教育長にお伺いしたいと思います。

なお、総点検されるなら建築物全部、床面、天井、壁、照明に目を通していただきたいと 思います。今後の公共の建物管理について、建築物における衛生的環境の維持管理等につい て通知が出されていますが、市職員の中でビルクリーニング技能士の資格を取得しまして、 清掃作業監督者を置いて、日常清掃はもちろん、定期清掃、特別清掃、リフレッシュ対策に 対応することが必要だと思いますが、市長の考えをお聞きいたします。

次に土地の先行取得された場合の管理について。公共的土地利用のため先行取得された場合の除草はどのように取り組まれるのかお伺いしたい。

草刈りをされないので、周辺住宅は火災の原因を抱え、害虫に悩まされているのが現状であります。私は、1としまして、土地利用されるまで地権者に管理の依頼ができないかどうかと。もちろん管理費は払うということでございます。2番目としまして、自治会長に相談しまして、自治会の管理にする。もちろん管理費はこの場合も払っていただく。ある団地では、地主が管理できない空き地を自治会が管理しています。年2回の草刈りを実施して成果を上げているところがあります。3番目としまして、市当局の取り計らいで計画的に管理をする。この場合は自治会長に計画を伝えていただきます。いずれにしましても、現在は住民の苦情があり、申告すると実施されるような後手の対策であります。どうせ実施するならば先取り行政で、住民に信頼されるまちづくりをお願いしたい。市長の申される快適で潤いのあるまちづくりで、安全で快適な生活を営める生活環境の確保をお願いしたい。

最後に、東西線の沿道にケヤキが植えられ、すばらしい景観を見せてくれるだろうと思っています。先ほど村上議員が申していましたけれども、今の沿道の雑草ですけれども、現在は雑草の沿道になっているというのが実情でございます。近い将来はサツキ等、ツヅジを植えるのか、または花壇にするのか、どのような計画か、また実施時期はいつごろかお伺いしたい。

以上で環境衛生について一般質問を終わりますが、今後は建築物の総点検を計画的に取り 入れ、リフレッシュをして市民の財産である建築物の美化に心がけ、さらに除草に心がけ、 美しいまち可児でありたいと願うものであります。

以上、一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

副議長(河村恭輔君) 教育長 渡邉春光君。

教育長(渡邉春光君) 私からは学校の窓ガラスの清掃の実態と外注化についてお答えを申 し上げます。

窓ガラスの清掃の実態でございますが、小学校におきましては1階の児童の手の届く範囲 は清掃の時間、あるいは大掃除のとき等に行っておるわけでございます。いずれも教育活動 の一環として行っておるものでございます。なお、2階以上につきましては、ベランダのあ る学校では手の届く範囲をやっている学校もありますが、危険という見地から実施していな いところもあるわけでございます。また職員や、一部の学校ではPTAの奉仕作業としてお 手伝いをいただいておることもあります。中学校におきましては、2階以上については内側 のみを生徒の手で実施しておるのが実態でございますが、外側につきましては職員の仕事等、 危険のない範囲で行っておるところでございます。外注につきましては、学校の要請等によ りまして委託予算の範囲内で実施しておりまして、昨年度も 1 校、清掃業者に委託をしたと ころでございます。今後は御提言に沿いまして、危険箇所の対策につきまして十分検討をし て対応してまいりたいと思っています。なお、床、天井、壁等の点検につきましては、各学 校において定期的に安全点検の日を設けて全職員で点検をしております。その際に異常があ りますれば、直ちに報告をしてもらうようにお願いがしてございます。照明につきましては、 学校保健法に基づきまして測定しておるわけでございますが、現在のところすべて基準をク リアしておるものと思っております。また、こうした点検活動のほかに、議員御指摘のよう に、改修、あるいは改造の際にはこれらの点に十分配慮して今後とも整備に努めてまいりた いと思っておりますので、よろしくお願いします。

副議長(河村恭輔君) 総務部長 山口正雄君。

総務部長(山口正雄君) 建築物の総点検及びリフレッシュについてでございます。

大変議員には詳しく御指摘をいただきまして、どうも恐れ入ります。我々としても建物の保守管理につきましては、これまで特に再三やっておるわけではございませんけれども、先般のうちの特別な点検対象といたしまして、さきに落下物の問題が取り上げられたことがございます。この際に、建築防災に関する落下物対策の推進についてということで建設省から通達がございました。それと同時に、落下物防止対策といたしまして、建築仕上げ診断を平成3年の8月に実施をした経緯がございます。これは外壁が年数の経過とともに老朽化いたしまして、ひび割れ、欠損、浮き、腐食と、そういったものが生ずるので落下するおそれがあると。各地についてはかなり落下したという事件がございましたけれども、こういった事故の発生に結びつくことから、率先して実施した経緯がございます。これの診断には一応赤外線を利用いたしました調査が行れたわけでございますけれども、全体的には若干の指摘はございましたけれども、今、早急に補修しなければならない箇所は少ないということで診断は一応は受けております。が、これは大体5年に1回ぐらいはやった方がいいという御指導

を受けておりますので、こういったものを十分承知をいたしております。

がしかし、ただいま御質問の庁舎の玄関ホールの天井仕上げ材の関係でございますけれども、総合会館でもございますけれども、確かに議員言われますとおり、あそこにはアルミニウムのパネル仕上げ材を使用しております。また、白い斑点が一様に見られますことも確認をいたしております。また、その原因につきましては議員がおっしゃるとおりでございまして、軒天井の上げ裏、または玄関の直接日の当たらないところ、そういったところで直接風雨や日光にさらされ、いわゆる湿り気があるところですが、そういったところがどうしても汚染物が付着して洗い流されないという部分がございまして、年数が経過して白い斑点が発生するというもののようでございます。原因といたしましては、先ほど来、御質問の中で御発言がございましたような要因がございます。いわゆる大気中の亜硫酸ガスや車の排気ガス等の腐食性粒子がパネルに付着いたしまして、清掃されないまま放置をいたしておりますので、大気中の水分や表面の結露水に溶けて、いわゆる局部的に電食みたいな形式になるかと思いますが、そういったもので腐食するということだそうです。

ゆとりピア、それから総合会館、そして各公民館、市庁舎は別といたしまして、ちょっと 調査をかけましたんですが、確かにゆとりピアは若干玄関先の、いわゆる直接雨風に当たる 部分がわずかに、まだ今のところですと、ふいて取れるぐらいの状況ですが、ついておりま す。総合会館はかなり腐食いたしておりますし、各公民館につきましては今渡と平牧が若干 その状況が見られるという報告を受けております。まだ新しいところはそうでもないようで すが、同じような、大小はあるかと思いますけれども、そういったのが見られるようでござ います。

このたびの庁舎のカラーアルミパネル板の対策といたしましては、腐食部分をきれいにいたしまして、アクリルウレタン系の樹脂塗装仕上げによります補修しかないだろうという話でございました。その後、補修後の歯どめ対策といたしましては、全面的に再塗装をかけて、いわゆる従来の塗装と新たに塗装をかけた部分と、そうした複合の皮膜をつくりまして防止するということしか仕方がないということで、年2回程度清掃する、いわゆるふく作業のメンテナンスをする、今のところ防ぐ方法はこれしかないであろうという関係者の話でございました。

じゃあ建物の清掃等を現在やっておるが、そういうやつは入っていないのかという話になりますが、現在はいわゆる建築物における衛生的環境の確保に関する法律でそういった基準が定められております。いわゆる室内空気の調整、あるいは給水の管理、清掃、あるいはネズミ、害虫の防除等の管理基準がございますけれども、これらは一応行っております。これは条件に入っておりますが、ただ天井等につきましては、そういったぞうきんがけとか、清掃とか、そういったものは特に入れておりません。ただ、指導的に、クモの巣等、そういったものは取らなきゃいけないよという指導はいたしております。今回こういった御指摘もいただきましたし、当然、これはただ見て見苦しいというのではなく、建築物の保全にも関係してまいりますので、これは早速手当てをしたいということを思っております。まず、全般

的に詳しく各公民館についても点検をしなきゃなりませんけれども、なるべく早いとこ補修をしなければいけないということを考えております。なお、総点検につきましては、まずうちには建築技術者が大勢おりますので、それらを使いまして、教育委員会には2人、管財に1人、技術者を配置しておりますので、これらを使いまして一遍調査をさせたいと思っております。

それから市職員でビルクリーニング技能士の資格を取らせたらどうかということでござい ます。このビルクリーニング技能士というのは大変な資格事項がございまして、所管はこち らの方は労働省に属しているようでございます。したがって、資格取得には学科試験、ある いは実技試験がございまして、学歴は特に問わないようでございますけれども、実技の経験 年数が5年以上なければ受験資格がないという一つの条件がございます。また、もう一つ話 が出ておりました清掃作業の監督者については、これは今度、厚生省が所管をいたしており まして、ビルクリーニング技能士の資格を有する者については若干の講習を受けますと自動 的に監督者の資格が得られるというようでございます。特に技能士の資格取得につきまして は、実技試験といたしましてビルディングの作業、それから作業の段取り、あるいは床、壁、 窓の清掃の実際の作業、それからビルクリーニング用の機械及び器具の点検、あるいは修理 調整等々の実技の試験と、それから学科はまた別にございますけれども、そういった試験が あるようでございます。実際にこういうことを考えてみますと、今、職員を、それだけの経 験年数云々等から考えますと、試験を受けさせるということはなかなか難しい状況にはある かと思います。したがいまして、今後は、ただいま申しました管財課と教育委員会の総務課 には1級の建築士等がおりますので、それらを中心に、さらにこれまで以上に細かく管理を するように心がけていくよう指導してまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いい たします。

副議長(河村恭輔君) 建設部長 井藤實義君。

建設部長(井藤實義君) 私からは先行取得の土地の除草についてと、それから東西線沿線の除草についてお答えさせていただきます。

先行取得した土地の管理についてでございますけれども、基本的には年2回の除草と管理を行うように努めておるわけでございますけれども、しかしながら場所とか時期等によりましては、業者に発注前に、隣接ないし近接の方から、害虫、または火災の発生等を指摘される場合もあるわけでございまして、こうした場合には早急に対応するようにいたしておるわけでございます。

次に、その中に御提案がございましたけれども、まず御提案の中の1番目でございますけれども、もとの所有者に管理委託の方法でございますけれども、現在この方法を一部とっておった事例もあるわけでございますけれども、もとの所有者の方の耕作意欲等の絡みもございまして現実においては難しい面もございます。それから、また2番目に御提案になりました地元自治会への管理委託の方法でございますけれども、先行取得用地の事業化の計画、所在位置や面積等を考えましても、地元自治会の利用の方法等も踏まえて具体化が可能かどう

かにつきまして、これは研究してまいりたいと思うわけでございます。私ども市といたしましては、基本的には計画的に除草等を実施してまいりたいと思うわけでございますけれども、いずれにいたしましても、隣接の方、近隣の方に迷惑をかけないように努めたいと思っておるわけでございます。それから、先行取得の早期事業化について一層配慮をしていきたいと思っておるわけでございます。その先行した土地がすぐ事業化になれば、そういう問題は発生しないものですから、基本的には、その先行取得した土地の事業化を早く図っていきたいと思っておるわけでございます。

次に2番目の東西線沿線の除草でございますけれども、これは通称広見・土田線の植樹帯の管理でございますけれども、議員御指摘のように、市役所から西へ行きました三洋堂前の交差点からずうっと西へ行きまして、土田の県道菅刈・今渡線の交差点までの間でございますけれども、低木の植樹帯の施工時期を一時延ばしておるわけでございまして、一部の区間を除きまして、先ほどほかの議員さんより御指摘のありましたように、地元自治会で花いっぱいのときにやっていただいたところは非常にきれいでございますけれども、そういうとこを除きまして雑草が茂っておるわけでございます。そういうとこにおきまして、現在、土木課におきまして市内の幹線道路の除草を中心にいたしまして、その路線につきましても薬剤散布、または抜根をするということで現在設計の作業を進めておる段階でございますから、雑草につきましていましばらくお待ちいただきたいと思うわけでございます。

それで、当該路線につきましては、先ほどからも御質問が出ておるわけでございますけれども、平成7年の春に開催されます花フェスタ'95のアクセス道路といたしまして重要なルートでございまして、周辺を花で飾る、通称花街道として整備を進める計画でございます。このために低木の植樹帯の施工時期を実は延ばしているのが主な原因でございます。それで現在、植樹帯に植えるか、まく花はどういうものがいいかということにつきまして、またそればっかりじゃなしに、市内全域を花で飾りたいという中におきましても、その道路を花街道にしたいということでございますもんですから、現在、どういう方法にするかと。植樹帯のところを全部花でやるか、低木を植えて部分的なところにまた花を飾るかというようなこと、それから花の種等につきましても今検討・研究させていただいておるわけでございまして、来年の春には美しい花が咲き乱れるように、ことしの秋から来年の春にかけまして、今言いましたように、まくものとか植えるものとかというもの、または低木を植えるというようなものを実施する計画で思っておりますから、いましばらくお願いしたいと思うわけでございます。以上でございます。

[5番議員 挙手]

副議長(河村恭輔君) 5番 太田 豊君。

5番(太田 豊君) 5番 太田豊です。

それぞれの御回答、ありがとうございました。

1番目の総点検をしていただくということで、これはそれなりによろしいかと思いますが、 一つお伺いしたいのは、玄関の天井があれまでになるには今までに一遍もやっていないんじ ゃないかと思うんですが、その辺はどうだったかということを聞きたいんですが、どうでしょうか。

副議長(河村恭輔君) 総務部長。

総務部長(山口正雄君) 私の記憶しておる範囲内では、天井をぞうきんがけしたというのは見たことはないような気がしますが。

5番(太田 豊君) ちょうどこれは13年ぐらいたったおるんですかな。そうすると、私はああいう天井なんかはおおよそ5年に1回ぐらいはやっぱりふき掃除をしていけば、あんなに腐食せんと思うんですわ。だから、今、あの状態でいくとさいが、さっき部長さんが言われましたように、掃除して、その上へアクリルを塗るか、何かもう一遍かけんと復元せんと思うんですわ。さらにあの状態でいけば取りかえないかんと思っておる状態ですので、もう少し早く総点検をしがてら進めていけばもっともっと建物の維持管理ができるし、長く使えると思いますので、その辺をひとつお願いしたいと思います。天井なんか年に2回の掃除というのは、まずこれは必要ないと思いますので、その辺を一遍考えていただきたいと、こう思います。

それから2番目の学校の窓ガラスですけれども、足場の悪い外側というのはPTAの方でやってみえるというのが実情ですけれども、これは今の体育館とか、あるいは高いところはぜひとも外注化でやってもらわんといけないんじゃないかと思います。というのは、学校には命綱まで備えてやらせるというところはまずないと思いますので、これは一つの例でいきますと、愛知県の方でやっぱり学校清掃をしてぶち落ちたということで、ひどく問題になって、それ以後、外注化しておるということでございますので、やはり転ばぬ先のつえで、本当に上の方だけは外注化を心がけていくと。これも年に1回やれば採光、光の関係も届くし、非常にいいかと思いますので、そういうことの実施で踏み切っていただきたいと思います。

なお、私、ちょっと聞いておってわからないのは、外注化で対応しているというところがあるということなんですけれども、これはどういう予算を使ってやられているか、その辺をちょっと伺いたいなと、こう思います。

それから3番目の、市職員でビルクリーニング技能士というのは経験も必要だということで、やむを得ないと思いますけれども、私はやっぱりこれからの建物というものは近代化していきますし、例えば新しくできたところ、ゆとりピアなんかの外壁を見ましても、清掃一つとっても、これは非常に難しい問題でありますので、これらを作業指示するにはやはり技能士が必要じゃないかと、こう思っていますので提案したようなわけでございます。非常に難しい仕事でございますのでやむを得ないと思いますけれども、できれば、やはりこういうものを知っておるということは非常に外注する場合にも有利に働きますのでお願いしたいなと思います。これも一応愛知県の方でもどんどんどんどん清掃の外注化、市庁舎とか、そういうあらゆるものを外注化しておるんですけれどもや、やはり知らない人が請負させるとさいが膨大な金を取られるということでございますので、経験のある人を備えつけて指導していただきたいと、こう思うわけです。

それから東西線の沿線ですけれども、ケヤキが植えてありますけれども、中心市街地の景観ということでも進めておるし、幹線道路沿道景観ということで東西線は位置づけられておるわけですけれども、このときに東西線と交差する県道御嵩・犬山線、新可児大橋の西側の交差点なんですけれども、あの交差点は信号機はどちらについておるかといいますと、右側についておるわけだね。進行方向の右側。向こうから来るとやっぱり左側。進行方向じゃなしに反対についておるので、ケヤキの木が多少繁茂しても信号は見えると、こういうことで思っていますが、それを1本向こうへ行きまして大東・上屋敷線の信号を見ますと、自分の進行方向に対しどちらもついておるわけです。そうすると、やっぱりケヤキや、今はまだ木が植えたばっかりで小さいんですけれども、一部もう信号の見通しが悪いということでございますので、私は今の信号をつけるときに、なぜ木を植えるというなら信号を反対につけて、同じような見通しのいい状態にせなんだかということを思ったわけですけれども、今度、恐らく1年ぐらい先になると信号機を変えるか、木を伐採していくか何かせないかんと、こう思うわけでございますので、この辺の先取り行政というのか、その辺がどうなっておったかということで、これは信号をつけるのは市の関係じゃないと言われればそれまでですけれども、その点の御返事だけ伺いたいなと、こう思っています。

さらにもう一つ、ちょっと忘れましたけれども、学校の床材ですけれども、やはりワックスで黒ずんでおるようなところは一度徹底的に清掃していただければ、子供たちがその後、きれいにぞうきんがけしていますけれども、次の守りが非常に楽であるので、その辺の配慮はしてあげていただきたいなと、こう思います。以上です。

副議長(河村恭輔君) 教育長。

教育長(渡邉春光君) 学校の窓ガラスにつきましては、先ほども申しましたように、現在のところ、昨年度は1校について業者に委託した部分がございますが、これは階段の踊り場の裏側のようなところはかなり長い道具を使いましても届きませんし、中から処理することはできませんので、そういう箇所、あるいは先ほどおっしゃいました体育館の上部の窓等につきまして実施したところであります。その予算につきましては、教育総務費の整備費の委託についてであります。来年度については、御提言を受けて、さらに予算化を図っていきたいというふうに思っておりますが、その前に関係課ともあわせて十分検討をさせていただきたいと思っております。

なお、床のワックスの問題でありますが、これにつきましても各学校、特に中学校では子供たちがウォッシャーをかけるというようなことも通して清掃に努めておるところでありますが、何分長年にわたってついた、先ほどおっしゃいましたようにワックスが固まっておるような状況もありますので、今後、その方法については一遍研究をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

副議長(河村恭輔君) 建設部長 井藤實義君。

建設部長(井藤實義君) 信号機が進行方向に向いまして、こちらの県道御嵩・犬山線等も川合・姫ヶ丘線のところが違うというお話でございますけれども、これにつきましては進行

方向に向いましてつけていただくのが原則と承っておるわけでございます。しかし、その交差点の形状とか地形によりまして、それによってかえって見にくくなるというところにつきましては、もちろん議員お話のように、これは公安委員会の関係でございますけれども、そこらのあたりが現地を把握された上で設置していただいておることでございますけれども、それでまた非常に今のケヤキの木が大きくなって支障になるというようなことになりますと、その信号機を変えるということは多分無理かと思うわけでございますけれども、またその辺も公安委員会の方ともよく御協議させていただきまして、またお互いに立ち会って確認していきながらいい方向を見いだしていきたいと思いますから、よろしくお願いいたします。

〔「どうもありがとうございました」と5番議員の声あり〕

副議長(河村恭輔君) 5番 太田議員の質問を終わります。

6番議員 小池邦夫君。

6番(小池邦夫君) 6番 小池邦夫でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

昨今、個性尊重が大変強調されまして、それぞれの意見も十人十色、3人寄れば文殊の知恵でも、8万5,000人ともなりますと一つの合意を導き出すのにも大変なことであるということは十分察しがつきます。可児市百年の計に立ってつくられました総合計画、これも市民の参加意識がなければ絵にかいたもちになってしまうおそれが生ずるわけですが、民意の反映という非常に正体のはっきりしにくい問題について質問をさせていただきます。

一般的に事業に関係する人に対する説明会とか、自治会、それから各種団体活動における会合、アンケート調査、そのほかさまざまな対話を試みていただいていることは十分承知しております。さらに市民の代表として市議会議員が存在するわけでして、当然、その議員がその任に当たるべきで、当事者の私がこの件に関する発言はまことにもって本末転倒であるとは思いますが、我々が審議する市当局の提案がそこに至るまでに、一般市民からの意見、提案がどのような方法で届いているか、現状と将来の方針についてお尋ねいたします。

ここで二、三、一般市民が行政や議会に疑問や不信感を持つような事例を挙げてみます。かつてこの市役所の南側が区画整理されましたが、ちょっと変わった区画で我々素人にはちょっと理解しにくい部分がありましたけれども、こうすると車がスピードを出さないから安全だということで説明を受けたわけですけれども、さらに役場の跡地を活用したのにもかかわらず、旧来のメインストリートとこの区画整理地内との連携が考慮されていないということで、連携がないだけなく、今ちょっと危険箇所にもなっておるわけですけれども、当時、村木といいますか、広見といいますか、商店街は市に見捨てられたなあと感じたものです。区画整理をなし遂げるためには小異を捨てなければならない。そして最大の努力がなされたことは私も十分理解しております。結果論を言うつもりはありませんが、ただその道のプロであるということを理由に、地域の歴史、事情、それから市のまちづくりのコンセプトに疎い部外者であるコンサルタントが決めたことであるということが、すべての疑問や不満に対する免罪符には決してなり得ないということ。そして、金科玉条で一字一句の変更もまかり

ならんというような印象は市民に与えてはほしくないということで、これらに十分配慮して いただきたいと思います。

また、以前にも取り上げていただきました夏祭り、私も質問させていただきましたけれども、夏祭りの花火大会も趣旨はすぐ理解していただけましたけれども、正式団体ではないとか、一部の人間の提案であるということで、なかなか全面的な協力がいただけなかったという経緯があったわけですけれども、今回は正式に可児市商工会の事業予算に組み込まれましたので、市当局の御支援に大変大きな期待を持っております。特に本議会には可児市商工会正副会長もいらっしゃいますので、特に特によろしくお願いいたします。

何ごとも物事を起こしますと予算が伴います。一方の利益が他方の不利益になることもあるでしょう。要望や提案を何でも受け入れるということは不可能ですが、予算がないからということではなくて、市にとって必要かどうか、いいか悪いかではっきり否定することも重要ではないかと思います。そして、そのときにはなすべきことの優先順位を明確にしていただき、市として、行政としての意思を強力にアピールしていただきたいと思います。

それから先ほども信号機の話が出ましたけれども、信号機の設置の要望は随分あちこちで出てくるわけなんですけれども、岐阜県全体の年間の絶対数が決まっていて、市ではどうにもできないと、こういう理由で何となく納得をしているというか、させられているわけですけれども、命にこれほど直結する問題が、そういうものであるから仕方がないということだけで済まされるかどうかということもよく考えさせられることなんですけれども、花の都づくりとか文化というのはもちろん大切です。大切ですけれども、命に直結した問題がそれより下に位置づけされているようなニュアンスというものは、またそういう受け取られ方は市にとっても決して本意ではないと思います。いろいろ努力してはしていらっしゃると思いますけれども、以心伝心の時代からビジュアル、パフォーマンスの時代です。また、双方向性なんていうことが騒がしくなりまして、市長さん以下、全職員が民意を大切にしていますよと、そして業務に携わっていますという姿勢をもっと強力に表へ出していただきたい。

今、可児市はボカシで大変有名になっておりますけれども、本当に喜ばしいことでありますし、私は誇らしくさえ思っております。この活動はある団体の自然農法の実践から生まれたものだそうですけれども、石頭の自治体なら恐らくこれほど正面から取り上げて、これほどまでに育てることは恐らくなかったでしょう。可児市の判断と行動は全国の手本になると思っております。とにかく是々非々で判断する、行動する、そういう能力をもっともっと高めていってくださいますことを大いに期待いたしまして、質問を終わります。以上です。(拍手)

副議長(河村恭輔君) 助役 纐纈義昭君。

助役(纐纈義昭君) 小池議員の御質問にお答えをいたします。

行政の意思決定に民意を反映させる方法として、どんな方法をとっておるかということだと理解いたしました。まず総合計画を中心にお答えをいたしますが、市政を考えるときに、 限られた財源の中で今何が最も市民にとって強い要望なのかと。そしてまた、将来、可児市

にとって今何をすべきか、構想をつくって施策を計画して実施していくわけでございますけ れども、これらの計画、施策を具体的に示したのが総合計画であることは御存じのとおりで ございます。今日、我々の地域社会を取り巻く諸情勢、社会情勢というのは、いろいろ多岐 多様にわたっておりまして、そうしたことによって市民の意識の方も個性化、多様化してき ております。こうした中で、来るべき21世紀に向かって、人間性あふれた真に豊かで住みよ いまち・可児を実現するとすると、潤いのある美しい郷土の形成を目指す本市の基本的な戦 略目標というのが必要であり、それが総合計画ということになっておるのも御存じのとおり でございます。現在の総合計画は平成3年を初年度といたしまして、平成12年(西暦2000 年)を目標年度とする市制後第二次の総合計画でございます。平成3年度から平成7年度の 前期計画で実施する具体的な施策について上げておりますけれども、この計画策定に当たり ましては、各方面からの御意見、御要望をお聞きしております。具体的に申し上げますと、 市民意識の調査を実施し、中学生・高校生のアンケート、あるいはまた各種団体長のインタ ビュー、数回に及ぶまちづくりの婦人会議、あるいは青年会議等も行ったわけでございます。 ここでの貴重な御意見とか御要望を盛り込んで計画を策定いたしました。さらに、総合計画 審議会の委員の皆様方にも御審議をちょうだいしておりまして現計画はでき上がっておりま すが、私どもとしては真に民意を反映させた可児市民の総意であると、現計画のことを思っ ておる次第でございます。取りようによっては不十分な面もあろうかと思いますけれども、 私どもなりには一応統計学的にも一定数値をもって、全体意思に沿っておるという判断に足 る調査も私どもとしてはしたと、こういうふうに考えております。また、公募によりまして 広報モニターが現在設けられておりますけれども、そうした方々には随時お集まりのときに いろいろ御意見をちょうだいしております。また、最近の諸学習、まちづくりの基本構想の 策定に当たりましては、かなりのアンケート調査を中心に調査をいたしましたし、また 300 名に及ぶ市民会議も「ゆとリピア」において行ったところでございます。そのときには分科 会方式もとりまして、いろいろなやはり御意見をちょうだいした経緯がございます。御存じ のとおり、市がいろんな計画立案をいたします際には、ほとんどと言っていいくらい何らか の形で市民の意向調査を行っておりまして、そうした意向を土台にして方向づけを審議し、 まとめております。

また、それ以外に、これは総合計画の策定とは別の話になりますけれども、市政懇談もできる限り機会を得て行うように努めておりまして、市長も積極的にそうした機会に出席させていただいて、努めて皆さん方の御意見、御意向をお聞きするということも一方で行っております。いわゆる通常言われる市政懇談会なるものは年1回、自治連絡協議会主催の自治会長研修会だけにここ近年なっておりますけれども、日常、通常的にはいろんな会合を通して、今申し上げたように懇談をしておるわけでございます。

そこで、今お話がございました中で、双方向性とか、もっともっとやはりそうした意向を 酌み取る手段、方法を考えていく必要があるのではないかという御指摘でございますけれど も、やはり市民の皆様方に的確な御判断をいただいて、それを情報、あるいは要望として私 どもがいただくには、逆に私どもも適切・的確な情報提供を市民の皆さんにしていかなきゃならないと。いろんなメディアを使って今やっておりますけれども、今回のCATVもまさにその一つでございますが、まだまだ十分だとは思っておりませんので、一口に情報化の時代と言われておりますけれども、私どもが目指しておりますのは、やはりそうしたことを中心にしたいわゆる情報交換機能を整備したい、システム的につくり上げたいということを考えておりまして、そうした中で必要によっての分析確保も進めたり、そして、より適切な市民の御要望を掌握していく。そして行政サイドの考え方についても努めてわかりよくしていただこうと、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長(河村恭輔君) 6番 小池君、いいですか。

〔「はい、ありがとうございました」と6番議員の声あり〕

副議長(河村恭輔君) 以上で6番議員 小池邦夫君の質問を終わります。

13番議員 可児慶志君。

13番(可児慶志君) 最後になりまして、皆さん大変お疲れだと思いますが、よろしくお願いします。

最近、大変気になることが二つほどありまして、一つは、岐阜県で推進されておりますプ ロジェクトに関してであります。岐阜県下では地域ごとにすばらしいプロジェクトが展開さ れておりまして、県土発展の将来像はすばらしいものと、県民の一人として喜んでいるとこ ろであります。例えば飛騨地区におきましては地方拠点都市の指定を受けましたし、南飛騨 地区におきましては国際健康保養地を目指し、西濃はソフトピアジャパンを拠点に情報科学 に力を入れ、岐阜地区は県都として、ふれあいセンターや長良川メッセなどの施設整備や岐 阜大学を中心としたバイオ技術の研究、中濃地区においては航空宇宙産業やバーチャルリア リティーによる先端科学技術、そして東濃は世界的な研究学園都市としてそれぞれ計画を進 めております。そんな中で、可児市においては花トピアを中心に花の情報発信基地にしよう という構想はありますけれども、他地区の構想と比較すると、そのスケールがあまりにも小 さいように思えてなりません。こうなった一つの原因として、今や中濃地区というのがばら ばらの状態になっておるのではないかと思うわけです。一つの地区としての連帯が形成され ていないのではないかと思うわけです。特に可児市は中濃での位置づけというものは大変薄 くなってまいりまして、可児・加茂地区というものに偏ってきているために、県下の開発プ ロジェクトとしてはエアポケットに入ってしまっているのではないかというふうに思います。 したがって、可児市は今後のために、他市との連携はどうあるべきかを明確にすべきではな いかと強く信じるところであります。

もう一つ気になったこととしまして、選挙制度改革の中で出されておりました小選挙区の 区割りに関してであります。可児市郡は現2区が二つの小選挙区に分かれた場合に、東濃側 に加えられて最初発表がされておりました。しかし人口配分の関係上、次には飛騨側に加え られて発表されました。これは人口配分だけを考えて、地域性や長期計画などの地方の主権 を全く無視したやり方であって、選挙制度改革もできない国において地域の主権を奪われて はなるものかと、市民としては非常に腹立たしく思いました。

この二つの気がかりなことは、地域活性化に必要なプロジェクトの誘致と地方主権に関することであります。この 2 点について、以下、具体的に市長の所信をお伺いいたします。

まず第1点は、東京一極集中の是正や、地域活性化のために生まれてきました地方分権についてであります。我が国の政治や行政は、明治以来、上からの近代化推進のためということで、集権、画一、硬直、内向きというような構造でありましたが、国際社会における我が国のあり方などの国の根幹にかかわる問題に全力を傾けて、内政は基本的に地方が責任を持って担当するというような、分権、多様、柔軟、外向きの構造に再構築しなければならなくなってきました。そのために、国などから昨年来、多くの施策や答申が出されてきております。まず第1といたしまして、臨時行政改革審議会が答申いたしまして、4月から公募が始まっておりますパイロット自治体であります。これは都市整備や農村振興など独自のアイデアを市町村が示し、内閣から指定を受けると、許認可手続の簡素化や補助金の縛りの緩和など自由裁量をふやすことができるというもので、20万人以上の都市を全国で10ないし20ヵ所としていますが、やる気があれば小さな市町村でも可能で、数も応募が多ければ変わると言われております。

二つ目に出されておりましたのは、同じく第3次行革審から出ております地方拠点都市であります。これは地方の自主的な、自立的な発展を支援し、地方定住の核となるような地域を育てるとともに、オフィス機能の東京からの移転を目指しており、国は指定地域に公共事業の重点的配分や地方単独事業への財政措置、融資、財政上の特別措置などを図るものであります。原則として各都道府県に一、二ヵ所としておりまして、全国で50ないし80ヵ所となる見込みであります。これには県内で、岐阜、西濃、中濃、東濃西部、飛騨地区の申し込みがあったようですけれども、2月に高山市を中心とする15市町村が指定されております。指定されました飛騨地区では世界の民俗文化都市を目指しており、高山市では指定を弾みに道路などの基盤整備が一気に進むと期待している。公共投資が優先的に配分されるのが一番の魅力と、お金の魅力を打ち明けております。

三つ目ですが、首相の諮問機関であります地方制度調査会から出されました広域連合及び中核市であります。この基本的な考え方は、多様化している広域行政需要への適切な対応と、一定規模以上の都市の事務権限の強化を図り、地方分権を推進するための制度として創設することが適当であるとしています。まず広域連合では現在の市町村はそのままにして、国や都道府県からの事務権限の委譲をしてもらうものであります。そして中核市は人口規模を30万人以上、面積を 100平方キロ以上として、地域の中核的機能を持つ市に資格があります。指定されますと、政令指定都市に委譲されている権限のほとんどが委譲されるために、県内で唯一の資格を持つ岐阜市は応募すると意欲的であります。これ以外に、道州制や首都機能移転論の高まりにまで考えてみますと、今や分権ブームと言われております。市長はかねてより、魅力ある地域中核都市の形成が21世紀に向かってのまちづくりの基本目標となるとおっしゃってみえますが、地域中核都市のうち、「地域」というのはどのようなテリトリーを示

しておるのか。「中核都市」とは、さっき言いましたパイロット自治体、あるいは地方拠点都市、あるいは広域連合、あるいは中核市を目指すものであるか、あるいはそれ以外のことなのか、その概念を明確にしていただきたいと思います。先般の国の許認可などの委譲世論調査におきまして、国民の8割が地方分権の推進を求めている結果が出ておりました。市長には、地方活性化のために、政府が動く前に世論を動かす気概を持ち、地方分権どころでなく、地方主権を確立する気概を持っていただきたいと期待して、お伺いをいたします。続きまして2番目でございますが、東濃西部3市1町と可児市との関係についての質問に入ります。

東濃西部に関する動きが最近大変活発になってきております。まず3月の27日に東濃研究 学園都市構想が多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域基本構想として、三重県の 三重ハイテクプラネット21構想に続く、全国で4例目の国からの承認がありました。これま で「東濃西部研究学園都市構想」として進めてきたものが、全国的な視点から構想を展開し、 東濃地域全体へ構想が広がる可能性があるということを考慮して、「西部」という名前を取り まして「東濃研究学園都市構想」と改名されたようであります。承認によりまして、構想の 中の中核的民間施設を整備するに際し、NTTの無利子融資を受けられることや、不動産取 得税、固定資産税の減免などの優遇措置が受けられるようになり、諸施設の建設に大きな弾 みになり、事業がより円滑に進むと期待されております。一方、国のお墨つきが得られたこ とによりまして、外部向けのPR効果が上昇することは間違いなく、また多治見市において は東濃研究学園都市構想の一環であるフロンティアリサーチパーク構想を進める上で、一流 企業の研究・研修機能の誘致に弾みがつくと話をしております。さらに4月12日、地元の経 済界の主催におきまして、多治見市、土岐市、瑞浪市、笠原町の3市1町の市長らによる合 併問題への座談会が開かれ、そして5月18日には同じ経済界の主催で、岐阜県サミットが開 かれた中におきまして、東濃西部3市1町の合併で研究学園都市構想の持つポテンンシャル を最大限に活用したまちづくりをと提言されております。地元経済界では9割近い人が合併 推進を求めているとの回答があり、もし合併が実現すると、人口規模で岐阜県第2位の20万 都市が誕生することになり、道路、下水道などの整備、維持費用の節約が図られ、また行政 人件費の低減化が期待される。そしてまた、単独市町村では実施が困難な大型戦略プロジェ クト、例えば本格的国際会議場といったような大型施設の設置が可能となるとともに、東濃 研究学園都市構想による弾みがつき、中央リニア駅の実現のための支援者が大変ふえてくる 等のメリットがあります。

そして、また続いて、先般、梶原知事がマスコミとの対談の中におきましては、東濃には割に早い時期に中央新幹線が通り、必ず駅ができるでしょう。そうなれば、東京、大阪のちょうど真ん中で、どちらへも30分の通勤圏であり、まだまだ土地もあり環境もよい。名古屋という大都市サービスも手近に受けられるということで、日本の中枢的な役割を果たし得る地域であると思う。遷都論が盛んだが、首都機能を持ってきてもおかしくない。私は日本の中で、首都機能を移すにはここが最も適切なところだと思うと大変に力の入った発言をされ

ております。このように話題になり、評価され、限りない発展の可能性がある東濃西部と可 児市がうまく連結を展開していけば、可児市内においても研究・研修施設をつくる用地は十 分あり、研究者たちのための良好な住宅地もあり、名城大学もありますので情報交換も可能 であり、可児工業団地と研究機関との融合により、新しい産業、製品技術開発も可能であり ます。また、超優良企業の誘致も可能になるなど大きな可能性があると思うところですが、 市長はどのようなスタンスで東濃西部とこれから折衝されていくつもりであるのか、お伺い をいたしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。(拍手)

副議長(河村恭輔君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 可児議員の質問にお答えをいたします。

最初の地方分権の中の可児市が目指している政府案とかはいずれかということでございま すが、地方分権については議員御案内のとおり、かねてから中央で論議されているわけです が、なかなか思うに任せないのが現状でございます。御指摘の、可児市といたしましては、 いずれの政府案に乗り、21世紀のまちづくりを考えているのかという御質問につきましては、 現在、具体的に事務を進めておりますのは、昨年施行されました「地方拠点都市地域の整備 及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」、略して「地方拠点都市法」による都市づく りであります。この法律は東京一極集中の是正と地方活性化の切り札として、建設、自治、 通産、農水、郵政、国土の6省庁の提案でつくられました。この制度は知事の推薦で拠点地 域を定め、政府が公共投資の優先配分や税制上の優遇策でこれを後押しして拠点都市を育て、 首都圏からのオフィスの移転を誘導しようとするものでございます。都市機能の増進と居住 環境の向上を目指すものですが、この拠点都市のとらえ方は、単独市のみでなく、市町村が 共同で基本計画をつくり、地方の創意工夫、自主性を生かす仕組みになっております。あわ せて、国の支援施策も多種多様となっておりますので、ただいま中濃4市、美濃、関、美濃 加茂、可児の4市が中心になりまして地方拠点都市準備連絡会議を設けまして、知事の地域 指定を受けるべく事務も進めておるところでございます。この事務の中心は美濃加茂市にお いて事務を進めておるわけでございますが、県としても、飛騨に次いでここを第2の地域指 定をしたいというような考え方があるようでございますので、それを目指して今準備を進め ておるところでございます。いずれ原案ができましたら、また皆さん方に御相談申し上げた いと、かように考えておる次第でございます。

それから東濃3市1町とのかかわり合いでございますけれども、確かに可児市はそうした中濃4市の拠点都市にもくみしながら、さらに東濃学園都市構想がございますので、それの外郭都市として、十分そうした各市とも連携を密にしてまいりたいと考えておるわけでございます。東濃3市1町の合併の問題につきましては、実業界では推進されておりますけれども、行政側としてはなかなか踏み切れないというのが現状のようでございます。その場合、可児市はどうするかということもあろうかと思いますが、現在のところ、いろんな、例えばリニア新幹線の同盟会とか、それから国道21号、あるいは土岐・可児線の改良、そうした道

路の問題と東海環状道路、そうした問題でお互いに同盟会をつくって進めておるわけでございますし、鉄道については高山、太多線の複線電化期成同盟会というもので推進をいたしておるところでございますし、事務的には、伝染病の予防組合が一部事務組合で多治見市が主になってやってるわけですが、それに参加をしておりますし、行政的には税務関係、あるいは職安関係は多治見との関係がございますので、そうした協議会もできておるわけでございます。これからもそうした面も活用しながら、これとの連携も保ちながらこのまちづくりを進めてまいりたい。ただ、やみくもに合併ということではなくして、可児市の主体性というものを十分尊重しながらまちづくりを進めてまいりたい。とりあえずは中濃4市を中心とした地方拠点都市の指定を受けるべく、今のところは全力を挙げておるという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

〔13場合議員 挙手〕

副議長(河村恭輔君) 13番議員 可児慶志君。

13番(可児慶志君) ありがとうございました。

拠点都市を目指してみえるということで大変心強く思ったわけですが、この中濃4市における拠点都市を目指すということにおいて一つ気になることは、たった今でも選挙区が1区と2区と分かれておりまして、大変そういった関係で国とのつながりというのが非常に結びつきづらい部分があるわけですけれども、そういった障害を、今後、中濃4市において国の方に提言をしていけるものかどうか、あるいはそういうお気持ちは市長の方にあるかどうかということをちょっと一つお伺いしまして、質問を終わります。

副議長(河村恭輔君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 中濃地域は確かにこの中濃4市、今、衆議院の選挙区は1区と2区に分かれております。できれば、拠点都市になるんなら同じの方がいいわけでございますが、これに関係なく私どもは進めてまいりたいというふうに考えておりますし、当然、そうした選挙区の制定については意見具申をしたいというふうに考えております。特にこの中濃4市を拠点都市に、いわゆる県の方針としては、公園が、可児公園がございます。それから美濃加茂には今、「平成記念、緑のふれあい広場」というのが計画されておりますし、関には百年公園がございますので、そうした公園を主体にしたまちづくりというのが考えられるのではなかろうかということも言われておるわけでございますので、そうした類似性を持って、できるだけそうした恩典を受けられるものについては、恩典を受ける方法を考えながらまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、これからもよろしくお願いします。

副議長(河村恭輔君) 以上で13番議員 可児慶志君の質問を終わります。

以上で通告による質問はすべて終了しました。

これをもって一般質問を終結します。

副議長(河村恭輔君) 日程第3、議案第53号から議案第64号までの12議案を一括議題といたします。

これより各議案の質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

副議長(河村恭輔君) 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案につきましては、お手元に配付してございます議案 付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へその審査を付託いたします。

議案第73号について(提案説明・質疑・採決)

副議長(河村恭輔君) 日程第4、議案第73号 請負契約の締結についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長(山口正雄君) お手元の、きょうお届けいたしました18号の議案書で御説明させていただきます。

1ページでございますけれども、議案第73号 請負契約の締結でございます。

契約の目的といたしまして特別養護老人ホーム等用地造成工事でございます。約2万7,300平米の造成工事でございます。11社によります指名競争入札を行いまして、契約の金額は4億5,526万円でございます。契約の相手方といたしまして、可児市広見5丁目77番地小池・森内・樋口建設工事共同企業体でございます。代表者は、可児市広見5丁目77番地小池土木株式会社代表取締役小池誠之介。構成員といたしまして、可児市広見2321番地の4株式会社森内組代表取締役森内茂。もう一人構成員といたしまして、可児市広見567番地の4株式会社樋口工務店代表取締役樋口千恵子。工期は、議決の日から平成6年5月31日といたしております。以上でございます。

副議長(河村恭輔君) これより質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

副議長(河村恭輔君) 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結します。 それでは、ただいま議題となっております案件については、委員会の付託、並びに討論を 省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長(河村恭輔君) 異議ないものと認めます。よって、本案件については、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから議案第73号 請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長(河村恭輔君) 御異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり決することに決しました。

議案第74号及び議案第75号について(提案説明・質疑・採決)

副議長(河村恭輔君) 日程第5、議案第74号及び議案第75号の2議案を一括議題といたします。

提出案件の説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長(山口正雄君) お手元の19番の資料でお願いいたします。

平成5年度の可児市特別会計補正予算書でございます。本日お届けいたしております。

この議案第74号、75号とも、いずれも今回の国の景気対策といたしまして、大型補正予算により補助事業の増がございまして、予算の内示が急にございましたので、今回、予算計上するものでございます。

これはかねてから下水道事業促進のための予算要求を行っておりましたところ、このたび 工事の早期発注、工事の平準化等、国の意向によりまして、平成5年度、平成6年度の債務 としての内示がございました。今回の内示によりまして、公共下水道におきましては4億5, 000万、特定環境保全公共下水道事業につきましては4億の債務負担行為を計上するものでご ざいます。

1ページでございますけれども、ただいま御説明しましたように、議案第74号 平成5年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございますけれども、債務負担行為を行っております。2ページに、これの公共下水道事業、期間は平成5年度から平成6年度まで、限度額は4億5,000万と。これは広見汚水幹線の管渠築造工事でございますけれども、広見のバローの前の交差点から乗里大橋までの汚水幹線管渠築造工事を予定しております。

それから4ページをお願いいたします。

議案第75号で、平成5年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。同じく債務負担行為でございます。

5ページでございますが、債務負担行為といたしまして、広見東地区特定環境保全公共下水道事業、期間は平成5年度から平成6年度まで、4億円でございます。これは主にしらさぎ団地内の管渠布設工事と、それから一部、平貝戸地区内での管渠布設工事を予定しております。以上でございます。

副議長(河村恭輔君) 以上で提案説明を終わりました。

これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

副議長(河村恭輔君) 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結します。 ただいま議題となっております議案第74号、議案第75号につきましては、水道経済委員会

へその審査を付託いたします。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。委員会の審査のため、あすから6月21日までの6日間を休会としたい と思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長(河村恭輔君) 御異議がないと認めます。よって、あすから6月21日までの6日間 を休会することに決しました。

散会の宣告

副議長(河村恭輔君) 本日はこれをもって散会いたします。

次は6月22日午前9時30分から会議を再開いたしますので、定刻までに御参集くださいますようお願いを申し上げます。

長時間にわたり、まことに御苦労さまでございました。

散会 午後 4 時03分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成5年6月15日

可児市議会副議長

署名議員

署名議員

議事日程(第3日)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第53号から議案第64号まで及び議案第74号、議案第75号について

日程第3 発議第1号 非核平和都市宣言に関する決議

発議第2号 義歯保険点数の改善を求める意見書

日程第4 下水道対策特別委員会委員長報告

会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

議員定数	26名
ᄣᅜᄉ	20 🗆

出席議員	(26名)		
举中亚口		-	

-	-										
議席番号		氏		名		議席番号		氏		名	
1番	高	木	利	行	君	2 番	遠	藤	久	夫	君
3番	亀	谷		光	君	4 番	芦	田		功	君
5番	太	田		豊	君	6 番	小	池	邦	夫	君
7番	村	上	孝	志	君	8番	渡	辺	佳	彦	君
9番	大	沢	和	明	君	10番	渡	辺	朝	子	君
11番	近	藤	忠	實	君	12番	続	木	重	数	君
13番	可	児	慶	志	君	14番	今	井	成	美	君
15番	河	村	恭	輔	君	16番	大	江	金	男	君
17番	勝	野	健	範	君	18番	村	瀬	日出	日出夫	
19番	渡	辺	重	造	君	20番	小	池	優え	と助	君
21番	松	本	喜作	と 子	君	22番	奥	田	俊	昭	君
23番	田	П		進	君	24番	林		則	夫	君
25番	林		義	弘	君	26番	澤	野	隆	司	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市		툱	鈴	木	告	也	君	助		役	纐	纈	義	昭	君
収	入	役	Щ	田		豊	君	教	育	長	渡	邉	春	光	君
総	務 部	長	Щ	П	正	雄	君	民	生 部	長	小	池	勝	雅	君
経	済 部	長	可	児	文	_	君	建	設 部	長	井	藤	實	義	君

鈴 木 益 廣 君 水 道 部 長 大 沢 守 正 君 福祉事務所長 教 育 次 長 (総 務) 教 育 次 長 (学校教育) 可 児 征 治 君 吉 田 博 君 秘書課長 長 瀬 文 保 君 総務課長 奥 村 雄 司 君 市民課長 嘉佑君 農政課長 曽 我 宏 基君 青 山 土木課長 可児教和君

出席議会事務局職員

議会事務局長 林 邦 夫 係 長 篭 橋 義 朗

書記勝野正規書記版坂忠志

書記溝口晴美

議長(奥田俊昭君) 皆さん、おはようございます。

本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位の皆様方におかれましては大変御多忙の中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

開議の宣告

議長(奥田俊昭君) ただいまの出席議員は26名でございます。したがって、定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長(奥田俊昭君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において15番議員 河村恭輔君、16番議員 大江金男君を指名いたします。

議案第53号から議案第64号まで、及び議案第74号から議案第75号までについて(委員 長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

議長(奥田俊昭君) 日程第2、議案第53号から議案第64号まで、及び議案第74号から議案 第75号の14案件を一括議題といたします。

これら14議案につきましては、各常任委員会にそれぞれ審査の付託がしてございますので、 各委員長から審査の結果についての報告を求めます。

総務委員長 勝野健範君。

総務委員長(勝野健範君) 総務委員会の審査の結果を報告します。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成5年度予算関係が2件、条例の一部改正が6件の計8件でございました。

去る6月17日、当委員会において慎重に審査を行いました。

その結果、議案第53号 平成5年度可児市一般会計補正予算(第1号)の所管部分、及び 議案第54号 平成5年度可児市平牧財産区特別会計補正予算(第1号)については、いずれ も適正な補正であると認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第59号 可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法施行令の一部改正により、議会の議決に付さなければならない契約金額を 9,000万円から 1 億 5,000万円に引き上げるものでありますが、議会の議決権の縮小となることなどから反対するという意見はありましたが、賛成多数により原案を可とすることに決しました。

次に議案第60号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第61号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部改正により、住宅用地の固定資産税の課税標準の特例等を改正するものでありますが、土地の固定資産税評価額が大幅に上昇することなどから反対するという意見はありましたが、賛成多数により原案を可とすることに決しました。

次に議案第62号 可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、総合会館の4階、第2会議室を株式会社ケーブルテレビ可児に使用させるため一般貸し出しとしての会議室の扱いを廃止するものでありますが、同施設を含めた将来の会館の建設を要望し、総合会館の公共的会議室の確保をすべきとの意見を付して、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第63号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第64号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、消防団員の損害補償基礎額の引き上げ、及び退職報償金の引き上げ等であり、全会一致で原案を可とすることに決しました。

以上で総務委員会の審査の報告を終わります。

議長(奥田俊昭君) 文教民生委員長 田口 進君。

文教民生委員長(田口 進君) 文教民生委員会の審査結果報告を行います。

今期定例会におきまして、当委員会に審査の付託をされました案件は、平成5年度予算の 補正が2件でございまして、去る6月18日、当委員会において慎重に審査を行いました。

その結果、議案第53号 平成5年度可児市一般会計補正予算(第1号)の所管部分について、及び議案第55号 平成5年度可児市老人保健特別会計補正予算(第1号)については、、いずれも適正な補正であると認め、何ら異議なく、全会一致で原案を可とすることに決しました。 以上で文教民生委員会の審査結果報告を終わります。

議長(奥田俊昭君) 水道経済委員長 近藤忠實君。

水道経済委員長(近藤忠實君) 水道経済委員会の審査結果報告を申し上げます。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成5年度予算の補正が6件でございました。

去る6月18日、委員会を開催し慎重に審査を行いました。その結果、議案第53号 平成5年度可児市一般会計補正予算(第1号)の所管部分について、議案第56号 平成5年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第57号 平成5年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第58号 平成5年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第74号 平成5年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)及び議案第75号 平成5年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、いずれも適正な補正であると認め、何ら異議なく、全会一致で原案を可とすべきものと決しました。

審査の結果は以上でありますが、要望事項がありますので申し添えます。

現在、可児市公共下水道は当初計画により 1,950ヘクタールの計画のもと着々と整備が進められている中で、幹線がとおる地域で、この計画からそれている地域では当然のことながら、なぜという疑問が起き、その声を議会、行政に反映させていく中で、エリアの見直し問題が提起され、行政としてもエリアを 2,400ヘクタールに拡大整備をしていくとのことでありますが、県との関係もあることと思いますが、慎重な中にも内容をよく検討し、早急に計画を議会に示すよう要望いたしまして、水道経済委員会の審査結果の報告を終わります。以上です。

議長(奥田俊昭君) 建設委員長 林 義弘君。

建設委員長(林 義弘君) 建設委員会の審査結果報告させていただきます。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成5年度予算の補正が1件でございまして、去る6月17日、当委員会において慎重に審査を行いました。

その結果、議案第53号 平成5年度可児市一般会計補正予算(第1号)の所管部分については、適正な補正であると認め、何ら異議なく、全会一致で原案を可とすることに決しました。 審査の結果は以上でありますが、要望事項がございますので申し添えます。

第1に、花フェスタをよりアピールするために、位置指示板等をよく目につくよう設置していただきたい。

第 2 に、青線、赤線等の位置づけを弾力的にかつ柔軟な対応ができるよう今後の課題として研究をされたい。

第3に、ミニ開発を許可される場合、進入路等を十分考慮した上の厳しい行政指導をして いただきたい。

以上3点を申し添えまして、建設委員会の審査報告を終わります。

議長(奥田俊昭君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

通告がございますのでこれを許します。

16番議員 大江金男君。

16番(大江金男君) 議長から発言の許可をいただきましたので、通告のとおり日本共産党 可児市議団を代表いたしまして、議案第59号、並びに60号及び61号について反対討論をいたします。

まず議案第59号 可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、この春の地方自治法の改正によって、自治省より、10月31日までに各地方自治体において条例改正せよと通達が来ております。

本案は、議会の議決に付さなければならない契約金額を 9,000万円から 1 億 5,000万円に 引き上げるものであり、改正前に比べますと議会の議決権の縮小、言いかえれば執行権の拡 大となり、本議会の中では反対をするものであります。

次に議案第60号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第61号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2議案でありますが、地方税 法の一部改正によるものであります。

条例改正案の条文だけを見ますれば市民にとって、固定資産税、都市計画税の減税が行われるような印象を受けます。しかし税法改正のねらいが、もともと自民党政府の土地政策の失敗によって異常な高騰を招いた土地の価格に固定資産税評価を近づけようとするものであります。これは公示価格の7割まで引き上げよという指導内容で明らかであります。急激な固定資産税のアップを避け、国民の目をそらさせるため、3年間の特例措置を設けてはありますが、3年後はどうするかは全く不明です。国民にとって加重な負担を招くおそれのある今回の地方税法の改正による2議案に対しては強く反対をいたします。

以上、議案第59号、60号、61号の反対討論といたします。

なお、議案第62号 可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する 条例の制定についてでありますが、株式会社ケーブルテレビ可児の事務所及び編集室等確保 のために、総合会館第2会議室を占有することに伴う条例改正であります。

もともとケーブルテレビ可児は農協会館に設置するということであったのが、農協会館の建てかえの見通しが現在のところ不明ということで、今回の措置となったものであります。総合会館は市庁舎の数少ない会議室として、また市民に開放された会議室として確保するのみならず、これまでに各種団体事務所が占有していることについて、市民の貴重な共有財産を、特定団体、事務所に貸すのには問題があると、この議場からも指摘してきたところであります。農協会館、あるいは農協の施設の一つであります有線会館を見てみますと、特に有線会館につきましては、ケーブルテレビ可児の事業が実施されれば有線放送事業そのものが移行されると聞いております。その有線事業の根拠地であります有線会館は田口淳二県会議員の事務所に貸してあるなど、到底ケーブルテレビ可児の事務所等の場所が確保できないということは、一般市民の目から見まして大いに疑問が残るところであります。今回はあえて本条例に反対はいたしませんけれども、今後なお、そうした問題を農協に指摘しながら、一日も早く総合会館の明け渡しを求めるよう付言をいたしたいというふうに思います。

以上でございます。(拍手)

議長(奥田俊昭君) ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。 これより各案件について採決いたします。

ただいま議題となっております14案件のうち、議案第59号、議案第60号、議案第61号を除 く11議案を一括採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 御異議はないものと認めます。よって、議案第53号から議案第58号まで、及び議案第62号から議案第64号まで、並びに議案第74号、議案第75号の11議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。各案件に対する各委員長の報告は、それぞれ原案を可とするものであります。よって、各案件は各委員長の報告のとおり、それぞれ原案を可とすることに御異議 ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 異議がないものと認めます。よって、これら11議案は、それぞれ原案 のとおり決することに決しました。

次に議案第59号、議案第60号、議案第61号の3議案を一括採決いたしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 異議ないものと認めます。よって、議案第59号、議案第60号、議案第61号の3議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。本3議案に対する各委員長の報告は、それぞれ原案を可とするものであります。よって、本3議案は各委員長の報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(奥田俊昭君) 起立多数と認めます。よって、議案第59号、議案第60号、議案第61号の3議案は、それぞれ原案のとおり決することに決しました。

発議第1号及び発議第2号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(奥田俊昭君) 日程第3、発議第1号 非核平和都市宣言に関する決議、及び発 議第2号 義歯保険点数の改善を求める意見書を一括議題といたします。

提案理由の説明をそれぞれ求めます。

13番議員 可児慶志君。

13番(可児慶志君) 非核平和都市宣言に関する決議につきまして、原案を朗読をもって 提案にかえさせていただきます。

非核平和都市宣言(案)

潤いのある美しい郷土・可児の形成を目指す我々は、世界の冷戦構造は崩壊したが、局地 的な紛争が続き、核兵器の脅威は現在もなお続いていることを深く憂慮するものである。

核兵器の廃絶は人類共通の願いであり、唯一の被爆国である我が国の目指すものである。

我々は、平和憲法を持ち、これを擁護し、また「非核三原則」を厳守する立場から全世界に対し、あらゆる核兵器の廃絶と軍縮を推進することを訴え、世界の人々とともに真の恒久 平和が達成されることを願い、ここに「非核平和都市」を宣言する。

平成5年6月22日、可児市議会。

議長(奥田俊昭君) 5番議員 太田 豊君。

5番(太田 豊君) 議長から指名をいただきましたので、朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

義歯保険点数改善を求める意見書(案)

人生において食生活は極めて重要であり、生涯自分の歯で物をかみながら食べることはだれもが望むところであります。

我が国の入れ歯利用者は、総入れ歯・部分入れ歯を合わせて、推定 1,000万人とされている。うち、保険診療による利用者が9割近くを占め、その多くは入れ歯のぐあいの悪さに不満を訴えている。

この一因として、現行歯科医療制度において入れ歯の保険点数が低く抑えられていること から、十分対応できない状況にあることが歯科医師などにより指摘されている。

人間として歯は健康の維持・向上に不可欠であり、高齢化社会を迎えるに当たり自分の歯を大切にすることとあわせ、歯を失ったお年寄りにはよい義歯が必要です。

よって政府におかれましては、健康保険でよい義歯がつくれるよう診療報酬の引き上げを 早急に講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。平成5年6月22日、岐阜 県可児市議会議長 奥田俊昭。内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣様。

以上、提案説明を終わります。よろしくお願いします。

議長(奥田俊昭君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。 ただいまから発議第1号、発議第2号についてを一括採決いたします。

発議第1号、発議第2号を、それぞれ原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。 「「異議なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 異議がないものと認めます。よって、発議第1号、発議第2号は原案のとおり決することに決しました。

下水道対策特別委員会委員長報告

議長(奥田俊昭君) 日程第4、下水道対策特別委員会委員長報告を議題といたします。 委員長の報告を求めます。

下水道対策特別委員長 林 則夫君。

下水道対策特別委員長(林 則夫君) 御指名をいただきしたので、下水道対策特別委員会の報告を申し上げます。

当委員会は、執行部と一丸となって下水道整備に伴う諸問題の解決に当たるとともに、全市下水道整備の早期実現を図るため、昭和63年6月定例会で設置され、平成3年8月の議会改選に伴い現メンバーによる委員構成となり、現在に至っております。

そこで、現委員会の活動状況の報告につきましては、昨年6月定例会において第1回の中間報告を行っておりますので、今回はそれ以降の状況について御報告申し上げます。

御承知のとおり、可児市の下水道事業は、木曽川右岸流域下水道関連公共下水道を初め、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業と、手法こそ異にいたしておりますが、市内各地で事業が進められております。中でも、久々利地区、今地区では既に平成2年度から供用が開始され、その水洗化率も現在87%に達しております。

また、流域下水道におきましても、遅れはしておりますが、県の幹線が平成6年秋には接続され、市内の一部地域で供用が開始される見通しとなってまいりました。

ところで、委員会の活動状況でございますが、平成4年11月9日に第9回の特別委員会を 開催いたしました。

平成4年度事業の進捗状況の説明の後、平成5年度の国県補助の対象を予定している事業の説明を受けました。

その事業のほとんどは、流域関連では6年度供用開始予定地域の残り部分であり、また、 特環、農集等におきましては、既に事業化されている継続事業でございまして、国県補助金 の確保に全力で当たられるよう執行部に強く要望をいたしたところでございます。

また、今年度徴収が開始されます可児市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例の施行規則案について説明を受けました。

その内容は、負担金の納付方法、徴収猶予及び減免等の定めをするもので、既に特環、農 集において施行されている同主旨の規則に準拠したものであり、了承をしたところでござい ます。

続いて、平成4年11月25日から26日にかけ、先進地である京都府福地山市の下水道事業について視察研修を実施しました。福地山市は京都府の北西部の福地山盆地の西寄りに位置し、人口6万7,000人で、内陸工業団地も有し、田園商工業都市として北近畿の中核都市の地歩を固めている都市でございまして、下水道事業も昭和34年から始められ、平成3年度末で計画決定区域の2,138ヘクタールに対する整備率は68.6%で、総人口普及率では67.2%を示しております。

ここでは、山村部で農業集落排水事業も取り入れ、本市と同様、全市的に下水道事業を進められております。

また、公共下水道においては、雨水の処理もあわせて行う合流式と分流式の両方を採用し、 受益者負担金についても合流式と分流式のそれぞれの処理区域ごと、あるいは事業別による 負担区分ごとの負担金算定が行われているほか、使用料の徴収では、水道使用料と併合させ て徴収を行っております。

また、特徴の一つには汚泥のコンポスト化が行われ、農林水産省の特殊肥料の許可を得て

販売も行い、汚泥処分費の軽減を図っておられるところでございます。

次に、平成5年2月17日第10回の特別委員会を開催し、平成4年度事業の進捗状況と平成5年度事業の予定について執行部より詳細に説明を受けました。そこで、4年度事業において予期していない地質等による工事の遅れなどで、明許繰り越しの措置が必要なものが4件あり、やむを得ないものと認めたところであります。

続いて、県施行の木曽川横断工事の現場視察を行い、美濃加茂市深田町からトンネル内に入り、シールド工法での掘削状況を目の当たりにすることができました。大きな掘削機械やそのすぐれた性能に驚きを覚えるとともに、近代技術の偉大さや下水道事業の大事業であることを痛感したところでございますが、一つには木曽川本流の真下に立ったことにも強く感銘をいたしたところでございます。

次に今年度に入っては、去る6月2日に第11回の特別委員会を開催いたしました。

ここでは既定の下水道計画のうち、幹線ルートの一部見直しなど、都市計画決定の変更等 の案について説明を受けました。

その主なものは、広見幹線のルート変更の件であります。当初計画では、県道土岐・可児線を予定しておりましたが、早期布設が迫られています広見幹線においては、同県道の路線決定の遅れが待てない状況、あるいは、今後区域拡大を見込んだ将来計画や工事の施工上の問題等から勘案し、市道25号宮前・羽崎線に変更することが適当であることを了承いたしました。

また、国の景気対策による大型補正に伴う今年度事業の追加予定や大型住宅団地のコミプラの調査状況についても説明を受けたところでございます。なお、現在、流域関連公共下水道の区域を拡大する下水道整備計画の見直しが進められておりますが、整備計画にない地域においては、区域編入に大きな期待が寄せられており、一刻も早い実現に一層の御努力を願うとともに、年度別整備計画についても検討されるよう申し添えておきました。

また、花フェスタ '95に関連してのことでございますが、可児公園南側の市の運動文化複合施設用地は流域の区域に入っておりますが、可児公園は入っておりませんので、この際計画区域に入れ、その排水を花フェスタ開催までに流域に取り込まれるよう県に対し強く働きかけていただくよう要望をいたしたところでございます。

以上、過去1年間の活動状況について御報告申し上げ、可児市下水道対策特別委員会の中間報告といたします。以上。

議長(奥田俊昭君) 下水道対策特別委員長の報告は終わりました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 平成5年の第3回可児市議会定例会の閉会に際しまして、一言ごあい さつを申し上げます。

去る6月7日より本日まで、本会議、並びに各委員会を通じまして長期間にわたり慎重な

御審議を賜りまして、議員各位の御労苦に対しまして心より感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、本日、本年度の補正予算案を初め各案件を原案どおり御議決賜り、厚くお礼を申し上げます。また、議案審議の中で種々賜りました各位の御意見、御教授につきましては十分にこれを尊重し、検討を重ねまして、8万 4,000市民の期待にこたえるべく、今後の市政運営に反映してまいる所存でございます。

本年度も、はや3ヵ月を経過いたしましたが、公共下水道、都市街路、区画整備等、都市基盤整備を初め、市民生活に直結する環境センターの建設、花フェスタ '95に向けての関連施設整備など、極めて重要な事業が山積みいたしております。これら諸問題の解決に向けて、全庁一丸となって事業の円滑な推進を図る所存でございますので、議員各位におかれましても、何とぞ一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これからは一段と酷暑に向かう折りでもございます。議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意され、御自愛いただきますようお願い申し上げまして、簡単でございますが閉会のごあいさつとさせていただきます。(拍手)

閉会の宣告

議長(奥田俊昭君) それでは、これをもちまして平成5年第3回可児市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり、まことに御苦労さまでございました。

閉会 午前10時05分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成5年6月22日

可児市議会議長

署名議員

署名議員